

京	都	府
1・14 『日出新聞』、「水呑議員を選挙する勿れ」との記事を掲載(無産の者が議員となることを阻止しようとする動きを報道)。 日出 1・14		書(268名連署)を知事へ提出。4・30再願 ⁽³⁾ (明22・2専任郡長を置く)。 府庁文書 明18-9、日出 5・1
1・19 官報に連載されている各省の訓令達等で郡区役所が取扱うべき事項は、今後官報により処理するよう達す。 達甲4号		4・1 紀伊郡六地蔵・横大路両村人民の請願により、各派出所新築に着手。費用は両村人民が全額寄付するという。 日出
1・19~ 府会議員半数改選。 日出 2・21		4・22 竹野郡吉野村に土曜会設立。自治制などの研究をめざす。 日出 明22・4・30
1・20 『日出新聞』、府会議員半数改選に際し選挙人の注意を促す寄書を掲載。 ⁽¹⁾ 日出 1・20		4・27 馬淵善兵衛、三大事件建白書の連署人から脱退する旨、同盟者一同に申入れる。 日出 5・6
1・一 葛野郡某村では戸長が威権をふるうため、辞職勧告または郡長に上申して退職させることを村内で協議中という。 日出 1・25		4・一 綾部の有志者大槻理三郎・芦田新右衛門らが共同同志会を創立(毎月第3日曜に万円寺に会合し、政治・法律等を講究討論する。会員17~18名、傍聴者300名内外)。 日出 4・7
1・一 地租軽減の建白書、調印者3,270余となる。 日出 1・20		5・5 勤勉貯蓄の現況を詳細に取調べ報告するよう達す。 達甲32号
2・15 地租軽減の請願のため、各郡総代が京都に集まる予定のところ、5郡(久世・乙訓・綴喜・北桑田・熊野)しか出席がなく、調印は本人まで返却することに決定。郡長・戸長らの調印妨害が影響しているという。 日出 2・21		5・14 陸軍管区表の公布により、京都府は第4師管区に属し、上下京区および山城は第7旅管京大隊区、丹波および丹後は第8旅管宮津大隊区に所属。 勅令32号、法令全書
2・22 京都始審裁判所の民事課に公開所を新設。 日出 2・23		5・26 平等会、祇園下河原町の同会創立事務所で総会を開き、政社とすることに決定。 日出 5・29
2・22 大貝武布、上京区長を相手どり、京都始審裁判所に対して府会議員選挙会取消しの訴訟を起す(1・28上京区の半数改選が不正の選挙会だというもの、敗訴)。3・13さらに臨時府会差止願を同所に提出(4・11司法省の裁可をへて却下)。10・19知事を被告とし、大阪控訴院へ告訴。 日出 4・12、17、19、21、10・13、19		5・一 天田郡では大志万惣右衛門・芦田鹿之助・横山卓次の3名が有志者総代となり、同郡の人を郡長に任命されるよう府へ出願。 日出 5・3
2・23 神代復古の請願を内務省へ出すため、請願書・同盟規約書・檄文等を印刷配布した件で出版条例違反に問われていた小林与平(東京府平民)と大花栄三郎(京都府士族、活版職)、京都輕罪裁判所より、小林は罰金10円および5日、大花は無罪を言渡される(出版条例改正後、京都で初の処分) ⁽²⁾ 。 日出 2・16、20、25		5・一 加佐郡大入村松尾寺と福井県大坂郡今本村の境界につき、明16より争論中であつたが和解成立標杭を建てる。 日出 5・10
2・一 綴喜郡南村の人民、同村の官山を民有地に復されたい旨の請願書を内相に提出するため、村民1,500名の総代として伊藤某外数名が上京(明17、府へ提出したが採用されず)。 日出 2・9		5・一 相楽郡木津町では、町会が役場費の審議中、専断にわたつたとして人民との間に紛議起る。 日出 5・15
3・15 臨時府会を府庁式場で開く(〜17)。 府決議類集		5・一 京都大隊区司令部、上京区西洞院下売下ルの元京都府駐在所跡におく。 日出 5・25
3・23 『日出新聞』、政治小説「青年之知己」を連載(〜6・8、三大事件建白運動の時期を背景にしたもの)。 日出新聞		6・2 京都監視区(旧陸軍駐在所)は場所狭隘のため上京区出水堀川東入へ移転。 日出 6・3
3・一 政府、加佐郡舞鶴湾の沿岸地に第4鎮守府の設置を決定(明22・5・29公布)、4月より買上げに着手の予定。 日出 3・4		6・5 義民文珠九助の記念碑(伏見御香宮境内)の前で、発起人・有志者・縁古者が建碑1周年の祭典を執行。 日出 6・6
4・1 何鹿郡人民総代として大志万重馨外2名、専任郡長を置かれたい旨の内務大臣あて請願		6・19 川上音二郎(芸名浮世亭)、出獄後、新京極六角下ルの笑福亭で「獄中手枕の夢」という絵看板を出し落語をやっていたが、治安に妨害ありとして下京警察署より興行を停止される。 日出 6・21

参	考	日	本
(1) 寄書の内容(一部省略) 撰ぶなかれ=水呑被撰者、菓子箱持参、業体繁忙、保護を仰ぐもの、固陋の学者、無学無識、阿諛もの、名望を好む 再撰する勿れ=欠席多かりし、啞議員、多弁冗長、欲しがる、ビックリ賛成 撰ぶべし=能く民力を察す 日出 1・20		1・26 新聞紙に関する諸届書式を定める。	
(2) 神代復古請願事務所は、下京区第1組四坊大宮町41番戸に札をかかげ、関西2府22県の同志を募るため、先進表という請願書風のもの諸人に配布した。内務省への請願に応じたものは1千余人に及んだといわれ、請願の内容は衣食住を安からしむるなど5項目があった。 なお、大花が無罪になったのは、印刷当時出版条例改正以前であったことによる。		2・1 元老院、町村制修正案を上奏(市制は2・8)。内閣で再修正し、4・17裁可。	
(3) 明19の地方官官制にもとづき、何鹿郡と天田郡とを連合して1郡長を置くこととなり、以来天田郡を本郡とし何鹿郡を兼郡としてきた。そのため、郡長は常に天田郡にあって巡回さへ隔月1回ないし2回に止まり、諸願何届等も急務を要するものは直接本郡庁へ使丁を送るなど、不便さは枚挙にいとまもないことを強調、しかも戸数、人口、反別など、他の独立郡に比して僅少の差しかないことを挙げて速かに専任郡長を配置するよう要望していた。		2・6 内務省、サンフランシスコの日本人愛国者同盟機関紙『新日本』を治安妨害の理由で国内での発売頒布を禁止。 省令2号	
(4) この年、はじめて機密費が警察費の中に新設されたが、府はその内訳などの説明を一切行わないという態度に出たため、府会では、全額削除・大幅削減など諸案が出され論議になった。なお、この機密費については他の府県会でも問題になったところが多く、全額削除した県もあった。警察費中機密費の儀=付建議(内相あて) ……我京都府知事モ本年警察費中機密ノ一項ヲ増加シ之ヲ附議セシメラレ……依テ其議案ニ対シ之カ説明ヲ求メタルニ、其費途機密ニ涉ルモノナルヲ以テ之カ説明ヲ為ス能ハスト。既ニ其説明ヲ得サルヲ以テ議會ハ既往ノ経歴ヲ知ル能ハス、又現在ノ実況ヲ探ルニ由シナク殆ソト其費途ノ当否多少ヲ講究スルニ能ハサリシモ、他府県等ノ比準ヲ採リ推測ヲ以テ之ヲ議決シタリ。然リト雖トモ苟モ之カ経費ノ支出案ヲ議會ニ発スルニ当テ其予算組織即チ内訳ノ説明ヲ為サス又之レヲ禁セラレタル一段ニ至テハ議會豈感フ所ナカラシヤ。(中略)一地方警察官ノ支消スル常事犯罪ヲ探偵スルノ費途ニ至テ其ノ内訳ナル備給ノ如キ旅費ノ如キ此他手当金及ヒ交際費等ニ至テ豈ニ其大要ヲ説明スル事能ハサルノ理アラシヤ。若シモ此ノ内訳ノ説明ヲナシテ機密上ノ障害タラハ本会豈之ヲ望マ		2・28 法制局、新潟県会が同県知事と地方税支弁の件で法律の見解を異にし裁定を求めたのに対し、知事の措置を不当と判決。 法令全書	
		3・28 大審院、大井憲太郎ら4名の大坂事件再審請求に対し、原判決破棄、名古屋重罪裁判所に差戻す。7・14判決。7・28再上告を棄却。	
		4・7 改正煙草税則公布。	
		4・25 市制町村制公布(7章139条。明22・4・1より地方の状況をみて内務大臣の指定する地方に順次施行。明17・5の区町村会法など廃止)。	
		4・30 枢密院官制公布。枢密院議長に伊藤博文を任命し、首相の任を解く。	
		4・30 黒田清隆を首相に任命、黒田内閣成立。	
		5・8 枢密院開院式。天皇、皇室典範。憲法草案諮詢の勅語を下す。5・25~6・15皇室典範草案、6・18~7・13憲法草案を審議、議了(起草者伊藤博文)。	
		5・14 参軍官制・陸軍参謀本部条例・海軍参謀本部条例各公布、師団司令部条例・旅団司令部条例・大隊区司令部条例各公布(鎮台条例廃止)。	
		6・1 後藤象二郎、大同団結運動の機関紙として『政論』を創刊。	
		6・13 山県内相、「町村合併=関スル訓令」と「町村合併標準」を地方長官に示す。	
		6・18 改正醬油税則公布。	
		7・5 後藤象二郎、大同団結運動のため、信越・東北地方への遊説に出発。8・22帰京。	
		7・13 大蔵省、市制・町村制中の直接税・間接税の類別を告示(国税・地方税・区町村費中より直接税とする税目を指定)。	
		7・21 枢密院議長伊藤博文、書記官長井上毅に枢密院で問題となった点につき、憲法草案の再検討を指示。明22・1・13憲法修正案確定。	
		7・29 亡命中の金玉均を小笠原島より札幌に移す。	
		8・3 陸軍軍隊検閲条例を制定。	
		8・7 地方税中、警察費および警察庁舎建築修繕費に対する国庫下渡金の割合を改正。	
		8・11 内務省、賦金および賦金をもって購入した物件は、明22より地方税に引継ぐよう内訓。	
		9・12 地方制度編纂委員会(委員長山県有朋)、府県制・郡制法案を内閣に提出。10・1内閣	

京	都	府
6・一 愛宕郡今熊野村外7カ村の区部編入により、上下京の区会議員数は各12名(従来10名)となる。 京都市政史上	10・11 木津町の武田良ら、木津倶楽部の設立発起人会を開く。出席50名。 日出 10・13	
7・1 上下京警察署では従来単身者の巡査はすべて巡査合宿所で寝食させていたが、上京は合宿所を廃し散宿を認許。9月下旬でも廃止。 日出 6・30、9・18	10・12 国会開設の詔勅発布7周年を記念し、四条南劇場で演説会を開く。会主力石保次。 日出 10・12	
7・2 上京警察署移転式執行。 日出 7・3	10・20 『日出新聞』、「町村制施行準備取調概表」(郡長作成による町村合併案)を連載。 日出 10・20~	
7・3 花園分署(御室分署を改称)の開署式を執行。 日出 7・5	10・26 福知山では備荒儲蓄米払下げにつき郡長の処置を不当とし、政談演説会を開く。参加者1,200名、郡長改任の願書提出を決定。 京都地方労働運動史	
7・10 府、町村制施行につき郡長集談会を開く。綴喜・相楽・南桑田をはじめ各郡より予定の分合に変更の申出あり(〜8・10)。 日出 8・11	10・一 下京区第4〜6組聯合戸長の官金私用事件発覚し、後任戸長に上島伝兵衛を任命。部内人民は民選戸長を希望し、戸長の更迭を出願するか辞職を勧告するまで評議中。 日出 10・28	
7・10 疎水有志会の政談演説会を四条南劇場で開く。弁士溝口市次郎・西座新右衛門・植島幹・永井徹ら。 日出 7・8、7・12	10・一 講談師山崎琴昇、疎水有功論を講談して官憲より中止をうける。 日出 10・26	
7・18~ 上下京聯合区会を竜池校で開く。疎水工費等を審議。傍聴人は区会創設以来の人数で20日には165名に達す。 日出 7・19、7・25	11・1 上下京警察署の警察医(各2名)を廃止し、療病院の医員に業務を委任。 日出 11・6	
7・一 佐々木秀太郎(下京区東高瀬川筋正面上ル)ら傍聴組を組織、会費月5銭。日出 7・18	11・1 福知山治安裁判所綾部出張所、伏見治安裁判所木津出張所開庁。日出 11・3、相楽郡誌	
8・11 下京区徴兵検査に際し失踪者続出し、失踪届36名に達す。 日出 8・12	11・3 政談演説会を花見小路の大市座で開く。弁士原基雄「議員選挙論」、脇田嘉一「大同団結」、溝口市次郎「平民主義の凱歌を奏す」、植島幹「自治とは何ぞや」ほか。その際、林丑之助が同座雇人某を殴打創傷させたとの嫌疑により、11・10拘引される。 日出 11・2、11・11	
8・11 下京区第30組の有志が申合せ、市制研究のため公民会をつくり第1回を開く。 日出 8・8	11・4 北桑田郡の有志懇親会を周山村で開く。約50名出席。郡の独立を維持するため、各戸長役場ごとに委員1名を選定。また愛宕郡花背村、船井郡佐々江村、葛野郡小野郷村の北桑田郡編入問題を含め、府庁および郡長へ出願することに決定。 日出 11・7、11・8	
8・20 帰休兵と予備役兵員の召集を達す(演習日数、10・30より3週間)。 達甲64号	11・26 臨時府会を開く(〜28)。府会議事録	
8・23 政談演説会を四条南劇場で開く。弁士は溝口・永井・植島ら(予定)。 日出 8・22	11・28 通常府会を建仁寺で開く。開会18日(〜12・28)。 同上	
8・26 平等会(5・26結成)を再興するため相談会を開く。金玉均に書籍金品を贈ること、洛陽倶楽部を設置することなど協議。 日出 8・23	11・一 府、警察職務細則を改正。高等警察に関する事務細則は別に編成せず警部長に一任する。 日出 11・23	
8・31 疎水工費の未納者、下京7カ組で1,300名にのぼったため、書記5名が説得して完納させる。 日出 9・4	12・5 府、「町村分合之儀ニ付伺」「市制町村制実施ノ義ニ付具申」を内務省に提出(明22・2・9町村分合認可)。 府庁文書 明22-3	
9・18 『中外電報』の辻為義と岡田武一郎、官吏侮辱被告事件で無罪となる(検事、大審院に上告したが、11・30棄却)。 日出 11・14	12・27 府、「町村分合上府ノ区域変更ノ義ニ付上申」を内務省に提出(明22・2・29認可)。同上	
9・22 俠客林丑之助(下京区宮川筋3丁目)、鴨川改修工事の中止と疎水工事の負担軽減を内務省へ請願のため、1,000余名の総代として上京。 朝野 9・27	12・27 府、府会が議決した議案中、警察費(新設の機密費6,960円を3,000円に削除)を再議に付す。12・28府会、前回通りの議決をもって上呈(明22・2・27原案執行となる)。さらに警察費中、	
9・一 府典獄小野勝彬、死刑廃止の建議書を法相へ提出するため府へ申出る。 朝野 9・30		
10・5 府下の治安裁判所出張所開庁。 日出 10・2		
10・10 府、町村制実施につき郡長集談会を開く。綴喜・相楽・南桑田の各郡長、新町村分合につき予定の変更を要望(〜11・7)。日出11・7〜8		

参	考	日	本
	ンヤ。今本会カ之ヲ望ムモ若シ閣下カ府知事ニ内訓シテ一切ノ説明ヲ禁セラレタルモノトセハ、閣下カ明治十五年乙第七十二号ヲ以テ府県ヘ達セラレタル議案書式及同十八年甲第三号ヲ以テ公達セラレタル議案ノ外支出参考説明書ヲ作り参考ニ備ヘ可シトノ趣旨ニ背反スルヲ疑フナリ。然ルヲ猶之レカ説明ヲ禁セサルヲ得サルモノナラハ不知彼ノ機密費ヲ挙テ国庫ノ支弁ニ帰セラルルノ優レルニ…本会ハ今本費ヲ議スルニ当リ人民ノ負担ヲ軽減スルト浪費ヲ未萌ニ防クトノ趣旨ヲ以テ之ヲ決シタルナリ。(以下略)		の修正案を元老院に付議(同院では時期尚早論から廃案説強く、12・8内閣へ返上)。 9・12 内務省、アメリカで発行の新聞『世界の魁』に対し、治安妨害の理由で国内での発売頒布を禁止。 内務告示5号 9・17 枢密院、議院法の審議を開始(10・31終了)。11・26〜12・17衆議院議員選挙法案、12・13〜17貴族院令を審議。 10・5 野村靖・渋沢栄一ら、自治政研究会を鹿鳴館で開く、講師モッセ(〜明22・3・8)。 10・9 登記印紙規則公布。 10・14 栗原亮一ら、大阪で大同団結の有志懇親会を開く。出席者385名。 10・20 改正陸軍治罪法公布。 10・一 元老院、3府市制特例に関する意見書を政府に提出。 10・一 皇城を宮城と改称。 11・17 勲章佩用式公布。 11・26 大隈外相、国別交渉の方針にもとづき、独代理公使に新条約改正案(最惠国条項は有条件とし、内地開放と領事裁判権撤廃を不可分のものとする)および外相宣言案(大審院に外国人判事任用、民法以下の諸法律編纂など)を手渡す。以後、6カ国の各公使に手渡す。 11・30 メキシコと修好通商条約をワシントンで調印。7・17公布(最初の対等条約として実施)。 11・一 陸軍中将枢密顧問官鳥尾小弥太、(保守党中正派立党大意)を発表。 12・2 内相山県有朋、地方制度調査のため横浜より欧州に出発。明22・10・2帰国。 12・4 香川県設置を公布(愛媛県から独立)。 12・7 後藤象二郎、東海・北陸地方遊説に出発。 12・19 陸軍刑法・海軍刑法改正公布(利敵行為・機密漏洩など処罰強化)。 12・25 陸海軍将校分限令公布。 この年 ▷ 秋・一 川上音二郎、大阪落語の桂文之助の門に入り浮世亭〇〇(マルマル)と名のり、高座で時事を諷刺した「オッペケペー節」を演じる。明24ごろ、全国に大流行。
	機密費については国庫支弁とするよう、内務大臣あて建議を提出。 ⁽⁴⁾ 府会議事録・決議録 12・28 府会、警部長および保安課長の官宅(ともに賦金をもって購入)を地方税経済に引継ぐよう、府知事に指示を要請する建議を内務大臣に提出。府会決議録 12・28 府会区部会、地方税為替方を私立銀行(商工銀行)に托することを止め、国立銀行または三井銀行に托するよう、府知事に建議(明22・12・10再度提出)。 区部会決議録 12・一 府警察職制の改正に伴い、郡部の巡査派出所を廃して戸長役場の近くに巡査駐在所を設ける(なるべく有妻の巡査を配置し、その巡回中は顧問等を妻に受理させる)。 日出 12・23 12・一 府会、議事堂の新築議案を来年度の府会に下付するよう、口頭をもって知事に請求。 府会決議録 この年 ▷ 聯合町村会の開設24件(愛宕3、葛野1、綴喜3、相楽3、南桑田1、北桑田1、船井6、加佐1、竹野2、中2、熊野1)。布令連要約 ▷ 政談集会の開会52回(うち解散を命ぜられたもの11回)。 内務省統計報告		

京 都 府	
1・12 相楽郡上狛村で町村制研究会を開く。 日出 1・20	3・上 上京区第18組で聚楽会、第23組で共話会、下京区第25組その他で意成会を組織、市町村制研究会を開く。 日出 3・1、3・5、3・2
1・中～下 乙訓郡長法寺村、葛野郡南部5カ村、相楽郡木津、宇治郡山科郷、2・16 愛宕郡上賀茂村などでも同じく開会。 日出 1・15、17、19、24、2・19	3・9 竹野郡網野・浅茂川・下岡・小浜4カ村代表、合併して福田村と改称する件で知事に願書を提出。3・18 府、これを却下(予定通り浅茂川以下3カ村を合併)。 市町村合併史
1・一 久世郡富野・観音堂・批把庄の3カ村、合併の村名につき紛糾(富野荘村におちつく)。 日出 1・27	3・9 相楽郡釜塚村外5カ村の総代、合併村を中和東村と称することになったのに対し和東村と改称したい旨、府へ出願。 日出 3・10
2・9 巡査配置願心得を定める(明16・9 および明17・9の告示は廃止)。 告示9号	3・10 城陽中央同志会を久世郡富野村の松屋亭で結成。出席者約60名。 日出 3・20
2・9 南桑田郡余部村の村民、亀岡との合併に反対し、木村作太郎が府へ出願。 日出 2・10	3・13 『日出新聞』、7～9日付が治安妨害のかどで発行停止を命ぜられる。森文相暗殺事件を擬した小説「伊勢の神風」が当局の忌諱にふれたため。3・20解停。日出 3・20、京都新聞九十年史
2・上 下京区では疎水工費賦課免除願を出した者38名、未納者90名に及ぶため、調査と説得のため主任書記を各戸長役場へ派遣。日出 2・6	3・17 京都公民会、市内会員の集会を開き、特別市制施行反対を満場一致で決議、出席88名。3・22～23代表3名、入浴中の伊藤枢密院議長を祇園中村楼に訪ね、陳情。 京都公民会雑誌 2号
2・11 府庁で憲法発布奉祝の式典を挙げる。その後官民共同の奉祝宴を京都尋常師範学校で開く。 参加者135名。また京都市内、府下各地で奉祝式・祝宴を開く。 日出 2・13、中外電報 2・13～15	3・18 府、郡区長を召集し、憲法および諸法律にかかる行政方針を示す(～19)。日出 3・20
2・11 保安条例による退去者植島幹および福井孝治特赦となる。 日出 2・13	3・23 町村制施行に伴い、警察区域と分署名を改正。周山・綾部両警察署、伏見警察署属井手分署、舞鶴警察署属志楽分署を増設。 府令39号
2・11 京都公民会、円山正阿弥楼で創立総会を開く。出席者360名、会員数1,050名。 京都公民会雑誌 1号	3・24 交話会の総会を円山正阿弥楼で開く、府下9郡より61名出席、同会を政社とし、幹事を選出、中島信行の演説あり。 日出 3・26、4・7
2・13 町村制施行手続など打合せのため、主任書記を府庁に招集。 達甲5号	3・25 枢密院議長伊藤博文、祇園中村楼で府会議員らに対し憲法に関する演説を行う。出席者100余名、警部らのほか傍聴を禁止。日出 3・26
2・23 京都市および府下各町村に4・1より市制・町村制施行のことを達す(2・9内務省指令)。 府令25～27号	3・26 臨時府会を開く(開会1日)。 府決議類集
2・23 府下町村分合一覧を布達。 府令26号	3・26 臨時区部会を開く(～30)開会4日、市制施行を延期する件で諮問のため。3・30区部会は諮問案を否決の上、「法律第十二号中京都市ヲ除クノ建議」を内務大臣に提出(5・16却下)。(3) 臨時府会決議及議事録
2・下 改進黨大会に中安信三郎出席。 日出 3・6	3・下 愛宕郡より紀伊郡に編入した柳原村を柳原町とし、吉祥院村ほか2カ村を吉祥院村と改めたい旨、出願。 日出 3・29
2・一 何鹿郡専任郡長として栗飯原鼎(中・熊野・竹野郡書記)を任命。(1) 府庁文書 明22-23	3・一 第4鎮守府用地として加佐郡余部下・北吸・長浜村などの民有地買上げ完了。6カ村183町歩余、持主192名、立退き95戸、人員475名、神社3、寺院1。 日出 3・28
2・一 市政談話会を設置。 京都市政史上	3・一 綴喜郡岩田村ほか4カ村の公民権をもつ村民ら、都々城同志会を起し、町村制の研究などを行う。 日出 3・8
2・一 公民権のない有志者を募り、京都私民会結成の計画すすむ。 日出 2・24	4・1 京都市制施行(市長の職務は知事が行う)。町村制施行(279町村発足)。(4) 市町村合併史
2・一 紀伊・葛野・乙訓3郡の戸長37名が総代となり、荷車取締規則第1条但書削除のことを府へ請願。上下京区の運送業者19名も特別使用許可を出願。3月府、同条但書の項を明25・6まで3カ年延期と決定。 日出 2・28、3・1、3・27	
3・3 葛野郡同志会の創立総会を東梅津村の長福寺で開く。出席者60余名。 日出 3・5	
3・5 府会区部会議員・区会議員ら、3府特別市制施行に関する集談会を緊急に開き対策を協議。3・9 反対の請願委員西村七三郎・両森菊太郎東上。(2) 日出 3・7、3・9	

京 都 府	日 本
4・2 府、特別市制施行に伴い、従来の上下京2区では行政上広すぎるとして5区に分割したい旨、内務大臣に上申。4・19却下される。 府庁文書 明22-3	1・7 外相大隈重信、各国駐在公使に改正条約草案を送付し、条約改正交渉開始を訓令。
4・上 葛野郡川勝寺村で交誼社設立の相談会を開く。 日出 4・3	1・16 枢密院、憲法修正案につき、再審会議を開く。1・31議了。
4・13 大同団結派の集会を京華倶楽部で開き、委員大会の東上委員に脇田嘉一を選出、溝口市次郎は自費で東上。 日出 4・16、5・24	1・22 改正徴兵令公布(戸主の徴集猶予廃止)。
4・22 京都市会議員選挙(～24)。上京区は妙顕寺(寺之内新町西入)、下京区は大雲院(寺町四条下ル)が選挙会場となる。各級7名で定数42名。22日3級、23日2級、24日1級。(5) 京都市会史	1・24 内閣、官吏が長官の監督のもとで、政事上・学術上の演説や叙述をすることを認める。
4・下 久世郡小倉、船井郡世木、相楽郡加茂の各村で、村会議員選挙会に不正があったとして選挙会取消しの訴願が提出される。小倉村では再選挙となり、世木村では石原半右衛門らの仲裁で円満に落着。 日出 4・26、5・2～3、6・14	2・11 大日本帝国憲法発布。
4・一 峰山の青雲社(明21秋設立)と有無社、合同の協議成立。5・上 大同団結派の遊説員を招いて政談演説会を開く(予定)。 日出 4・20	2・11 議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令各公布。皇室典範を制定。
5・4 下京区元9～11組の有志者、興義会を結成し会長に桂文郁を選出。 日出 5・7、5・16	2・11 大赦令公布(民権家多数出獄)。
5・10 地方税徴収事務は今後第一部に属することを達す。 達甲32号	2・11 文相森有札、西野文太郎に刺される。2・12没、43歳。
5・17 徴兵規程を制定(6・1施行)、徴兵事務取扱手続を定める。 府令54号、達甲33号	2・12 首相黒田清隆、地方長官を鹿鳴館に召集し、超然として政党の外に立つとの方針を訓示。
5・18 愛宕郡田中村に京都国庫金出納所田中出納支所を設置。 官報 5・18	2・28 府県会議員選挙規則公布。
5・19 宇治郡山科村の柳田謙三、村会議員選挙会(2級)を知事より違法として取消され、内務大臣の裁定を仰ぐため東上。 日出 5・21～22	2・28 市制施行につき府県会議員選挙および市民の資格に関する件公布(区部は市部と改称)。
5・22 船井郡東本梅村の公民52名、匿名で村長に当選した中井四郎を不認可とするよう建白書を知事に提出(却下となる)。 府庁文書 明18-9	3・14 国税徴収法公布。
5・25 城北4郡有志の聯合懇親会を嵯峨ではじめて開く。候補者として正木安左衛門を推す。 日出 5・28	3・22 後藤兼二入閣、通相に就任(大同団結運動内部より入閣反対の声あがる)。
5・29 第4海軍区鎮守府を舞鶴に設置する件公布(明34・10・1開庁)。 法令全書、府誌	3・23 東京・京都・大阪3府の市制特例公布(市長をおかず知事がその職務を行う。3府より撤廃運動続けられ、明31・9廃止)。
5・一 相楽郡長兼綴喜郡長西川義延退官、6月後任に喜多川孝経を任命。 府庁文書 明22-23	3・23 土地台帳規則を公布(地券廃止)。
5・一 宇治郡笠取、相楽郡笠置、葛野郡小野郷の各村では、村会議員選挙会が違法であったとして知事に取消しを訴願。また相楽郡加茂村では郡長が選挙会の取消しを命じたのは公民権の蹂躪であると訴願。府は笠置・加茂両村とも郡長の措置を支持する裁定を下す。 日出 5・17、30、31、6・6、9、15、17	4・1 市制・町村制施行開始(この日施行は2府33県、31市。前年末7万1314町村が同年末1万5820町村に減少)。

京 都 府	
5・1 綴喜郡宇治田原村湯屋谷の浅田連之助が総代となり、明9官有林に編入された村有の柴草山を民有にするよう、北垣知事を相手どり大阪控訴院へ告訴(明13以来の訴訟、明23・12・19知事の勝訴となる)。 日出 5・28、6・25、明23・12・20	7・21 『第二活眼』発行。7・22内務省より発行停止を命ぜられる。8・2 『第三活眼』発行停止。10・9解停。 日出 10・10
5・1 中郡大野村字口大野の有志、合併村分離の願書を府庁へ提出、却下となる。日出 5・29	7・1 宮津の有志者、天橋倶楽部設立の協議。風俗改良と政治上の談話が目的。 日出 7・26
5・1 乙訓郡大枝村沓掛の中村幸三郎ら(大同団結派)、西の岡倶楽部を設立。 日出 5・24	8・8 竹野郡の全村長16名連署により専任郡長設置に関する請願書を知事に提出(明26・4・19も参照)。 府庁文書 明18-9
6・3 竹野郡間人村の服部実太郎外31名連署により、村長当選の認可取消しなど知事に請願。 日出 6・5	8・19 東京中村楼で開かれた各府県有志親睦会に服部直出席。 自由民権期の研究3(庄司論文)
6・10 『一大活眼』(第1号)、内務省より治安妨害を理由に発行停止を命じられる。7・9活眼社員藤木寿次郎、京都輕罪裁判所より罰金25円に処せられる。藤木、控訴。 日出 6・11	8・20 『第三活眼』、発行停止となる。さらに発行人藤木寿次郎、京都輕罪裁判所より新聞紙条例違反のかどで罰金61円に処せられたのを不服とし、大阪控訴院へ控訴、ついで大審院へ上告。 日出 8・21、9・18、11・27
6・14 市制施行後初の市会を大雲院で開く。初代議長に中村栄助を選出。 京都市会史	8・下 西京苦楽府(大同団結派の政社)、条約改正反対の建白を府庁へ提出し、元老院への進達方を請う。 日出 10・3、10・8
6・15 大同派の渡辺謙輔らの発起により、政談大演説会を四條北の劇場で開く。 日出 6・18	8・1 竹野郡間人村民、網野村より郡役所の移転を請願する件で協議。 日出 8・15
6・1 愛宕郡鞍馬村(6カ村)と葛野郡西加茂村を御嶽場と決定。6・中 被害対策で村民総集会を開き、郡役所に変更の嘆願書を提出(明23・7・17廃止となる)。 日出 10・4	9・1 京都の条約改正反対派、木屋町の京都倶楽部に集會し、関西での反対運動について協議。京都公民会・交話会・生民会・中外電報社・京都日報社・西京苦楽府より各代表が出席。日出 9・3
6・1 綴喜郡都々城村では村長に当選した伊佐郷右衛門が正当の理由なくその選を辞したため、村会は同人に3カ年間の公民権停止、1年間村費の8分の1賦課を議決。 日出 6・14	9・初 相楽郡祝園小学校訓導横野正範、西京苦楽府の条約改正反対建白に署名したことで内論をうけ、辞表を提出。 日出 9・6
6・1 神代復古誓願に関する「結合」は治安妨害を理由に禁止される。 日出 6・22	9・10 条約改正反対派の関西有志懇親会を祇園座で開く。2府17県の有志者出席。12~13関西有志政談大演説会を同所で開く。両日とも満員となる。 ⁽⁶⁾ 日出 9・12、9・14~15
6・1 中郡の有志者、斯民会を結成。毎月例会ごとに非条約論盛んに行われる。 日出 10・2	9・15 葛野郡同志会、梅津村の長福寺で例会を開き、条約改正反対建白の件で中山直一(提案者)・若山庄造・小松喜平治ら委員となる。10・18元老院あて建白書(26名連署)を府へ提出。 日出 9・17、10・19、10・25
7・1 京都市参事會議所を府庁内に、上下京区役所を元上下京区役所内に開設。 告示65号	9・17 『中外電報』、治安妨害を理由に発行停止を命ぜられる(12日付付録の諷刺画で条約改正問題を扱う)。9・25解停。 京都新聞九十年史
7・1 府稅務部木津出張所開庁。 相楽郡誌	9・24 『第三活眼』発行人兼編輯人藤沢浅次郎、京都輕罪裁判所より新聞紙条例違反として罰金15円を科せられる。弁護士植島幹。藤沢、大審院へ上告(棄却)。 日出 9・22、9・25、10・3
7・5 『中外電報』、条約改正問題ではじめて論説を掲載(以後、10月上旬にかけて条約改正中止を論ず)。 日出 7・10、7・11	10・1 臨時府会開會。 府決議類集
7・12 京都市条例を設ける。7・20区長級書記給料額(第1号)、9・19常設委員会条例(第2号)各公布。 公文類聚13編	10・5 京都生民会の西川義延・西村篤・溝口市次郎、府庁に赴き、元老院へ提出する条約改正反対の建白書進達方を出願。 日出 10・6
7・12 自由政談大演説会を京極道場で開く。会長加竹鷲(~13)。 日出 7・10	10・10 明22以前の徴兵該当者で失踪逃亡のため徴集に応じない者につき調査を指示。連甲70号
7・14 日本赤十字社京都支部創立。支部長北垣知事、当初の加盟社員26名。 同支部沿革誌	
7・20 土地台帳・土地所有者名寄帳の異動について整理の区別を示す。 連甲51号	

参 考	日 本
(1) 「何鹿郡役所事務之義ニ付上申」(1・8付片山正中立案)によれば、天田郡長が何鹿郡長を兼任している現状では「往々不便ヲ感スルノ事情モ少ナカラズ、何鹿郡人民總代ヨリ先般懇願ノ次第モ有之」、町村制実施を目前にした時期に専任郡長を置く方が好都合と判断する旨述べている(なお、明21・4・1参照)。	10・24 黒田首相以下大隈外相を除く各大臣、辞表を提出、10・25内大臣三条実美、首相兼任。
(2) 3府特別市制施行に反対する運動は、まず東京ではじめられ、ついで3月4日大阪府会代表が京都にきて京都府区部会議員らに面会を求めたことから、5日の集談会開催となった。集談会の案内状には「京都市内全体の権利上に関する事に付」云々と強調されていた。 市町村合併史	11・8 議会および議員保護の件公布。 11・13 徴兵令一部改正。 12・10 閣議、条約改正交渉延期を決定。 12・16 集会条例一部改正(召集中の予備後備軍人、農業工芸の見習生なども政治集会・政社への参加を禁止)。 12・19 板垣退助、旧自由党員の懇親会を大阪で開き、愛国公党結成の方針を発表。 12・21 国税滞納処分法公布。12・30地方税および備荒儲蓄金滞納者にも適用。 12・24 第1次山県内閣成立。 12・24 内閣官制公布。 この年 ▷ 群馬(2件)・愛知・栃木・山形の各県、県会と知事との間で法律の見解を異にし、法制局に裁定を求める。 ▷ 『西野文太郎略伝』、『古今百家伝西野文太郎』(3・14)、『嗚呼条約改正』(10・10)、『大隈外務大臣殿立ニ來島常喜のはなし』(11・9)、『自主ノ券』、『自由券』(11・14)、『世界不転覆論』(11・18)、『外政備考』(12・19)など、治安妨害のかどで発売頒布を禁止される。()は発禁月日。
(3) この建議は、法律12号の各条にわたって縷述し、特に官選の府知事書記官に市長および助役の職務を兼任させることは、「自治機關ニ於テ其腦髓ヲ奪ヒ去リタルニ異ナラス」、しかも府政市政のいずれかが事務の滞滯をきたすことはさげられないことを強調している(明23・10・22、明24・1・13も参照)。	
(4) この町村大合併により、京都府下では3,298町村(2,044町、1,255村)が1市279町村(14町、265村)となり、町村数にして3,019減となった。またこれらの町村合併で郡界を変更した村が6カ村2部落、旧村を分割したものが5カ村あった。	
(5) 選挙権および被選挙権を有する者を市公民と称し、満25歳以上の男子で2年以来市の住民となり、その市の負担を分任しかつ市内で地租または直接国税年額2円以上を納めていることが必要であった(市制第6~8条、町村公民もこれに準ずる)。この時期の市公民数は上京区3級3,361、2級1,343、1級261、下京区3級不明、2級1,028、1級243で、納税額の多い者から1~3級と分けていた(町村制では1~2級)、なお、市会議員の任期は6年であった。	
(6) 第1日は溝口市次郎が会主となり聴衆2,000余名、主な弁士と演題は、「京都人に稟告す」早川治三郎(兵庫)、「条約改正後の日本」酒井有(奈良)、「国民の眞価を知れ」桜井一郎、「立法権及司法権の関渉」村上定(兵庫)、「名は実により」植島幹、「散て大隈伯に一言せん」名井吉之丞(奈良)、「国家の生命」(奥繁三郎)、「是を忍ぶべくんば執れを忍ぶ可らざらん」山口松之助、「大隈伯及改進黨に一言す」桜井一郎など。第2日は小川定明(日出新聞社)が会主となり聴衆3,000名が舞台・花道まで埋めつくした。地元の京都からは、菱木信興「条約改正案は須く公示すべし」、野尻岩次郎「国家の独立を如何せん」のほか、段証依秀・溝口市次郎・小川定明が弁士になっている。	

京 都 府
<p>10・11 京都公民会の建白書捧呈委員朝尾春直、「条約改正中止ノ建議」(542名連署)をもって東上。10・14元老院に提出。 三條実美文書、公民会雑誌 9号</p> <p>10・15 交話会、条約改正中止の建白書(190余名連署)を元老院へ提出するため、幹事河原林義雄らが府庁へ出願、10・下河原林・菱木信興の兩人、東上委員として出発。 日出 10・16、10・25</p> <p>10・15 土方宮内相、京都への行幸啓が都合で延引となる旨、府へ連絡。 府庁文書 明22-28</p> <p>10・25 三丹地方の青年ら、宮津で三丹青年義会を設立。 日出 10・29</p> <p>10・一 上京区の石田音吉・谷口文次郎ら、北垣知事を相手どり、琵琶湖疎水用地買上げ代金請求の件で大阪控訴院へ出訴。 日出 10・19、11・22</p> <p>11・3 条約改正反対派、天長節の祝賀を兼ね示威運動を行う。 日出 11・5</p> <p>11・5 通常府会を建仁寺方丈で開く(～12・10、開会13日)。 府会議事録</p> <p>11・5 東京改良幻燈会の杉本東洋ら、新京極の福井座で条約改正非政談改良大幻灯会を開き、半ばで中止解散を命ぜられる。日出 11・5、11・8</p> <p>11・10 政談大演説会を祇園座で開く。弁士菊地侃二・原基雄ら、聴衆2,500名。 日出 11・12</p> <p>11・12 『第四活眼』、発行と同時に内務省より発行停止を命ぜられる。 日出 11・13</p> <p>11・15 条約改正延期を祝賀するため、大仏門前で示威大運動会を催す。発起人西村末三郎ら。 日出 11・14</p> <p>11・17 城北青年会創立発企会を木屋町の生亀楼で開く。規約を定め、明23・1 発会式を予定。 日出 11・19</p> <p>12・7 溝口市次郎、府通常市部会で知事更迭の建議を提出したが、採決の結果、不採用となる。 府会議事録</p> <p>12・上 『笑の種』(本田寅太郎発行)、治安妨害を理由に内務省より発売頒布を禁止される。 日出 12・8</p> <p>12・11 臨時府会を開く(～12)。</p> <p>12・22 平安協同会の発会式を円山の正阿弥楼で開く、出席者30余名。細見三郎・並川隆乗らが青年の志気を鼓舞するために組織したもの。 日出 12・6、12・24</p> <p>12・一 自由党系の政談演説会、しばしば開催。 日出 12・10、12、25、27</p> <p>この年 ▷ 政談集会の開会84回(うち解散7回)。 内務省統計報告</p>

参 考 日 本

京	都	府
1・一 上京区元34組7カ町民、市税地価割を不当として市税引下げの請願を起す。日出 1・28		3・一 下京警察署、七条派出所の楼上に高等警察機密分所を新設。有志者の往来など監視のためという。日出 3・4
2・3 葛野郡同志会の総会を梅津村の長福寺で開く。出席者70余名。農談会および慈善会と合併し、会名は従来通りと決定。日出 2・5		3・一 衆議院議員選挙有資格者、全管6選挙区で総計7,738名。 ⁽¹⁾ 日出 3・28
2・5 府会議員半数改選。愛宕・葛野両郡のみは定員変更のため全員改選。愛宕は3名から2名、葛野は2名から3名に変更(明22・12・26告示136号)。府会誌		4・1 大同団結派の政談演説会を四条南劇場で開く。聴衆700余名。日出 4・3
2・5 関西同志者懇親会を神戸の常盤楼で開く。京都より溝口市次郎・中村幸三郎ら出席。集会条例第8条改正の建議提出を決定。日出 2・5、2・9		4・5 雑誌『活眼』復刊第1号発行。元活眼社員藤木寿次郎ら、会員制とする。日出 3・25
2・8 北垣知事、京都市長の資格で市会議員・常設委員、府各課長らを祇園中村楼に招き、市制実施以降の諸問題につき談話。日出 2・11、2・14		4・6 城北青年会(会長石原磯次郎)、総会を天竜寺内弘源寺で開く、出席40余名。日出 4・8
2・11 西尾林太郎、新京極の福井座で開いた政談演説会で演説中事項外にわたるとして中止解散を命ぜられる(明24・12・14参照)。日出 2・13		4・9 天皇・皇后臨席のもとに琵琶湖疎水竣工式挙行。琵琶湖疎水及水力使用事業
2・13 相楽郡の庄田藤右衛門外5名、同郡の府会議員選挙会に不正があったとして選挙の取消しを知事に要請。6・16府は府会議員の当選を取消さずと判定。府庁文書 明23-38		4・14 愛宕郡修学院村大字宮ノ前以下7字の民有地6町3反余、皇宮地付属地として買収(離宮の景観保持のため)。府庁文書 明23-4
2・16 船井郡八木村の劇場で政談演説会を開く。本荘・富庄・八木の有志が発起。日出 2・15		4・15 貴族院多額納税者議員互選者名簿を告示(15名中、最高は田中源太郎で直接国税総納額935円66銭6厘)。告示33号
2・17 福知山で山陰鬼陽会(自由主義的団体)創立。発起人河内清三郎ら。日出 2・19		4・23 勝山倶楽部の発起により、向日町の真経寺で政談演説会を開く。日出 4・22
2・18 京都公民倶楽部結成。日出 7・29		4・24 市町村交付金交付手続を改定。府令33号
2・22 府臨時郡部会を開く(〜23)。2・23臨時区部会開会。		4・25 愛国公党の結成大会(5・5)に出席のため、公民会員出崎恵純、生民会員脇田嘉一、公友会員野尻岩次郎・石原磯次郎、愛国公党の溝口市次郎が東上(予定)。日出 4・19
2・一 船井郡富庄・新庄の旧両村より分合の願書を府へ提出。日出 3・8		5・4 活眼社員ら、裏寺町の西林寺で発禁となった『活眼』第1〜4号の残冊を供養。日出 4・20
3・5 地租に関する願書式手続を定める。府令19号		5・5 備荒儲蓄施行規則改定。府令34号
3・6 京都市会を府庁式場で開く。定足数に達せずしばしば流会。3・17無届欠席者高木文平に1円50銭の過怠金を科す。日出 3・12、14、18、20		5・11 丹後5郡の有志者118名、宮津に集会し、第6区候補者につき協議、神鞭知常・小室信夫のいずれを候補者とするかにつき結論出ず予選を見合わせる(4・下竹野・熊野・中各郡ではすでに小室を推す)。日出 5・1、5・15
3・9 南山公誼会(研究団体)結成。大住村の愛民社に事務所をおく。会員40〜50名。日出 3・4〜5		5・17 活眼新聞社(下京区烏丸綾小路下ル)解散を決定。日出 5・18、6・4
3・10 峨峨談話会(社交研究団体)の総集会を下嵯峨の車折神社で開く。日出 3・12		5・20 『ダイコクフクノカミ』1枚(下京区二ノ宮町正面下ル17番戸、玉田安之助発行)、治安妨害の故で発売頒布を禁止される。府庁文書 明23-4
3・20 数町村を合併し、衆議院議員投票区域とする際の名簿調製方につき達す。達甲16号		5・24 『中外電報』社説「府県制」を連載。 ⁽²⁾ 中外電報 5・24、25、28
3・30 葛野郡同志会、鳥尾小弥太を招き梅津村の長福寺で保守主義演説会を開く。日出 4・1		5・25 四条南劇場で政談演説会を開く。弁士溝口市次郎ら、聴衆約600名。日出 5・25〜5・27
3・一 交話会と生民会脱会派、合併して交友会を結成。日出 3・27		

参	考	日	本
(1) 選挙区	議員定数		1・18 富山で米騒動おこる。以後、北陸・中国・近畿各府県で頻発。
1 上京250名	(1)		1・10 衆議院議員選挙法施行規則公布。勅令3号
2 下京260名	(1)		1・21 府県が非常災害のため地方税負担に堪えがたい場合、土木費借入れを認める法律公布。
3 愛宕403、葛野455、乙訓406、紀伊475、計1,339名	(1)		1・21 自由党結党式を挙行。
4 宇治350、久世444、綴喜644、相楽655、計2,093名	(1)		2・5 郡区長任用に関する法律を公布(5年以上官務に従事し判任官5等以上の職にあるものに限り、当分試験を要せず)。
5 南桑田638、北桑田173、船井672、何鹿265、天田452、計2,200名	(2)		2・8 閣議、外相青木周蔵提出の条約改正に関する方針を決定(外国人判事の採用、外国に対する法律編纂の公約などをやめる)。
6 加佐390、与謝378、中329、竹野227、熊野172、計1,496名	(1)		2・10 裁判所構成法公布(裁判所体系を区裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院とし、区裁判所に執達吏をおく)。
〔備考〕有権者は直接国税15円以上の納入者に限られる(明22・2・11の日本欄参照)			2・10 府県制・郡制改革案を元老院に再付議(自治的要素縮小される)。
(2) 部分的には不満もあるが、全体としては進歩的要素が大きいと評価し、問題の複選法についても時弊を救うに効ありと評論。また当時世上にあった知事公選論に対しては、時期尚早論の立場をとっている。			2・11 金鷄勲章を定める(1級より7級まで)。
(3) 選挙区	票数	氏名	所属
第1区 当選	27	浜岡 光哲	(公民会)
次点	20	坂本 則美	
第2区 当選	47	中村 栄助	(公民会)
次点	43	山崎 恵純	
第3区 当選	866	松野新九郎	(公民会)
次点	468	正木安左衛門	(公友会)
第4区 当選	883	伊東 熊夫	(公友会)
次点	550	西川 義延	(同上)
第5区 当選	1,189	田中源太郎	(公民会)
当選	1,069	石原半右衛門	(同上)
次点	778	芦田鹿之助	(公友会)
	747	河原林義雄	(同上)
第6区 当選	669	神鞭 知常	(無所属)
次点	435	小室 信夫	
(次点者以外は省略)			
なお、党派別では公民会5、公友会1、無所属1、得票率では公民会37.3%、公友会36.4%となっている。			4・21 民法のうち、財産編など公布(明26施行予定のところ、民法典論争おこり施行されず)。民事訴訟法公布。
日出 7・3、7・5、6、政戦録、選挙の実績			4・26 商法公布(明26・1・1施行)。
(4) 山城では〔愛宕・葛野〕〔乙訓・紀伊・宇治〕〔綴喜・久世〕、丹波では〔南桑田・北桑田〕、丹後では〔中・竹野・熊野〕をそれぞれ合併し、その他は1郡を1行政区とするというもの。			5・5 愛国公堂結成大会を開催。板垣、自由党・大同倶楽部との合同を望むと演説。5・14、3派代表、合同を決議し庚寅倶楽部を結成。
(5) 京都始審裁判所は大坂控訴院の管轄下にあり、京都・伏見・木津・園部・宮津・峰山・福知山・舞鶴の8区裁判所が各管轄区域を担当していた(管轄区域省略)。			5・7 関西酒造業者連合大会を大阪で開き、酒造税則の改正などにつき建白書提出を決定(〜10)。
			5・17 府県制・郡制各公布(明24・4より施行開始。施行の時期は郡制は町村制の施行後、府県制は郡制・市制の施行後に内務大臣が決定)。
			5・17 山縣内閣改造。
			5・21 西郷内相、みだりに非職を命じないよう、各地方長官に訓令。府庁文書 明23-4
			5・30 市町村会議員選挙罰則・衆議院議員選挙法罰則補則を公布。また同補則は府県会議員選挙にも適用。
			6・10 最初の貴族院多額納税議員選挙、45名。
			6・21 官吏恩給法・官吏遺族扶助法各公布。
			6・21 軍人恩給法公布。
			7・1 第1回総選挙(大同倶楽部55、立憲改進黨46、愛国公堂35、保守党22、九州同志会21、自由党17、無所属その他147、合計300名)。民党、174名で過半数を占める。
			7・1 内務省、各府県に郡分合の方針を示し、調査の結果を内申するよう訓示。自治五十年史

京 都 府

5・31 元活眼新聞社員の藤沢浅次郎・並川隆乗ら、大宮一条の中竹座で浮世演説を興行し盛況(～6・2)『東雲新聞』主筆の中江兆民も協賛。6・16玉の家(堀川六角下ル)での浮世演説興行停止。6・28～30大西座(新京極六角)で興行中の新作にわかも連日中止を命ぜられる。
日出 5・24、6・3、7、18、7・2

5・一 京都日報社の熊川登ら退社し、公友会員河原林義雄が幹事に就任。同紙を事実上公友会の機関紙とする。
日出 5・22

5・一 京都監獄の「絞台」を改良。日出 5・25

6・1 官津の陸軍大隊区司令部を廃し、福知山菱屋町に大隊区司令部を新設。
日出 6・4

6・4 川上音二郎、新京極の笑福亭で興行中のところ出演停止となる。
日出 6・5

6・7 新京極の福井座で政談演説会を開く。弁士脇田嘉一ら、国会議員選挙問題で。
日出 6・10

6・10 府下貴族院議員多額納税者互選会を府式場で行う。吉田三右衛門が9票で当選。
日出 6・11

6・11 川上音二郎・青柳捨次郎ら、四条南劇場で政談演説会を開く。婦人は傍聴無料。聴衆1,000余名、うち婦人2～300名(～12)。
日出 6・10、6・11、6・14

6・15 四条北劇場で政談演説会を開く。溝口市次郎「衆議院議員選挙者に告ぐ」ほか(予定)。
日出 6・14

6・18 京都庚寅倶楽部の創立式を新京極の受楽亭で開く。発起人延原和一ら、出席60余名。幹事に堀田康人・大貝武布を選出。6・20政談演説会を四条南劇場で開く。
日出 6・17、6・20

6・19 愛宕郡内の御獵場廃止に伴い、従来禁止中の御獵を許可する旨、内務・農商務両省より訓令。7・17愛宕郡御獵場を廃止。
府庁文書 明23-4、公文類聚14編

6・22 熊野郡の府会議員・村長ら30余名、久美浜の麗沢倶楽部に会合し、郡独立のため陳情委員を上京させることを決定。
京都日報 6・26

6・28 細民義会、新京極の受楽亭で発会式。
京都日報 6・24

6・26 石原磯次郎・川崎安之助ら、城北愛国義会を結成。
日出 6・28

6・28 京都庚寅倶楽部、第1区堀田康人、第2区大貝武布を衆議院候補者に推す。
同上

7・1 第1回総選挙(公民会圧勝)。7・5当選人7名を告示。⁽⁹⁾
告示58号

7・5 『京都日報』社説「自由主義者の大敗」を掲載(選挙人が情実に弱く、官尊民卑の風潮を脱していないことが敗北の原因と論ず)。
京都日報 7・5

7・8 『第五活眼』新聞紙条例違反事件の公判開始。弁士脇田嘉一ら。
日出 7・4

7・11 『日出新聞』、郡制実施に伴う府下の郡分合案が内定していることを報道。⁽⁹⁾
日出 7・11

7・15 西川義延、第4代府会議長に就任。

7・15 伏見稻荷山で米価騰貴反対の京伏貧民連合委員会を開き、米商に対し値下げのことを郡区長・知事に説諭するよう請求し、米商が応じなかった場合は貧民3万人が襲撃することを決議。
日出 7・17

7・25 公友会、総会を開き庚寅倶楽部への加入を可決。
日出 7・26、7・27

7・26 宇治郡の有志者、醍醐倶楽部に会合し、同郡を独立させるか、紀伊・乙訓両郡と合併するかを検討するため、調査委員数名を選出。8・30宮林源造外7名、府庁に出頭し、郡独立の件で知事に面会。松井常三郎ら、郡独立の請願運動を進めるため、醍醐倶楽部で郡民の大親睦会を開く(予定)。
日出 7・27、8・8、8・31

7・28 竹野郡各村有志者の総代として久保佐太郎・足達又八郎・森田重武の3名、府庁に出頭し郡の独立を要望する意見書を提出。8・30森田重武外1名、請願委員として再び府庁へ出願。
日出 7・30、8・31

7・一 北桑田郡の有志者、南桑田郡との合併に反対し、周山で全郡有志者の会議を開き知事へ請願を行うことを協議。
日出 7・27

7・一 市税の徴収困難をきわめ、期限の7・25に至っても約3分の1程度で完納の見通し立たず。米価騰貴の影響か。
同上

7・一 各警察署による戸口調査法を改正し、調査項目を細分化。また壮士、被監視人なども注記。
日出 7・8

7・一 『活眼の友』(活眼社)発行。(7・12届出)。
日出 7・13

7・一 祇園の芸妓総代穂北孝次、徴税の件で北垣知事を大坂控訴院に告訴。日出 7・24、7・30

8・上 葛野郡大内村字東塩小路の地主ら、市部へ組替えの請願書を府へ提出。
日出 8・6

8・12 裁判所位置及管轄区域表改定。
法律6号 法令全書

8・23 京都市消防条例を設ける。
公文類聚14編

8・23 平民新聞社(旧活眼社)、雑誌『平民刀』第1号発行。即日、治安妨害を理由に発禁となり、発売を差押えられる。
日出 8・24

8・一 北垣知事、宮内大臣に御真影奉戴願を提出(追々稀薄となり、尊容を認められなくなったためというもの)。
府庁文書 明23-35

参 考

(6) 政社法抵触団体
京都庚寅倶楽部、信教倶楽部、商人倶楽部、城北青年会(9・21)、葛野郡同志会、乙訓郡同盟会、久世郡倶楽部、南山倶楽部、相楽倶楽部(9・5)、船井郡同友会(9・下)、何鹿郡鹿鳴会(9・下)、天田郡天民会、竹野郡同好会、中郡斯民会など。
()内は解散月日

(7) 郡の分合について、内務省と府との間では当初見解を異にしていた。すなわち、北垣知事は乙訓・宇治・久世・中・熊野の5郡は独立郡としたと考えていたのに対し、内務省の方ではこれらの郡は戸口、地域が小さく資力も乏しいとして府の内申を認めなかった。府は(10・31付)内務省に対し、「……仮令ヒ区域ハ小ト雖トモ戸口反別等ハ寡ト雖トモ、一郡一致団結ノ力ヲ以テ一面ハ資力ヲ培養シ一面ハ自治ノ自業ニ応ル様目今計畫致シ候方、国家前途ノ便益ト見込候」云々と回答しているが、これは府下各郡からの強いつき上げがあったためであろう。しかし結局府側が折れて、次のとおり内務省の分合案に新郡名(仮称)を付した。

(合併郡)	(新郡名)
愛宕・葛野	北葛野郡
紀伊・乙訓	南葛野郡
宇治・久世	宇治郡
中・竹野・熊野	中野郡

(8) 京都府公民会政綱(政目は省略)
一、責任内閣ノ実ヲ挙クル事。二、外交ハ対等ノ権利ヲ保ツ事。三、下央集権ニ傾カス地方分権ヲ主トスル事。四、選挙権及選挙区ヲ改正スル事。五、言論集会ノ自由ヲ拡張スル事。六、財政ヲ整理スル事。七、政費ヲ節減スル事。八、税法ヲ改正スル事。九、兵備ノ方針ヲ確定スル事。十、法律ノ制定ヲ慎重スル事。十一、教育ノ方針ヲ確定スル。十二、民業ノ発達ヲ謀ル事。

日 本

7・10 最初の貴族院伯子男爵議員互選選挙(伯15名・子70名・男20名当選)。
7・24 執達吏規則公布。
7・25 集会および政社法公布(政治結社・政治集会に対する取締りを強化)。
8・4 立憲自由党結成のため、愛国公党・自由党解散。8・7九州同志会、8・17大同倶楽部も解散。
8・20 杉浦重剛・元田肇ら、大成会を組織。
8・23 旧自由党・旧大同倶楽部・旧愛国公党・旧九州同志会・立憲政進黨の各派有志会合し、合同問題を討議。8・25立憲政進黨を除く各派、立憲自由党組織を決定。
8・26 旧大隈改正条約案に対する反対派、演説会を開き、対等条約同盟会を結成。
8・30 市町村の名称や市役所・町村役場の位置等を変更する場合の手續を定める。法律77号
8・30 法制局、新潟県知事が臨時県会を召集したことにつき、同県会より違法と具状したのに対し、知事の処置を是認する裁定を下す。
8・一 立憲政進黨、院内団体として議院集会所を組織。
9・2 立憲自由党に所属予定議員、院内団体数として弥生倶楽部を組織。
9・15 立憲自由党結党式。綱領・党則などを決定し、府県選出の常議員会を中心機関とする。
9・20 賞勲局官制公布。
9・20 郡制施行に際し、郡の廃置分合等があっても府県議員は次の定期改選まで改選せず、定数も増減しないことなどを定める。法律85号
10・1 府県税徴収法公布(24年度より施行)。
10・7 民法のうち、人事編など公布、刑事訴訟法公布。
10・10 訴訟法公布(請願規則は廃止)。
10・11 地方官官制全文改正(府県の事務を分掌し、内務部・警察部・直税署・内税署・監獄署の2部3署をおく)。
10・11 貴族院成立規則・衆議院成立規則各公布。
勅令220号
10・14 内務省、府県所在地の監獄を府県監獄署、その他を監獄支署と称する旨訓令。
10・20 帝国議会開会に際し、元老院を廃止。
10・30 教育勅語を發布。
11・25 第1通常議会召集(11・29開会、明24・3・7閉会、弥生倶楽部130、議員集会所41、大成会79、国民自由党5、無所属45)。

京	都	府
8・一 喜多川綴喜・相楽郡長、綴喜郡内の村長以下有力者数十名を集め、郡制実施について諮問。 日出 8・14		俊雄・木村与三郎、『開明新報』の金森初初熊・林与兵衛、各軽禁錮2カ月、罰金50円に処せられる。 日出 10・4、10・11、11・11、12・6、明24・5・31
8・一 正木安左衛門ら、自由党再建大会に出席。 日出 7・27		10・16 『平民刀』第2号発行。同時に治安妨害のかどで発行停止を命ぜられる。日出 10・17
8・一 河原林義雄、船井郡須知村で丹波倶楽部(非政社)の発起会を開く。 日出 8・27		10・18 城北4郡青年倶楽部解散。日出 10・20
8・一 集会及政社法、府下各団体に適用される。(各団体、8月下旬より9月下旬にかけて解散を議決、各社交倶楽部とする)。(6) 日出 8・15、20、9・23、26		10・19 政談演説会を新京極の福井座で開く。曾我部了吉「山県伯の最後屁」、加竹鷲「薩長政府の末路」、ともに中止を命ぜられる。日出 10・21
9・5 相楽倶楽部、総会を開き解散を議決。8・17新聞広告。 日出 8・17		10・22 京都市会、「特別市制ニ係ル建議」を内務大臣に提出。 京都市会史
9・9 北垣知事、郡の区域について内務省に内申。10・29内務省、郡の合併につき内定したので、郡名を選定し至急内申するよう知事に指示。10・31北垣知事、内務省に対しなお再考の上内申の通り決定されたいと要請。11・6北垣知事、内務省で合併に内定した郡につき郡名を選定し、内申。(7) 府庁文書 明23-35		10・一 地方官官制の改正に伴い、府庁の機構改正行われる。府知事以下14官をおき、事務分掌として知事官房・内務部・警察部・直税署・関税署・監獄署をおく。11・11直税分署・関税分署を開署。 府誌上
9・10 酒造営業人心得改正。 府令49号		11・1 市区役所、町村役場で調整する戸籍表式を定める。 達甲53号
9・16 久世郡の今村忠平・北川玉城、郡民総代として府庁に出頭し、同郡の独立につき請願。 日出 9・17		11・8 京都地方裁判所管内京都府裁判所上賀茂出張所を開庁。 公文類聚14編
9・16 京都公友会、新京極の受楽亭で総会を開き政社組織を変更して社交倶楽部とすることに議決し、規約を改正。11・21さらに総会を開き、社交倶楽部としての公友会も解散することに議決。 日出 9・18、9・20、11・23		11・上 中郡の各町村長、稲葉郡長が熊野郡長に転任の際は、後任に何鹿郡長栗飯原鼎を任命されたい旨、連署の上請願書を知事に提出。 日出 11・6
9・18 京都府公民会、同会倶楽部で秋季総会を開き、政綱政目案を討議。10・3「政綱政目并理由」を発表。(8)日出 9・20、京都公民会雑誌20号		11・12 通常府会を建仁寺で開く(〜12・18)。開会23日。 府会議事録
9・20 西座新右衛門(上京区寺町三条上ル)。総選挙に際し能川登らを当選させようとして有権者の名簿を出版配布したため、出版条例違反で罰金3円に処せられる。 日出 9・23		11・12 巡査配置願心得を改定。 告示91号
9・21 城北青年会、七条大宮の泉月楼で総集会を開き解散を議決、社交倶楽部を組織することを申合せて散会。 日出 9・23		11・一 警察部に警務課・保安課、監獄署に庶務・警察・工事・主計の各課をおく。 府誌
9・25 関西2府10県の貴族院議員、祇園中村楼で集会、政務調査のことなど協議。日出 9・27		11・一 紀伊郡の村長有志者の発起による公義会(学術講究を目的とする)、政社法に抵触し解散させられる。 日出 11・15
9・30 京都地方裁判所管内峰山区裁判所間人出張所開庁。 公文類聚14編		12・10 加佐郡河守下村を河守町と改称。 告示104号
9・下 何鹿郡鹿鳴会、船井郡同友会、総会を開き解散を議決、以後立憲自由党に加盟の予定。 日出 9・26		12・15 郡部の立憲自由黨員ら、河原町の共楽館で会合し有朋館(社交団体)を組織。 日出 12・17
10・上 『京都日報』・『開明新報』の2紙、名古屋における立憲自由党大会の建白書を掲載した件で告訴される。11・9〜10『京都日報』の浅見		12・19 宇治郡の有志者総代4名、郡独立につき内務大臣に請願のため東上。12・下 各郡町村長ら、議会に提出された郡分合案の内容に驚き対策を協議中。 日出 12・19、12・24

参	考	日	本
		12・23	政府、郡分合に関する法案を議会に提出(第2議会以後も数次提出したが通過するに至らず)。 12・27 商法および商法施行条例施行期限法公布。

京	都	府
1・13 京都市会、「法律第十二号廃止ノ請願」貴衆両院議長あてを決議。 ⁽¹⁾ 市政史上		め服し難いとの訴願書を知事に提出。5・21 府、訴願採用せずと裁決。 府庁文書 明24-30
1・13 南桑田郡の納租者 180余名、南桑倶楽部に会し、林有造の特別地価修正案に反対することを決定。全権委員に垂水新太郎外 4 名を選出。 日出 1・15		5・6 京都市市条例を設ける。 官報 5・6
1・15 城丹12郡(天田を除く全郡)の非地価修正聯合協議会を河原町の共楽館で開く。出席者 500名、発起人総代田宮勇。1・27再び同所で会合、請願書調印者3,900名となる。 日出 1・15、16、1・28		5・9 ロシア皇太子、神戸港から汽車で夕刻入浴。5・11大津で遭難。5・12夜天皇、ロシア皇太子見舞のため京都に到着。5・13歌舞音曲諸興行物等を停止、陸海軍軍医総監・貴衆両院副議長・伊藤宮中顧問官ら入浴。5・20皇山山勇子、府庁門前で憤死)。5・15皇太子神戸へ帰艦。 日出 4・29~5・16、東京日日 5・24
1・16 久世郡寺田・富野荘の2村、綴喜郡との合併を希望し、両郡有志で懇親会を開く。 日出 1・18		5・13 新京極の福井座で政談演説会を開いたが会主兼弁士の松岡某が演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 5・15
1・16 大谷派本願寺周辺の町々、同寺門前の常葉町に合併されたい旨、区役所へ願出。 日出 1・17		5・18 車夫向畑治三郎(愛宕郡花背村字八桝)および北賀市市太郎(石川県江沼郡庄村)の兩人、大津事件の際ロシア皇太子の危害を軽くした功により、一時金2,500円、終身年金1,000円をロシア皇太子より下賜される(別に日本政府は勲八等と終身年金36円授与)。 府庁文書 明24-33
1・19 『平民刀』第3号(河原町三条、平民新聞社発行)、発行停止を命ぜられる。 日出 1・21		5・20 京都市会、速かに津田を極刑に処するよう上奏。 日出 5・21
1・29 地方税徴収細則、地方税徴収に対する町村交付金交付手続を定める。4・1より施行。 府令19・20・24号		5・25 『第五平民刀』(平民社発行)、発売を禁止される。6・8解禁。 日出 5・28、6・9
1・一 京都御所、京都皇居と改称。 府庁文書 明24-9		6・4 芝亭実忠・北村竹次郎・今井亀太郎の3名、5・8福井座で政談演説会を開いた際、臨監警部の中止命令を拒んだとして重禁錮1カ月に処せられる。 日出 6・5
2・1 京都市事務取扱規程を定め、即日施行、庁中に1局をおき3科に分つ。 日出 2・3		6・6 『一ツトセふし』(大和大路五条下ル3丁目、平安常七発行)、治安に妨害ありとして発売頒布を禁止される。 内務告示17号、法令全書
2・12 府臨時郡部会を開く(〜13)。		6・上 賦金徴収規則を改正。 日出 6・7
3・14 『卍字叢誌』(上京区北野下之森西町、河合梁定編輯兼発行)、出版条例第2条違反に問われ内務省より発行許可を取消される。5・22『尊皇奉仏大同団報』(平尾八郎編輯、細川寂雲発行)も同じく取消しとなる。 府庁文書 明24-2		6・一 府会議員定数規則を制定。市郡で33名。 日出 6・14
3・15 丹後5郡の有志者、地価修正請願書を貴衆両院へ提出。11月再び両院へ請願。 地価修正請願書		7・23 葛野郡松尾村長中村小三郎外16村長、「郡制実施ノ義ニ付建言書」を北垣知事へ提出(郡制の早期実施を要望)。 府庁文書 明18-9
3・23 巡査採用規則を改定。 告示14号		7・30 市参事会、火防取締方の新規程を設ける。 日出 7・31
3・28 北垣知事、相楽・久世・北桑田各郡の単独郡長任命を認められたい旨、内務大臣に上申(内務省、府の任免案を認めず)。 府庁文書 明24-27		9・22 船井郡東本梅村、内務大臣の許可をえて村会議員の定数8名を12名に増員後、初の選挙を行い、増員の4名を選出(〜23)。 日出 9・26
3・28 知事交際費を24年度より500円給与する旨、内務大臣より訓令(100円増額し、外国人接待の費用を含む)。 府庁文書 明24-2		9・23 山城青年会、「組織会」を河原町の共楽館で開く。発起人総代奥繁三郎。 日出 9・25
3・31 官有土地森林原野収入金徴収規程を定める。 府令29号		9・下 京都府・兵庫県にまたがる丹波7郡の有志者、園部で丹波会を結成。田艇吉(兵庫)・河原林義雄・野尻岩次郎ら10余名出席。 日出 9・30
3・31 岡崎町の上京区役所職員派出所を廃止。 日出 4・2		9・一 久世郡富野荘村字観音堂の上田七兵衛ら、同村長および助役を相手どり、村費徴収上の
5・4 船井郡桐ノ庄村字木崎の内藤定吉外16名、村税営業割の課額が過重かつ不権衡であるた		

参	考	日	本
(1)	前年10月市会が内務大臣に提出した建議は、京都府の特殊性を強調して京都市を特別市制より撤去しよう要請したものであったが、それに対しこの請願は、法律第12号そのものの廃止を要請している点、注目される。	1・13	保安条例により壮士54名に東京退去を命令。2・11さらに8名を退去させる。
(2)	府会が信任投票を行った理由は、常置委員と大多数の府会議員の意見が一致しないため、行政上支障をきたすことがしばしばあり、この際常置委員に総辞職を勧告するというもの。府当局は、不信任44名について、自由党員とその同調者が中心となり、従来公民会員が常置委員に多数を占めていたことから、日頃の不満をみたしたものとみていた。また、このころ、自由・改進黨両間で連合の機運が生れていたのを反映して、改進黨系の議員もこれに同調した。 府会議録事、府庁文書 明24-27	2・20	衆議院、予算削減に関し事前に政府の同意を求めよとの動議(大成会議員提出)を、旧愛国公党系の自由党員の賛成で可決。
(3)	車馬賃1里10銭、汽車賃1マイル8銭、汽船賃1カイリ8銭、日当1日1円、滞在日当1円50銭。	2・21	中江兆民、衆議院議員の辞表を提出。
		2・24	植木技盛ら29議員、立憲自由党を脱党し予算成立に協力(12月復帰)。
		3・3	閣議、条約改正方針を決定。
		3・19	立憲自由党大会開催(〜20)。自由党と改称。3・25総理に板垣退助就任。
		4・1	郡制施行開始。
		4・9	山県首相、辞表提出。5・6 第1次松方内閣成立。
		5・11	来日中のロシア皇太子、大津で巡査津田三蔵に切つけられ負傷(大津事件)。5・27大審院長児島惟謙、政府の大逆罪適用の要求に反対し、無期徒刑の判決を下す。
		5・29	自由党、宣言を発表(社会主義・国家主義は我党の自由主義に反す)。
		6・1	品川弥二郎、内相に就任。6・15各府県知事に対し内政の大綱を訓示。
		6・10	府県会議員定数規則公布(人口70万まで30名、70万以上100万までは5万を加える毎に、また100万以上は7万を加える毎に議員各1名を増加)。 勅令59号
		7・1	府県制施行開始(郡制施行を前提とし準備状況により順次施行)。
		7・11	内務省、「西野分次郎森大尽邸宅ニテ透ヲ詞フ」(扇面)を治安に妨害ありとして発売頒布を禁止。7・23「石野分太郎茂利大尽暗殺之図」(愛知県下で発行)。8・15「喜島常喜大能大尽ヲ要撃スルノ図」(扇面)も同様禁止。 法令全書
		7・31	府県費取扱手続を更正。 府庁文書 明24-2
		10・15	自由党大会、党則を改正。
		11・8	大隈重信、板垣退助と会見、自由・改進黨両党連合の機運高まる。
		11・20	府県地価修正委員大会を東京で開く。
		11・21	第2議会召集。政府、議会に郡分合法案を再び提出(12・25解散)。
		12・18	改進黨代議士田中正造、足尾鉞毒事件に関する質問書を初めて衆議院に提出。
		12・22	樺山海相、海軍省経費削減に反対し、薩長政府の力を謳歌する演説を行う(蛮勇演説)。
		12・25	衆議院、民党主張の予算大削減案可決、解散を命ぜられる。

京 都 府	
<p>ことにつき郡長へ訴願。ついで辞職勧告書を送る。11月村費費消の件で告発 (12・17 京都地方裁判所より免訴の言渡しあり)。 日出 12・22</p> <p>10・1 京都市徽章、公募により制定。 日出 10・2</p> <p>10・3 新井毫らの発起により、小室信介と沢辺正修を記念して同志社内に「小室沢辺記念文庫」がつくられ、同公会堂で開庫式。同志社文学雑誌</p> <p>10・3 中外電報社編輯人岡田武一郎、発行兼印刷人辻為美の兩人、「卑怯なる裁判所」(9・9 付同紙掲載)が官吏侮辱に問われ、重禁錮1カ月、罰金5円の刑に処せられる(兩人、控訴)。 日出 10・4</p> <p>10・上 船井郡の各町村長、町村土木補助費増額の請願書を知事・郡部会議長・常置委員に提出。 日出 10・10</p> <p>10・15 峰山区裁判所間人出張所開庁(9・30 司法着告示93号)。</p> <p>10・29 臨時府会を建仁寺で開く(～11・2)。監獄費追徴法を議するため。河原林義雄、第5代府会議長に就任。 日出 10・17</p> <p>11・5 通常府会、建仁寺で開会(～12・11)。開会23日間。 府会議事録</p> <p>11・9 府会で常置委員の信任投票を行い、信任22、不信任44で不信任を決議(提案者野尻岩次郎)。11・20知事、府会の常置委員不信任議決は無効である旨達す(丙116号)。11・25府会は議事録に特筆大書することを決める。⁽²⁾ 府会議事録</p> <p>11・9 京都社交倶楽部(非政社団体)の発起会を花見小路の有楽館で開く。府市会議員中、公民会派以外の有志者80余名出席。12・6 共楽館で発会式、座長河原林義雄。 日出 11・11、12・2、12・8</p> <p>11・19 加佐郡町村有志40名、府会が常置委員不信任議決をした件で知事に陳情書を呈し、速かに相当の処分を行うよう要望。府庁文書 明18-9</p> <p>11・20 府下の酒造業者、京都商業会議所で集会を開き、酒造税の減税等につき議事に請願のため、代表を東上させることに決定。 日出 11・22</p> <p>11・21 自由政談大演説会を四條南劇場で開く。弁士建村又太郎・溝口市次郎・脇田嘉一ら(予定)。 日出 11・20</p> <p>11・26 葛野郡12カ村の村長、地方税為替方代理店設置に関する建議書を知事に提出。 府庁文書 明18-9</p> <p>12・9 府会市部会、市郡議員の数を均一にするよう、内務大臣に請願する(当時議員33名中、市部は11名)。明25・1・9 請願委員内務省に出願。 中外電報 明25・1・13</p>	<p>12・10 府会で北垣知事栄転の建議案可決したが(46名対38名、提案者堀田康人)、反対派の退場者続出し流会となる。12・11 会議半ばで知事が閉会式を執行したため、知事栄転の建議は提出されずにおわる。 日出 12・11、府会議事録</p> <p>12・14 西尾林太郎(鳥取県平民)。10月の新京極中富座での演説中、天皇に不敬の言語を用いたとして公判傍聴を禁じ、重禁錮2年罰金20円の刑に処せられる。 日出 12・16</p> <p>12・14 熊野郡の有志者、郡独立につき尽力を要望する請願書を知事に提出。 日出 12・16</p> <p>12・14 府会郡部会、議員選挙分会場を普く設置し選挙人の利便を図るよう、知事に建議。 郡部会決議録</p> <p>12・21 福知山町の大槻初蔵ほか5名、天田郡長に対し「土木工事違法受負取消願」を提出(郡長が福知山・大阪間の道路開整工事をけけに入札しなかったことが町村制第87条違反だというもの。明25・1・18大槻ら、行政裁判所に出訴。4・4 牧野治助外90名、知事に訴願。4・25 府、訴願人の申立てを認めない旨、裁決)。 府庁文書 明25-28、中外電報 明25・1・23</p> <p>12・23 地方税徴収細則、24年度施行通り連年据置くことを達す。 府令70号</p> <p>12・23 議員の管外旅費を定める。⁽³⁾ 府令75号</p> <p>12・28 『活眼』(三浦光包編輯、田所種実発行)、出版条例違反に問われ、発行許可の指令(8・8 付)を取消される。 府庁文書 明24-2</p> <p>12・一 竹野郡民、中・熊野両郡との合併に反対し、郡独立の請願書を議会に提出するため東上委員に願書を托す。 日出 12・17</p> <p>この年 ▷ 政談集会の開催212回(うち解散23、中止を命ぜられた者のある集会21)。内務省統計報告</p>

参 考	日 本
	<p>12・25 品川内相、今般の議會解散につき法律命令に背く者は嚴重に処分するよう府県知事に電報で訓令。 府庁文書 明24-2</p>

京	都	府
1・4 知事、内務大臣に対し指定郡としてあらたに船井・綴喜両郡を内申(明24・12・28内務省より照会)。 秘1号、府庁文書 明25-25		5・20 上京区共有金4,572円余を戸数に応じて各学校に分配(1・18区会の決議による)。 日出 5・21
1・10 民党大政談演説会を四条南劇場で開く。弁士21名中6名中止となり浦上格の演説中、中止解散を命ぜられる。 日出 1・21	6・4 水利事務所開業式を行う。 日出 6・5	6・1 官津監獄落成。 日出 6・29
1・13 郡町村吏員および町村に関する統計様式を一部改正。 達甲1号	7・16 北垣知事、内務次官に任命されたがこれを辞退。7・19北海道庁長官に任命される。 府庁文書 明22-47-3、日出 大5・1-17	7・20 千田貞暉(愛知県知事・鹿児島県士族)第4代知事に任ぜられる。 日出 7・21
1・29 愛宕郡鷹峰村より字蓮台野等を分割しあらたに野口村をおく。 告示8号	7・一 紀伊・久世両郡の農民、洪水のため種穀料下付を郡長に要望。郡長、府へ上申したが知事より拒絶され不穩。8・11両郡町村長の要請で、荒井郡長再度出府(10・7参照)。 日出 8・13~14	7・一 紀伊・久世両郡の農民、洪水のため種穀料下付を郡長に要望。郡長、府へ上申したが知事より拒絶され不穩。8・11両郡町村長の要請で、荒井郡長再度出府(10・7参照)。 日出 8・13~14
2・12 伊東熊夫・中村栄助、久世郡寺田村の念仏寺で懇親会を開いたが、中村が議解散の始末を述べようとした矢先、中止解散となる。 日出 2・14	8・1 府下各郡長、北垣前知事の送別会を洛東有楽館で開く。 日出 8・4	8・1 府下各郡長、北垣前知事の送別会を洛東有楽館で開く。 日出 8・4
2・13 府、地方税滞納処分報告表は翌年度4・20までに内務部第1課へ送付するよう達す。 達甲8号	8・7 北垣前知事の官民連合大送別会を御苑内の京都博覧会場で開く。来会者1,300余名。 日出 8・9	8・7 北垣前知事の官民連合大送別会を御苑内の京都博覧会場で開く。来会者1,300余名。 日出 8・9
2・13 脇田嘉一・浦上格外6名、詐欺取材の嫌疑で京都地方裁判所に拘引される。2・14脇田外12名に対し、予戒令執行。 ⁽¹⁾ 中外電報、日出 2・14	8・18 北垣前知事、府会議長・市参事会員らを祇園中村楼に招き「留別会」を開く。 日出 8・21	8・18 北垣前知事、府会議長・市参事会員らを祇園中村楼に招き「留別会」を開く。 日出 8・21
2・15 北垣知事、総選挙終了後は余弊を残し地方行政の実を害さないよう特に達す。告諭1号	8・24 山城自由倶楽部、相楽郡木津で政談演説会を開く。10・26久世郡寺田村でも開会。 日出 8・24、10・26	8・24 山城自由倶楽部、相楽郡木津で政談演説会を開く。10・26久世郡寺田村でも開会。 日出 8・24、10・26
2・15 第2回臨時総選挙、府下6区7名当選。2・26確定。 ⁽²⁾ 告示12、17号	8・26 「蛭子大黒ノ画」(下京区間屋町正面上ル鍵屋町小西寅吉発行)、治安に妨害ありとして発売頒布を禁止される。 法令全書	8・26 「蛭子大黒ノ画」(下京区間屋町正面上ル鍵屋町小西寅吉発行)、治安に妨害ありとして発売頒布を禁止される。 法令全書
2・20 府会議員半数改選。公社会派18、非公社会派7、中立4、鴨東団体派5。 日出 2・23	8・一 上京・下京両区会は共有金の処分をおえ存続の必要がなくなったため、市会に諮問の上廃止を予定。 日出 8・21	8・一 上京・下京両区会は共有金の処分をおえ存続の必要がなくなったため、市会に諮問の上廃止を予定。 日出 8・21
2・一 上下京区の公民権所有者は上京5,289名、下京5,652名。 日出 2・27	8・一 官津商港鉄道期成同盟会結成。町長黒田宇兵衛発起。 日出	8・一 官津商港鉄道期成同盟会結成。町長黒田宇兵衛発起。 日出
3・5 中郡大野村を口大野・奥大野両村に分離。分村の請願が認許されたもの。 告示21号、日出 3・6	8・一 中郡三重村の広野久右衛門ほか4名、旧宮津藩貸下金処分の件につき渡辺蔵相を相手どり訴訟を起す。 日出 9・11	8・一 中郡三重村の広野久右衛門ほか4名、旧宮津藩貸下金処分の件につき渡辺蔵相を相手どり訴訟を起す。 日出 9・11
3・16 京都府公民会、解散総会を開き、解散宣言書を発表。会員1,800余名(今後は精神上的結合を以てする)。 日出 3・18	10・1 『日出新聞』、論説の掲載をはじめ(9月限りで『中外電報』を廃刊にしたに伴う措置)。 日出 10・1	10・1 『日出新聞』、論説の掲載をはじめ(9月限りで『中外電報』を廃刊にしたに伴う措置)。 日出 10・1
3・18 臨時府会を開く(～24)。開会3日。	10・7 伏見町長ほか紀伊・久世両郡内の町村長10余名、府庁へ出頭して千田知事に面会し、水害地に対して備荒儲蓄法による種穀料給与を請願(さきに請願書を却下されたことの不当な所以を陳述し府は善処する旨回答)。 日出 10・8	10・7 伏見町長ほか紀伊・久世両郡内の町村長10余名、府庁へ出頭して千田知事に面会し、水害地に対して備荒儲蓄法による種穀料給与を請願(さきに請願書を却下されたことの不当な所以を陳述し府は善処する旨回答)。 日出 10・8
3・下 市会議員半数改選。 市会史	10・14 知事、郡長会を召集。 日出 10・15	10・14 知事、郡長会を召集。 日出 10・15
4・1 京都市に6警察署を設置し、名称区画を定める(上・下京警察署は廃止)。 ⁽³⁾ 布令22号	10・26 山城自由倶楽部、久世郡寺田村で政談演説会を開く。 日出 10・26	10・26 山城自由倶楽部、久世郡寺田村で政談演説会を開く。 日出 10・26
4・5 福知山町の牧野治助ほか90名、「土木工事ニ関スル違法処分取消之訴願」を知事に提出。4・25府は申立てを認めない旨裁決。 府庁文書 明25-28	10・28 臨時府会を開く(～11・2)、3日間。	10・28 臨時府会を開く(～11・2)、3日間。
4・17 関西府県自由党大会(大阪)に府下から正木安左衛門・河原林義雄・野尻岩次郎・奥繁三郎・堀田康人・能川登ら出席。 日出 4・17	11・2 通常府会を開く(～12・8)開会19日。 府会議事録	11・2 通常府会を開く(～12・8)開会19日。 府会議事録
4・一 愛宕郡修学院村の収入役に対し、収税問題から村民より退職要求おこる。 日出 4・16		

参	考	日	本
(1) 脇田嘉一、浦上格、鈴木登一、卜部敬太郎、野村鉄太郎、半田五郎、田中春三郎、山田善三郎(以上、無職業)、矢野勝次郎(筆墨商)、延原和一(新聞雑誌売捌業)、桜井敬太郎(著述業)、佐野精一(著述業)、宮部市次郎(菓子製造小売商)以上のうち11名は1・10の政談演説会での弁士。命令事項は、①3カ月以内に適法の生業を求めてこれに従事すること(無職業の者に対して)。		1・28 予戒令公布、即日施行(一定の生業をもたぬ壮士の集会立入りなど政治運動を禁止)。	
②集会に出入妨害をしてはならないこと。③現住居を転ずる時は転居の前後24時間以内に旧・新住居の所轄警察署へ届け出ること。 日出 2・14		2・9 内閣、高知県下に保安条例の一部を20日適用、2・23佐賀県下でも15日間施行。	
(2) 当選者		2・15 第2回臨時総選挙(自由94・改進38・大成会83・選挙干渉により各地で騒擾)。	
第1区 坂本 則美(無所属団)		2・24 伊藤博文、選挙干渉責任者の処分を要求して枢密院議長の辞表を提出。	
第2区 竹村 藤兵衛(無所属団)		3・11 内相品川弥二郎、選挙干渉の責任問題で辞職、後任に副島種臣任命。	
第3区 正木安左衛門(弥生倶楽部)		3・16 内務大臣、奈良県会を解散。	
第4区 西川 義延(独立倶楽部)		3・18 明治25年度の予算不成立のため、前年度予算施行の件を勅令で公布。	
第5区 田中 源太郎(無所属団)		4・24 大成会所属議員ら会合し、中央交渉倶楽部結成を決定。	
石原半右衛門(無所属団)		4・26 地価修正派代議士大会、東京中村楼で開催。	
第6区 神 鞭 知 常(無所属団)	大日本憲法史 10巻	5・2 第3特別議会召集(6・14閉会)。	
(3) 河原町警察署・中立売警察署・一条警察署・建仁寺町警察署・五条警察署・堀川警察署の6署。巡査総数は249名で1人につき俸給年額103円20銭。 府布令書、日出 3・6		5・11 貴族院、選挙干渉に関する建議案可決。	
(4) 「郡長任免之儀上申」では、現在紀伊郡長が宇治・久世郡長を兼ね、南桑田郡長が北桑田郡長を兼ねているが、兼任郡長では事務に支障をきたすので兼官を免じ、久世・北桑田両郡は専任郡長を任命されたいというもの。北桑田郡長のみ内申どおり専任発令(12・27参照)。		5・14 衆議院、選挙干渉非難決議可決。5・167日間の停会を命ぜられる。	
		5・21 在京の民党系壮士143人に保安条例により退去命令。5・30さらに37人にも命令。	
		5・25 鈴木昌司・島田三郎・尾崎行雄ら、条約改正の決行を求める上奏案を提出。	
		5・31 衆議院、予算案を修正し、軍艦建造費などを削減して可決。これを貴族院が復活修正したため、貴衆両院間で予算審議権をめぐる対立。	
		6・10 明治24年勅令第46号(外交に係る事件を新聞雑誌文書等に掲載する場合、草案の検閲を受けしめる)は将来効力を失う旨公布。	
		6・13 貴族院の復活修正権を認める勅裁あり。6・14両院の妥協成り、予算案成立。	
		6・22 中央交渉倶楽部および中立議員有志、国民協会を結成。	
		7・20 河野内相、選挙干渉問題で安場福岡県知事らを更迭(7・27高島陸相、樺山海相この措置に反対して辞表提出)。	
		7・30 松方首相、閣内不統一のため辞表提出。	
		8・8 第2次伊藤内閣成立(元勲内閣)。	
		9・12 府県会議員定数規則追加(部会を設けた府県で、市部または郡部の議員が10人に満たないときは、その定数を10人とする)。	
		11・1 大阪府下で発行の『日本平権党宣言書』、内務省より発売頒布を禁止される。	
		11・6 大井憲太郎、東洋自由党結成。	
		11・25 第4議会召集(明26・2・28閉会)。	

京 都 府
<p>11・4 城丹各郡の府会議員30余名、地租軽減に関する運動方法協議のため、河原町の共楽館で集会。 日出 11・6</p> <p>11・21 郡部の府会議員有志、非政社団体有朋館（旧非公民会派で構成）の存廃につき協議会を開いたが賛否両論に分れ結論出ず。12・上 石原磯次郎ら20余名、連袂脱館（常置委員の月手当減額問題からの内紛）。 日出 11・23、12・9</p> <p>11・25 地租を納める人員の取調べにつき達す。 達甲56号</p> <p>12・4 山城自由倶楽部の総会を河原町の共楽館で開く。 日出 12・6</p> <p>12・8 府会、「郡制府制実施ニ関スル建議」（内務大臣あて）の第2次会で反対多数により廃案となる（反対理由は、不完全な制度のまま早期に実施してもかえって害があるなど）。 府会議事録</p> <p>12・10 千田知事、単独郡長の任命につき内務大臣に上申。⁽⁴⁾ 府庁文書 明25-25</p> <p>12・14 町村長から郡長、郡長から府庁へそれぞれ報告すべき事項と期日を定める。 達甲61号</p> <p>12・15 政談演説会を上立売大宮の岩神座で開いたが、鈴木登一の演説中、中止を命ぜられる。 日出 12・17</p> <p>12・17 東京芝公園の紅葉館で京都府民大懇親会を開く。久保田米僱開会の趣意をのべ中村栄助はじめ十数人が演説、出席180余名。 日出 12・22</p> <p>12・21 京都地方裁判所管内伏見裁判所向日町出張所を開庁。 公文類聚</p> <p>12・22 郡部会の決議により、常置委員月手当を26年度より30円に減額する旨達す。 府令79号</p> <p>12・27 北桑田郡長に辻直方、久世郡長兼宇治郡長に伴時彦、乙訓郡長に荒井公木（紀伊郡長兼任）を任命。 府庁文書 明25-25</p> <p>12・28 山本覚馬没。65歳。 日出</p> <p>12・一 宇治郡山科村南部の有志者、府および内務省に分村を請願。 日出 明26・1・4</p>

参 考	日 本
	<p>11・30 軍艦千島、英船ラヴェンナ号と衝突し沈没。政府、横浜の英領事裁判所に損害賠償の訴訟を起す。</p> <p>12・12 内務大臣、徳島県会を解散。</p>

京	都	府
1・4 伏見登記所向日町出張所開設。 日出 12・27		3・14 京都本金庫所属伏見金庫を伏見町大字 中油掛へ移転する旨達す(大蔵省告示6号)。 法令全書
1・21 宇治郡の有志者、内務大臣に郡の独立 を請願のため、各村長および府会議員と東上(第 1・2回議会開設中も両院へ請願)。日出 1・20	3・14 政府、宮津港を特別輸出港に指定。維 持費は府が負担。府誌下	3・17 千田知事、市内を増区し、西陣・上京 ・中京北・中京南・下京・川東の6区とすること を市会に諮問。市会は時機不適として否決(増区 の利便は認めるが、市制特例の撤廃が先決という もの)。京都市会史
1・22 京都本金庫所属福知山支金庫を福知山 町大字上柳へ移す(大蔵省告示1号)。法令全書	3・23 備荒儲蓄施行規則取扱心得(明15・10 乙148号)改正。布達甲5号	3・31 京都毎日新聞社の主筆河野義雄ほか2 名、同紙に掲載した論説が内閣を侮辱したとして 未決檻に拘留される。6・6 河野に京都地方裁判 所より重禁錮3カ月、罰金10円の言渡しあり。 ⁽²⁾ 日出 4・2、6・7
1・22 下京区西南部の有志者、協同会(非政 社組織)の発起人会を開く。会長下間庄右衛門、 会員300名。日出 1・24	4・1 福知山・園部両監獄支署を廃止(明25 ・12・6告示146号)。府布令書	4・1 福知山・園部両監獄支署を廃止(明25 ・12・6告示146号)。府布令書
1・23 丹後の旧斯民会の有志、峰山対琴楼で 懇親会を開き旧交を温める。日出 1・27	4・14 円山公園地買収事件に関し、大野嘉右 衛門らより千田知事(兼京都市長)を被告とする、 買収補償金不当の訴訟、京都地裁で開廷。原告代 理人大井憲太郎、被告代理奥繁三郎ら出廷。 日出 4・15	4・19 竹野郡16カ村(全村)の人民総代50名、 「専任郡長設置ノ儀ニ付請願」を知事に提出。 府庁文書 明18-9
1・23 伏見青年会の発起により、京都三大問 題の政談演説会を大黒座で開く。聴衆1,000余名。 日出 1・25	5・14 京都弁護士会の創立会を寺町三条の天 性寺で開く、出席29名。会長に大見武布を選出。 6・1 櫛橋友次郎ら、会長選挙取消しの訴訟を起 す。日出 5・16、6・2	5・14 京都弁護士会の創立会を寺町三条の天 性寺で開く、出席29名。会長に大見武布を選出。 6・1 櫛橋友次郎ら、会長選挙取消しの訴訟を起 す。日出 5・16、6・2
1・30 山城自由倶楽部、政談演説会を西九条 の稲荷御旅所で開く。島田弥一郎・田中祐四郎兩 人の演説は途中で中止を命ぜられる。日出 2・1	5・25 千田知事・内務大臣に対し、他の郡よ り兼任となっている愛宕・乙訓・宇治・中・竹野 5郡に専任郡長の配置を認められたい旨、上申 (追々郡町村事務が複雑となり、兼任では到底そ の整理宜しきをえないとの理由で)。6~7月府 の任免案通り発令。府庁文書 明26-31	5・25 千田知事・内務大臣に対し、他の郡よ り兼任となっている愛宕・乙訓・宇治・中・竹野 5郡に専任郡長の配置を認められたい旨、上申 (追々郡町村事務が複雑となり、兼任では到底そ の整理宜しきをえないとの理由で)。6~7月府 の任免案通り発令。府庁文書 明26-31
1・31 官津の万年劇場で演説会を開く。弁士 は鉄道商港期成同盟会の小西安兵衛・黒田宇兵衛 (幹事長)ら。日出 2・3	5・26 自由党総理板垣退助入京。5・27 祇園 館で政談演説会を開く(予定)。日出 5・25	5・26 自由党総理板垣退助入京。5・27 祇園 館で政談演説会を開く(予定)。日出 5・25
1・一 愛宕郡の15カ村長、「町村事務報告事 項」(昭23甲61号)の改正を知事に建言。 府庁文書 明18-9	6・3 府庁へ差出す諸願届届のうち、戸籍に 関する事項は再び区役所を経由して出すよう達す (明22・10告示107号を廃止)。告示66号	6・3 府庁へ差出す諸願届届のうち、戸籍に 関する事項は再び区役所を経由して出すよう達す (明22・10告示107号を廃止)。告示66号
1・一 兵庫県多紀・氷上2郡と但馬全国、京 都府への管轄がえを希望し運動。日出 1・10	6・19 上京区の岩神座で政談演説会を開いた が、平野某が「暴論百出」の演題で演説中、治安 に妨害ありとして中止を命ぜられる。日出 6・21	6・19 上京区の岩神座で政談演説会を開いた が、平野某が「暴論百出」の演題で演説中、治安 に妨害ありとして中止を命ぜられる。日出 6・21
1・一 熊野郡民、専任郡長設置をめざしさら に実力を養成するため、各村に1カ所の製糸器械 所共栄社を設ける準備に着手。日出 2・2	6・20 徴兵規程(明22・5府令54号)を全文 改正(規程をさらに厳密にする)。府令44号	6・20 徴兵規程(明22・5府令54号)を全文 改正(規程をさらに厳密にする)。府令44号
2・2 院外民党5団体の大会に出席のため、郡 部自由党員の総代奥繁三郎東上。日出 2・3	6・25 自由党京都支部発会式を祇園中村楼で 開く。奥繁三郎・野尻岩次郎・脇田嘉一らを役員 に選出し支部規則を議決。日出 6・27	6・25 自由党京都支部発会式を祇園中村楼で 開く。奥繁三郎・野尻岩次郎・脇田嘉一らを役員 に選出し支部規則を議決。日出 6・27
2・4 山城自由倶楽部、春季総会を桂村万基 で開き、政談演説会を開く。聴衆500名。 日出 2・7		
2・4 『京都毎日新聞』、治安に妨害ありとし て発行停止を命ぜられる。 ⁽⁴⁾ (3・31参照)。同上		
2・5 官津の青年義会、万年劇場で演説会を 開く。弁士黒田宇兵衛・小西安兵衛ら。3・12同 所で再び演説会。日出 2・9、3・15		
2・上 竹野郡の大石猪一郎・永雄勝輔、専任 郡長を内務大臣に請願するため代表として東上。 日出 2・5		
2・11 久世郡小倉村長北川玉城外7村長、宇 治郡との合併に反対し郡の独立をその筋へ申請す るよう、知事に陳情書を提出。府庁文書 明18-9		
2・一 福知山助役選挙で当選した吉田駿のた めに小学校長らが奔走し、強制的に調印を求めた として、町民ら校長の解職を要求。日出 2・7		

京	都	府	日	本
6・25 山城自由倶楽部、自由党京都支部の設 立に伴って解散・存続両派に分れ、後者の代表安 田益太郎ら3名自由党本部に具情のため東上、本 部、山城支部の設立を許可。日出 6・28、7・6			1・4 内務省、『平権倶楽部主旨並規約書』 (東京・浦林直次発行)が治安に妨害ありとして 発売頒布を禁止。	
6・25 乙訓・紀伊・久世3郡の治水委員藤田 権助ら、第7回帝国議会上に際し淀川改修案を内務 大臣に請願するため、府庁へ出頭して進達を請う (11・30参照)。日出 6・26			1・12 衆議院、軍艦建造費否決。	
7・5 愛宕郡長に片山正中(府属・府平民)、 乙訓郡長に池上勝太郎(青森県士族)、宇治郡長に 河田景雄(茨城県浪島・西葛飾郡長、旧鳥取藩士)、 竹野・中郡長に生形重瑛(与謝郡書記)を任命。 愛宕村誌、乙訓郡誌、宇治郡誌			1・23 衆議院、内閣弾劾上奏案上程。15日間 の停会を命ぜられる。2・7 衆議院、同案可決。	
7・5 熊野郡長稲葉市郎右衛門、竹野郡長兼 任を解き生形重瑛を後任とする。7・30さらに中 郡長兼任を解き内藤潔(府属、旧宮津藩士)を中 郡長に任命。竹野郡誌、中郡誌			2・10 建艦費補助のため、官吏俸給一割納付 および内廷費30万円6年間下付の詔勅下る。	
7・10 愛宕郡八瀬村字宮の谷を「字御所谷」 と改称の件、同村の出願により許可。告示96号			2・26 予算案修正可決(建艦費を認める)。	
7・10 南桑田郡長石田真平、郡内町村視察調 書を知事に提出。(明25・12訓46号の内訓にもと づくもの)。府庁文書 明26-36			3・3 法制局、鳥取県知事と同県会の紛議に つき、知事の措置(原案執行)を不当とする裁定 を下す。	
7・22 新俳優の座光寺秀二郎、明24・4 新京 極の福井座で政談演説を行った際、国務大臣を侮 辱したかどで重禁錮2年の刑を受け服役中のとこ ろ、満期出獄。8・10監獄土産の新演劇を上演(予 定)。10・8坂井座での八方攻撃非政談演説会、監 獄の実況にふれ中止解散となる。日出 8・4、10・10			3・25 法典調査会規則を公布。	
8・3 自由党山城支部、伏見の福富座で政談 演説会を開く。聴衆1,000余名。日出 8・6			4・12 法制局、福島県知事と同県会の紛議に つき、知事が地方税追加予算を下付したことは違 法でない旨裁定。	
8・21 『愉快武士』(河原町蛸菜師上ル奈良屋 町50番戸 田中宅次郎発行)、安寧秩序妨害を理由 に発売頒布を禁止される(内務省告示41号)。 法令全書			4・14 集会及政社法改正公布(政社間の連結、 支社設置の禁止規定を削除、取締りを緩和)。	
8・29 自由一郎らの市設電灯演説会、開会前 に治安に妨害ありとして解散を命ぜられる。 日出 8・31			4・14 出版法・版權法公布。	
9・2 六々会(京都市西北部選出の市議員 の団体)分裂。日出 9・3			4・21 酒精営業税法公布。7・1施行。	
9・7 峰山警察署落成式挙行。日出 9・10			5・19 防穀令問題、朝鮮政府より損害賠償金 11万円を支払うことで妥結。	
9・10 船井郡兵談会発会式、出席会員350~ 60名。福知山大隊区司令官ら来会。(~16)同郡第 1~5区の兵談会発会式をそれぞれ開く。 日出 9・12、22			5・20 海軍軍令部条例布。	
9・17 亡命中の朴泳孝(朝鮮の政客)のため、 自由党系の有志30余名、木屋町の可笑楼で懇親会 を開く。日出 9・19			5・22 戦時大本営条例公布。	
			7・8 臨時閣議、条約改正案および交渉方針 を決定(内地雑居を認め領事裁判権を廃棄、関税 率を改定)。	
			10・30 地方官官制全文改正。勅令162号	
			10・31 文官任用令・文官試験規則各公布。	
			10・一 安部井磐根・大井憲太郎ら、大日本協 会を組織。内地雑居反対・現行条約履行を提唱 (改進黨・国民協会も同調、自由党は反対)。	
			11・15 自由党大会、公約履行・地租軽減・地 価修正・条約改正・海軍改革などを決議。	
			11・25 第5通常議会召集(12・30解散)。	
			11・29 衆議院、星亨議長不信任の動議可決。 星の辞職拒否のため、12・1 不信任上奏案可決。 12・13星亨の除名決議。	
			12・4 衆議院、官紀振肅上奏案可決(農商務 省の汚職問題を弾劾)。	
			12・19 衆議院、安部井磐根ら提出の現行条約 履行建議案を上程、10日間の停会を命ぜられる。	
			12・29 衆議院、陸奥外相の条約履行案反対の 演説後、さらに14日間の停会を命ぜられる。	
			12・29 政府、大日本協会に解散を命令。	
			12・30 衆議院、解散を命ぜられる。	
			12・一 東洋自由党解散。	

京	都	府
<p>9・1 葛野郡朱雀村字西の京の人民、郡部に属することを不便とし上京区への編入を希望。 日出 9・28</p> <p>10・1 自由党京都支部総会を同事務所で開く。幹事に河原林義雄ら選出。晩、自由党政談演説会を四条南座で開く。聴衆2,000余名。日出 10・3</p> <p>10・7 大日本協会丹後支部、宮津の仏性寺で発会式。出席会員70余名、神鞭知常の演説4時間に及ぶ。夜1時すぎ散会。日出 10・10</p> <p>10・20 園部区裁判所松山・和知両出張所、峰山区裁判所網野出張所、福知山区裁判所千束・河守・八津合各出張所、舞鶴区裁判所市場出張所を開庁(10・16司法省告示54号)。法令全書</p> <p>10・28 府、内務大臣に対し、綴喜郡長喜多川孝経を非職とし、後任に伊藤信厚(府収税属)を任命されたい旨、内申(郡治上、兎角部内人民と不折合との理由で)。11月、内申の通り発令。 府庁文書 明26-31</p> <p>10・一 地方官官制全文改正に伴い、府の直税部・間税部を収税部とし、税務課・庶務課を設置。</p> <p>11・1 通常府会を開く(～12・7)開会22日。 府決議類集</p> <p>11・1 自由党山城支部、条約改正および内地雑居問題に関する政談演説会を開く。日出 10・31</p> <p>11・4 千田知事非職を命ぜられ、第5代知事に貴族院議員中井弘(元滋賀県知事・鹿児島県士族)就任。日出 11・7</p> <p>11・10 自由党京都支部、役員会で京鶴鉄道敷設には賛成し、内地雑居問題では反対運動をしないことに決定。日出 11・12</p> <p>11・14 峰山・舞鶴両区裁判所の刑事裁判事務は、宮津区裁判所で取扱う旨達す(司法省告示71号)。法令全書</p> <p>11・25 相楽郡木津村を木津町と改称。 告示178号</p> <p>11・26 京都本金庫綾部支金庫を綾部町大字本宮町へ移転(11・16大蔵省告示34号)。法令全書</p> <p>11・30 府会郡部会、淀川改修工事の予算案を議事に発案するよう内務大臣に再建議。 府会決議録</p> <p>12・1 山科・大久保・井手・向日町・網野・久美浜各警察署を設置し、管轄区域を定める。 府令72号</p> <p>12・1 府処務細則を改訂し、内務部第3課の衛生事務を警察部保安課に移管。 府令58号、府庁文書 明26-6</p> <p>12・1 府会郡部会、竹野郡役所の位置変更と新築につき、知事へ建議を提出。郡部会決議録</p> <p>12・8 京都府外1府7県の執務時間を変更。 公文類聚17編</p>	<p>12・13 親隣義塾創立のための協議会を木屋町の可笑楼で開く。発起人河原林義雄・朝尾春直(朝鮮の子弟で日本の教育を受けようとする者の養成を目的とする)。日出 12・14、15</p> <p>12・15 府会、警察費および警察庁舎建築修繕費に対する国庫下渡金を6分の1から10分の3に改めるよう内務大臣に建議。 府会決議録</p> <p>12・19 下京区では学費の怠納者800余名に及び区書記を派出して学区ごとに説諭、なお従わぬ者は公売処分を行う見込み。日出 12・20</p> <p>12・一 天田郡上夜久野村会、村長不信認を決議。日出 12・14</p> <p>12・一 朝尾春直らが主唱者となり、内地雑居尚早の請願書を起草、2,000余名の署名をえて貴衆両院へ提出の予定。日出 12・14</p> <p>12・一 天田・何鹿・久世各郡長、郡内巡視具申書を知事に提出。(明25・12訓46号の内訓にもとづく)。(3) 府庁文書 明26-36</p> <p>この年</p> <p>▷ 政談集会の開催17回(うち解散1、中止を命ぜられた者のある集会27)。内務省統計報告</p> <p>▷ 丹後5郡68カ村の各町村長、内務・大蔵両大臣あてに地価割制限超過稟請書を提出。(4) 府庁文書 明26-40</p>	

参	考	日	本
(1)	1・27付「我帝国政府ニ政權ノ分与ヲ望ム」、2・4付「明治政府ハ帝室ト仏教ノ怨敵ニ非ルナキカ」などのため。日出 6・7	この年	▷ 『新作愛国壮士おし』(3・4)、『愛国自由歌』(3・10)、『新作おっぺけペーおし』(3・22)、『愛国歌』(6・21)、『愛国自由おし』(7・7)、『自由愛国歌』(7・21)、『愛国自由歌』(8・3)、『陳情書』(12・8)など(東京・山形・函館等で発行)、治安・安寧秩序妨害を理由に内務省より発売頒布を禁止される。()内は発禁の月日
(2)	河野義雄はこの判決を不服として大阪控訴院、さらに大審院に上告したが、同年12月、大審院で原判決をすべて破棄し、裁判を名古屋控訴院に移す旨判決あり(その後の経過については不詳)。日出 12・24		
(3)	その内容は村ごとに戸数、総反別、地価金、村内全体ノ民情、事務ノ成績并ニ其整否、町村会区区議員選挙ノ景況并其事務取扱ノ当否、町村課税ノ方法并負担ノ輕重、徴税ノ難易并ニ其理由、民産など、詳細な項目に分けて述べられている。		
(4)	これは、町村制第126条で「地租七分ノ一其他直接国税百分ノ五十ヲ超過スル附加税ヲ賦課スル事ほか4件に関しては「内務大臣及大蔵大臣ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス」となっているため提出されたもの、その理由書では各町村の特殊性を述べたものもあったが、「戸数割ニ課スルトキハ細民過半アリ負担ニ堪ヘ難キノ状況アリ、又ハ他ニ新税ヲ起スハ容易ナラザルヲ以テ地租七分ノ一ニ過ルモ不適當ノ賦課ニアラズ」(加佐郡中筋村の議決理由)といった内容がもっとも多かった。なお、明25・11・18付稟請書が(中郡五十河村)が1件だけ含まれている。		

京 都 府	京 都 府
<p>1・12 宮津青年義会、宮津町万年座で政談演説会を開く。津原武「千島艦事件」、三上房吉「責任内閣論」など。 宮津の新潮4号</p> <p>1・14 自由党京都・山城両支部員80余人、木屋町玄鶴楼に会合し、新たに京都支部の発会式を行う。事務所は旧京都支部事務所におく。役員を選出、衆議院議員候補者選定の協議など。 日出 1・16</p> <p>1・15 府会、九連・鳳凰2城の陥落につき、第1・第2両司令官に祝辞を表す。府会決議録</p> <p>1・29 府、郡部地方税納税者心得を定める、市部地方税賦課徴収雑則を改正。また市・郡部地方税賦課徴収事務取扱順序を定める。 布令7・9号、達甲9号</p> <p>1・一 福知山町の旧藩4カ町、旧市11カ町と人情風俗を異にし、合併以来税率も増加しているなどから不利益少なからずとして、曾我井村と合併を希望する者多く分離論を展開。日出 2・2</p> <p>1・一 紀伊郡堀内村では疏水工事・鉄道敷地等の公用土地買収により地価減少を来し、一村独立覚束なしとして伏見町への合併論起る。 日出 1・10</p> <p>2・1 網野警察署を竹野郡網野村字広小路892に移転。 府庁文書 明27-39</p> <p>2・7 府、葛野郡梅ヶ畑村および紀伊郡上鳥羽村特別税条例により徴収する村税は直接税とする旨、公示。 公示23号</p> <p>2・8 府、臨時総選挙(3・1執行)の取締り方について管内の郡長・警察署長を召集し、心得を訓示。 日出 2・8</p> <p>2・12 下京区の聯盟・水亭・立誠各派、府会議員交渉会を開き、候補者を確定し、区内有権者にその氏名を印刷し配布することをきめる。 日出 2・14</p> <p>2・15 府会議員半数改選。府庁文書 明27-39</p> <p>2・20 内務部に第5課を設置し、農工・権度を分掌させる(2・2内務省へ伺、2・9許可)。 府庁文書 明27-39</p> <p>2・23 府、葛野郡衣笠村特別税条例により徴収する村税は直接税とする旨、公示。公示31号</p> <p>2・一 京都市に4区役所を増置する案、さきに市会で否決されたが、増置説再燃(上下京区役所のみでは不便なため)。 日出 2・13</p> <p>3・1 第3回総選挙。</p> <p>3・1 京都地方裁判所管内木津区裁判所、相楽郡木津町字木津町37に移転。⁽¹⁾ 日出 明3・4、3・7、太政類典18編</p> <p>3・4 一条・建仁寺町両警察署新築落成につき、上長者町署・松原署と改称することを内相に上申。 府庁文書 明27-39</p>	<p>3・16 賦金徴収規則を改正布達。27年度より施行。 府令18号</p> <p>3・18 河原林義雄・奥繁三郎ら、綾部の丁円寺で懇親会(参加300余人)、さらに劇場で政談演説会開催(聴衆700余人)。 日出 3・22</p> <p>3・中 上京区役所市税未納者572戸の財産差押えに着手。⁽²⁾ 日出 3・18</p> <p>3・25 市会議員半数改選。府庁文書 明27-39</p> <p>3・26 臨時府会を開く(〜29)。開会3日間。 府会決議類集</p> <p>3・28 府会選挙に敗れた同志派議員ら、各郡の有力者糾合して自由党と対抗するため、烏居本楼で懇親宴会をかねて相談会を開く。日出 3・29</p> <p>3・31 伏見監獄支署を廃止。 府庁文書 明27-39</p> <p>3・一 市参事会、27年度予算編成に不備があり総辞職することに一決したが、知事の説得により、市参事会の陳謝で落着。 日出 3・24</p> <p>4・3 府違警罪条目を定める。府令26号</p> <p>4・9 府、紀伊郡堀内村特別税条例により徴収する村税を直接税とする旨公示。公示58号</p> <p>4・14 宇治郡長河田景雄死去。 府庁文書 明27-39</p> <p>4・15 自由党選出代議士河原林義雄・堀田康人・安田益太郎の3人、木屋町の自由党京都支部において第8議会報告会を開催。日出 4・13</p> <p>4・18 竹野郡八木村で13戸全焼。 府庁文書 明28-30</p> <p>4・20 府会議場取締りに関して内務省に上申(明28・1・9県治局長名で、議場整理は議長の仕事で、理事者の要求を議長が拒否する場合、府県会規則第33条により処分するよう通牒)。⁽³⁾ 府庁文書 明28-42</p> <p>4・中 京都在住旧官家士族、堂上華族に恩賜金ありと聞いて寺町の清浄華院に会し、我々にも恩典ありたい旨の歎願を宮内省に出そうとしたが、意見まとまらず。 日出 4・18</p> <p>4・28 市会、議事堂新築および聚楽病院改築の件につき委員会(第1回)を開催。日出 4・29</p> <p>5・5 消防組規則細則制定(9日より施行)。京都市内に火災消防組設置。⁽⁴⁾ 府令28・29号</p> <p>5・6 松原警察署、松原通建仁寺町東入弓矢町へ新築移転(5・7移転式)。府庁文書 明27-39</p> <p>5・17 上長者町警察署、上長者町通知恵光院東入須浜町に新築移転し移転式挙行。同上</p> <p>5・20 葛野郡中川村で大火(111戸中70戸焼失、541人中333人罹災)。 日出 5・24</p> <p>6・12 『日出新聞』、京都監獄在監人数が景気回復により減少と報道(2・24にも報道)。⁽⁵⁾ 日出 6・12</p>

京 都 府	日 本
<p>6・15 綴喜郡草内村昨岡神社に関する5月以来の紛議解決のため、飯岡の森村勇次郎外2人、中井知事を私邸に訪ね、速かに善処されたい旨を懇請。7・上 飯岡住民の動き不穏とみて、井手警察署と警察部より出張。8・19知事の説諭で落着。 日出 5・31、6・17、7・12、8・21</p> <p>7・1 市三大問題完成の祝宴、御所内の博覧会場で開かれる。市内各所でも祝賀行事行われる。 日出 7・3</p> <p>7・3 安田益太郎・田中祐四郎ら、伏見俱樂部で公友会発起人会を開催。 日出 7・4</p> <p>7・5 船井郡役所、各町村長はじめ有志者を集め、税務に関する研究会を開く。日出 7・7</p> <p>7・6 新京極常盤座で座光寺秀二郎が不平政談演説会を開いたが、即座に五条署長の解散命令あり、聴衆350余騒ぐ。 日出 7・8</p> <p>7・8 自由党京都支部、四条南座で対韓・外交問題につき政談演説会を開く。聴衆約2,500。 日出 7・10</p> <p>7・13 加佐郡長多田郁夫を非職とし、後任には南桑田郡長石田真平を任命。 加佐郡誌</p> <p>7・23 警察官非常召集規則を定める。 訓令61号</p> <p>7・23 船井郡本荘・富荘両村を合併し、富本村と名称。 公示125号</p> <p>7・下 竹野郡長生形重英を非職とし、7・28児玉友介を後任に任命。 竹野郡誌、日出 7・25</p> <p>7・一 南桑田郡長に皆川惇(京都府士族)任命。 南桑田郡誌</p> <p>8・初 下京各警察署に米価騰貴による貧民部落の動向を敏速に報告するよう巡査に訓示。 日出 8・3</p> <p>8・初 京都で募集中の渡韓人夫、志願者中300余を選抜して名古屋に出発させる。 日出 8・9</p> <p>8・11 日出新聞社、恤兵軍資金第2回募集を行う(締切8・31)。 日出 8・11</p> <p>8・12 知事、府会議長・市参事会員・商工会議所会頭らを集め、恤兵金品出願奨励募集につき協議。 日出 8・14</p> <p>8・16 紀伊郡伏見町外13カ町村(12郡)に火災消防組設置を布達。 府令42号</p> <p>8・17 郡役所処務規程を改正。庶務・会計2掛をおく。 訓令77号</p> <p>8・18 警察署保管物品出納規程を定める(10・1施行)。 訓令79号、府庁文書 明27-6</p> <p>9・1 第4回臨時総選挙。⁽⁶⁾ 日出 9・7</p> <p>9・初 京都監獄署、洋灯(ランプ)を廃し電灯を用いる。 日出 9・12</p>	<p>1・24 近衛篤磨・谷干城ら貴議院議員38名、首相伊藤博文に忠告書を送り、衆議院の条約履行論抑圧に抗議。2・10 伊藤首相、解散はやむを得ずと回答。</p> <p>1・29 法制局、新潟県会が同県知事と地方税追加予算の件で法律の見解を異にしたのに対し、知事の措置を支持する裁定を下す。法令全書</p> <p>2・10 消防組規則公布(従来の市町村条例による義勇消防組の設置を廃して知事の管掌とし、組織・運営の全国的な統一基準を定める)。</p> <p>3・1 第3回臨時総選挙(自由119・改進黨48・国民協会26)。</p> <p>3・29 朝鮮の全羅道で東学党蜂起。</p> <p>4・一 犬養毅ら改進黨を脱党し、中国進歩党を結成(代議士5名)。</p> <p>5・3 楠本正隆ら、立憲革新党を結成。</p> <p>5・12 第6特別議会召集(5・15開会、6・2解散)。</p> <p>5・31 衆議院、内閣弾劾上奏案可決。</p> <p>6・1 朝鮮駐在代理公使杉村濬、東学党指導の農民暴動による全州占領と朝鮮政府の清国への援兵要請を外相陸奥宗光に報告。</p> <p>6・2 閣議、清国の出兵に対抗して、混成1個旅団の朝鮮派遣を決定。</p> <p>6・2 衆議院、解散を命ぜられる。</p> <p>6・5 大本營を参謀本部内に設置。</p> <p>6・7 日清両国、相互に朝鮮出兵を通告。</p> <p>6・12 国税徴収法改正。</p> <p>6・14 朝鮮公使、陸奥外相に日本軍の撤退を要求。</p> <p>6・16 陸奥外相、清国公使に東学党反乱の共同討伐および朝鮮内政の共同改革を提議。6・22 清国拒絶。</p> <p>7・10 大鳥公使、内政改革案を朝鮮政府に提示。7・16 朝鮮政府、日本軍の撤退が先決と回答。</p> <p>7・16 日英通商航海条約に調印(治外法権廃止・関税率引上げを実現)。</p> <p>7・20 大鳥公使、清・朝鮮宗属関係の破棄その他を要求する最後通牒を朝鮮政府に提出。</p> <p>7・20 志賀重昂らの全国同盟記者会、政治結社と見なされ解散。</p> <p>7・23 日本軍、京城の朝鮮王宮を占領、朝鮮軍を武装解除。国王、日本側の圧力により、大院君に国政総裁を命ずる。</p> <p>7・25 日本艦隊、豊島沖で清国軍艦を攻撃。</p> <p>7・29 大鳥混成旅団、朝鮮の成歎を占領。</p> <p>7・30 牙山も占領。</p> <p>8・1 清国に宣戦布告(日清戦争)。</p>

京	都	府
<p>9・14 衆議院議員第6区当選者神鞭知常、当選請書提出せず、当選無効となる(10・10補欠選挙で稲葉市郎右衛門当選)。 日出 9・26、10・13</p> <p>9・18 府、町村事務執行上法律規則等に関する疑義は郡長の指揮を請うことを訓令。訓令91号</p> <p>9・22 府、内務省へ郡分合・郡制実施に関し、種々問題があるため、具体的意見をあげない旨上申。 府庁文書 明27-13</p> <p>9・26 加佐郡四所村大字新宮を廃し、同村大字喜多および下福井に分属(人家が少ないため)。 公示167号、日出 9・28</p> <p>10・上 熊野郡長稲葉市郎右衛門、退官。12・一後藤善二(秋田県人、前舞鶴収税署長)を後任に任命。 熊野郡誌</p> <p>10・7 華族会館分局議事堂の竣功式挙行(今出川御門前元徳大寺家邸地)。 京都新報 10・9</p> <p>10・8 山科青年会、在郷軍人優待会をかねて陸海軍大勝祝宴を山科御坊附近で開く。 日出 10・6</p> <p>10・9 自由党政談演説会を四条南座で開く。弁士浜名信平・長晴信・河野広中ら(予定)。 日出 10・7</p> <p>10・10 中井知事死去、57歳。京都新報 10・11</p> <p>10・12 与謝郡市場村大字岩屋を分離し、岩屋村を設置(9・19内務省に稟議)。 公示172号、府庁文書 明27-13</p> <p>10・22 京都収税署下京派出所を下京区寺町通綾小路下ル中之町に設置。 府令51号、布令連要約</p> <p>10・26 自由党政談演説会を船井郡八木演劇場で開く。聴衆800余名。弁士河原林義雄・奥繁三郎・石塚重平・小室重弘ら。 日出 10・28</p> <p>10・一 興行物の筋書に対する警察署の調査厳重となる。日清戦争の影響か。 日出 10・17</p> <p>11・5 臨時府会を開く(〜9)。開会5日。 府会決議類集</p> <p>11・8 貴族院議員渡辺千秋(元北海道庁長官・内務次官)、第6代知事に任命される。 日出 11・8</p> <p>11・11 通常府会を府庁内で開く(〜12・16)17日間。 府会決議類集</p> <p>11・15 府会、大本営に対し戦勝を賀す上表文を提出。 府会決議録</p> <p>11・23〜27 『日出新聞』5日間の発行停止を命ぜられる(21日の記事が風俗を壊乱するとの理由)。 官報</p> <p>11・24 久美浜村を久美浜町と改称(11・12内務省へ稟請)。 公示199号、府庁文書 明27-13</p> <p>11・29 田中警察署、愛宕郡下鴨村に移転し下鴨警察署と改称。 公示201号</p>	<p>11・一 馬匹の徴発令により、伏見練兵場に馬数百頭を差出す。 府誌</p> <p>12・3 加佐郡四所村、陸海軍軍人家族恤救規則を村会で決定。 府庁文書 明27-60</p> <p>12・8 行旅死亡人及行旅病人取扱心得を定める(従来の諸令達は廃止)。 訓令125号</p> <p>12・12 葛野郡大内村大字八条小字二人塚のうち、一部を下京区薬園町に編入。 公示205号</p> <p>12・15 府会、淀川改修工事案を議会に提出されたい旨、内相に建議。 府会決議録</p> <p>12・15 府会、監獄署の飯米入札改善に関する上申書を知事に提出。⁽⁷⁾ 同上</p> <p>12・18 郡部における第2回軍事公債応募額5万8400円に達す。 日出 12・19</p> <p>12・19 府会、京都府会誌編纂について知事あて上申。 府会決議録</p> <p>12・21 警察部巡視規程を定める(明19・11警第18号第一課巡視心得廃止)。 訓令128号</p> <p>12・下 自由党京都支部、陸軍恤兵問題につき常議員会を開き、党派を問わず広く近畿地方有志者にも呼びかけることを協議。 日出 12・23</p> <p>12・一 綴喜郡長伊東信厚退任、後任に梅垣幸之(前高等警察主任)任命される。 日出 12・14、綴喜郡誌</p> <p>12・一 相楽郡役所、木津村の召集兵家族が生活に困窮しているため、補助を与えることに決定。⁽⁸⁾ 日出 12・18</p>	
<p>この年</p> <p>▷ 政談演説会の開催84回(うち臨監7回、中止を命ぜられた者のある集会22)。内務省統計報告</p>		

参	考	日	本
(1) 第1区 阪本則美(無所属)、第2区 竹村藤兵衛(無所属)、第3区 安田益太郎(自由党)、第4区 田宮勇(自由党)、第5区 田中源太郎(旧政務調査会)、河原林義雄(自由党)、第6区 神鞭知常(旧大日本協会) 日出 3・7	(2) 3月3日および13日督促状送付(998戸に対し未納者572戸の内訳は、戸別割未納者414戸、営業割158戸)。	8・2 外交または軍事に関する事件を新聞雑誌等に掲載する時は、行政庁に差出して許可を受けるよう達す。違反者は処分する。 勅令134号	8・14 朝鮮事件費に関する財政上緊急処分の件公布。
(3) 「……従来京都府ノ如キハ府会等ニ対シテモ専ラ任放ノ一端ニ傾向候モノト相見ヘ、或ハ傍聴人共私語シ、或ハ議員ト傍聴人ト談話シ、或ハ傍聴人ニシテ猥リニ賛否ノ声ヲ発シ、或ハ無頼ノ壮士人足等ヲ率ヒ来リ議員ヲ脅嚇シ、或ハ議場ニ於テ平然喫煙ヲ為ス者等有之モ、従来ノ慣例ナリトシテ議長ハ恬トシテ之ヲ不問ニ付シ府庁亦敢テ之ヲ制止セズ其威嚇ヲ恐怖スルモノノ如ク……」 府庁文書 明28-42	(4) 上京消防組、下京消防組を設置。各組の人員は組頭1、小頭6、消防手100の307とする。上京消防組は第1部上長者町、第2部中立売、第3部河原町各警察署に、下京消防組は第1部松原、第2部五条、第3部堀川各警察署におく。	8・16 軍事公債条例公布(5,000万円を限度とする)。	8・20 朝鮮政府と暫定合同條款に調印(京仁・京釜鉄道敷設権獲得)。
(5) 刑事被告人(男190女17)、囚人(男1,494女171)、懲治人(男12女0)、別房留置(男70女48)、携帯児(男8女9)、合計1,975人	(6) 当選者: 第1区 堀田 康人(自由党) 第2区 竹村 藤兵衛(無所属) 第3区 安田 益太郎(自由党) 第4区 喜多川 孝経(対外硬派) 第5区 河原林 義雄(自由党) 石原半右衛門(対外硬派) 第6区 神鞭 知常(対外硬派) 日出 9・7	9・1 第4回臨時総選挙(自由105・改進黨45・革新40・国民協会30)。	8・26 朝鮮政府と両国盟約に調印(清国との戦争に協力し、朝鮮政府は日本軍の進退・糧食準備に便宜を与える)。
(7) 「……入札ノ弊トシテ時価不相当ノ低価ニ落札スルヲ以テ其請負者ハ止ムヲ得ス奸策ヲ用ヒ俵中ニ塵埃小石ノ類ヲ混シテ其費目ヲ保タシムルニ至ル……」といった弊害があるため、飯米および他の物品購入の際は常置委員に諮問し、地方経済の損失を避けるべきであるというもの。	(8) 召集に応じた者10人の家族は総数28人、13歳以下60歳以上の者へは1日3銭、13歳以上の者へは1日6銭を6カ月間給与、その総額120円を見積るといふもの。	9・17 連合艦隊、清国北洋艦隊主力と遭遇、5艦を撃沈(黄海海戦)。	9・1 第4回臨時総選挙(自由105・改進黨45・革新40・国民協会30)。
		10・3 金鵝勲章年金令公布(功1級900円より功7級65円まで)。	9・13 大本営を広島に移す。
		10・15 内相井上馨を朝鮮駐在公使に任命。	9・17 連合艦隊、清国北洋艦隊主力と遭遇、5艦を撃沈(黄海海戦)。
		10・15 第7臨時議会を広島に召集(10・18開会、10・21閉会)。	10・3 金鵝勲章年金令公布(功1級900円より功7級65円まで)。
		10・24 臨時軍事費特別会計法公布。	10・15 内相井上馨を朝鮮駐在公使に任命。
		10・24 軍費支弁のための公債募集に関する法律公布(1億円を限度とする)。	10・15 第7臨時議会を広島に召集(10・18開会、10・21閉会)。
		11・12 米公使、清国の依頼により講和条件の基礎を提議。11・27陸奥外相、この提議を拒否。	10・24 臨時軍事費特別会計法公布。
		11・20 井上公使、朝鮮国王に謁見、内政改革要領20カ条に同意を要求(〜11・21)。	10・24 軍費支弁のための公債募集に関する法律公布(1億円を限度とする)。
		11・21 第2軍、旅順口を占領。	11・12 米公使、清国の依頼により講和条件の基礎を提議。11・27陸奥外相、この提議を拒否。
		11・22 日米通商航海条約・付属議定書調印。	11・20 井上公使、朝鮮国王に謁見、内政改革要領20カ条に同意を要求(〜11・21)。
		12・13 第1軍、海城を占領。	11・21 第2軍、旅順口を占領。
		12・22 第8通常議会召集(12・24開会、明28・3・23閉会)。	11・22 日米通商航海条約・付属議定書調印。
		この年	12・13 第1軍、海城を占領。
		▷ 『百鍊鉄一名駁内地雜居論』(1・9)、『改進黨青年会檄文』『愉快武志』(1・17)『我国駐在各国公使ニ發送シタル文』(1・18)、『壮士自由演歌 社会のめざまし』(4・19)、『政論 祝砲一発条約改正』(6・6)、『不平』(8・15)など、安寧秩序を妨害するものとして、内務省より発売頒布などを禁止される。()内は発禁月日、法令全書	12・22 第8通常議会召集(12・24開会、明28・3・23閉会)。

京	都	府
1・4 警察部に衛生課をおく。 府1号、府庁文書 明26-6		5・28 『真之光』57号(紀伊郡吉祥院村西尾信玄発行)、出版法第2条違反で内務省より出版停止処分となる。 内務告示73号
1・7 天田郡の対外硬派有志、福知山の法鷲寺で同志倶楽部の発会式を挙げる。来会者200余人。 日出 1・10		5・30 府庁では大本営移転以来総て休暇を廃止し、各課に1人づつ宿直させていたが5月31日限り廃止を達す。 日出 5・31
1・19 知事、軍事多端のおりから、営業税等の滞納せぬよう各郡区町村に訓令。 日出 1・20		6・17 近府県収税長会議、府庁で開かれる。大阪・兵庫等2府12県より参加。 日出 6・18
2・6 知事、乙訓郡長池上勝太郎の解任を内相に内申。2・20 池上郡長を非職とし、後任に荒居源太郎(前内務部第5課長)任命。 府庁文書 明28-42、乙訓郡誌		6・18 天田郡参事会、福知山町雀部助役を解職(町議選で違法の処置ありとして町民より訴願中のところ)。 日出 6・19
2・28 乙訓郡長が突如非職となったことにつき、同郡の各町村長および正木安左衛門ら有力者数十名、向日町津の国屋に会合し、池上前郡長の留任請願をなすことに決す。 日出 3・2		6・25 自由党京都支部、遼東半島還付に関する責任問題および対議会对策等に関し、意見を本部にあげるため会合。 日出 6・27
2・28 巡査心得細則、警察署警察分署処務細則制定(従前の諸令達廃止)。 訓令23・24号		6・一 中郡峰山町、町会の徴税等級の当をえない決議のため、貧民の苦情多く、町税未納者多数を出す。 日出 6・21
3・1 京都市官民有志者発起により戦勝大祝賀会を挙げる。式場の御苑内建礼門前に会するもの1万5000余人。 日出 3・2		7・7 『日出新聞』、京都監獄の看守押丁、最近病氣と称して欠勤者毎日40人前後あり、原因は激務に堪えずと報道。 日出 7・7
3・12 市会議員撰出条例を定め、市会議員定数を45人と改正。 公文類聚19編、日出 3・18		7・10 府、郡役所および町村役場に悪疫予防の訓令を発す。 日出 7・11
3・15 市、平安遷都1,100年記念祭挙げる。 平安遷都記念祭記事		7・16 福知山町の同志会と同志倶楽部、従来反目しあっていたが両派の懇親会を猪崎川原で開き親睦を深める。 日出 7・18
3・30 内務省、府に第6課(杜寺関係)を設けることを認可。 府庁文書 明28-42		7・20 京都・大阪・滋賀の3府県知事および水利委員、府庁で会合し、淀川改修費を政府が次期議会に提出するよう、請願する件で協議。 日出 7・20、8・14、8・20
4・27 大本営を京都に移す。 官報(号外) 4・22		7・24 臨時府会(〜30)開会3日間。 府会決議類集
4・一 福知山町有志者、諸税の増額が甚しいため減税願を町役場に提出。 日出 4・25		8・4 第8旅管徴兵署の開署式を府庁で挙げる。 日出 8・5
5・2 全国新聞雑誌社員大懇親会、京都市で開かれる。 日出 5・3		8・一 知事、内務部長限りで処理する事項を定める。 日出 8・7
5・5 三国干渉問題につき各派代議士入浴、大仏妙法院で連合の協議会を開く。 日出 5・7		9・4 紀伊郡吉祥院村の村会議員・役場吏員総辞職。前村長の村共有管理金の不仕末に端を発し、全村より攻撃されたため。 日出 9・7
5・6 脇田嘉一・馬詰親彦・佐野精一・中神直三郎・古高安次郎・佐々井広吉の6人に対し、予戒令を執行(29・6・25解除)。 ⁽¹⁾ 布令達要約		9・13 竹野郡網野村、村会の決議をもって町制施行の件で府庁へ請願。 日出 9・14
5・15 祇園花見小路待賓倶楽部で平和回復の祝賀会を開催。来賓は伊藤首相、松方蔵相、西郷海相、野村内相ら140余人。 日出 5・17		9・27 府警察部に高等警察課を設置。 ⁽²⁾ 日出 9・28
5・18 加佐郡舞鶴公園で平和克復祝賀会を開く。8,500余人参加。以後府下各地で開かれる。 日出 5・23		10・10 第7代知事に大阪府知事山田信道(熊本藩士)任ぜられる(渡辺千秋は宮内省内蔵頭に転任)。 明治史料類要職務補任録
5・21 京都市区会条例改正。 訓令89号		11・12 『めざまし』第9号(乙訓郡向日町字上植野永井亀次郎発行)、出版法第2条違反で内務省より出版停止処分となる。 内務告示128号
5・23 地方税経済に関する各支部間経費流用規程を定める。 訓令92号		11・26 通常府会を市議事堂で開く。(〜12・22)開会15日間。 府会議事録
5・24 天皇、勲業博覧会に出席。 日出 5・25		
5・25 官民有志者発起による凱旋祝賀式、御所・円山公園などで行われる。1万5,000余人。 京都新報 5・27		

参	考	日	本
(1) 予戒令については、明25・1・28(日本欄)および2・13参照。同年予戒令の執行を受けた13人中、脇田・佐野両人は明28年にも再度執行を受けたわけである。		1・31 国民軍条例公布(陸軍に属し、国民兵をもって編制)。 勅令13号	
(2) 高等警察課で取扱う事項は、①集会および政社、②新聞雑誌、③出版物の取締り、④爆発物その他危険物の取締り、⑤偽造変造貨紙幣、⑥教会講社の取締り(以上は従来保安課で扱った事項)、⑦警察上機密文書、⑧警察上外国人、⑨演劇講談の仕組み、以上の各事項に関する件。日出 9・28		2・1 国民兵召集規則を定める。 2・1 日清両国全権、広島で会談、2・2 日本全権(首相伊藤博文・外相陸奥宗光)、清国全権委任状の不備を理由に交渉を拒絶。 2・2 第2軍、威海衛を占領、2・12 北洋艦隊降伏。 2・13 府県議員が連合集会または往復通信することを禁止した明15年70号布告を廃止。 3・2 市制・町村制改正(公権停止中または租税滞納処分中は公民権を停止するなど)。 3・20 伊藤・陸奥両全権、下関で李鴻章と第1回会談。 3・24 李鴻章、狙撃されて負傷。 3・30 日清休戦条約調印。 4・17 日清講和条約調印。 4・23 独・仏・露3国、遼東半島の清国への返還を勧告(三国干渉)。 5・4 閣議、遼東半島の全面放棄を決定。 5・10 遼東半島を還付する旨の詔書を発布。 5・25 台湾農民反乱、台湾民主国を宣言。 5・一 遼東半島還付をめぐる世論沸騰、〈臥薪嘗胆〉の語さかんに使われる。 6・8 日露通商航海条約・付属議定書調印。 6・15 対外硬派の衆議院議員、愛宕館に会合(政友有志会)軍備拡張、遼東還付の責任追及、朝鮮における日本の地位維持などを決議、6・19 内務大臣、政友有志会の結社を禁止。 8・6 台湾総督府条例を定める(軍政実施)。 10・8 京城で日本人壮士・軍隊、大院君を擁してクーデター、閔妃を殺害。 11・8 遼東半島還付条約に調印。 11・16 法制局、岡山県会の具状に対し、県知事の見解を支持する裁定を下す。 法令全書 11・22 自由党、伊藤内閣との提携宣言を発表。 12・25 第9通常議会召集(明29・3・28閉会)。 この年 ▷ 『日英条約改正ニ關スル田村寛一郎ノ意見書』(1・22)、『馬関一ツトセボシ』(4・15)、『塘和条約ニ關スル意見書』(6・5)、『日清ノ開戦ト終局ニ對スル詔勅衆議院の建議並ニ我党ノ決議』(8・6)、『遼東還附ニ對スル意見書』(8・28)、『政論 大戦後の日本』(11・28)など、安寧秩序を妨害するものとして内務省より発売頒布を禁止される。 ()内は禁止の日付、法令全書	
(3) 8・28区会で決議し、9・7区会管理者志賀郷村長へ訴え(9・26村長却下)、さらに9・29郡長へ訴願(10・16郡長却下)、10・28知事へ訴願したので、11・6知事より内務省へ向。訴えの内容は、規程が杉松植林を認めたことは内久井の薪採草刈場をせばめるといふもの。これに対し県治局長は、区会の決議を町村長が執行して公法上の使用権侵害が発生すれば訴願しうるが、本件はそうでないとして却下した。 府庁文書 明28-5			
(4) 町長17人中15人、村長264人中190人を内申。12・29、2・24追加内申が町村長あわせて48人、総計281人中254人(うち内21人助役)を内申。			
11・19 何鹿郡中筋村役場焼失。 府庁文書 明28-9			
11・中 淀川改修問題、閣議で否決され議院に提出されず。12・2府会、改修建議案を内相に提出。 府会志、日出 11・19、12・3			
12・5 明29・1より警察報を発行し、警察に関する令達訓示等を登載する旨達す。訓令156号			
12・5 内務省、何鹿郡志賀郷村字内久井村民の区有財産保護規程に関する訴えを却下。 ⁽³⁾ 府庁文書 明28-5			
12・8 自由党関西大会、河原町の共楽館で開催。発起人総代河原林義雄、出席者は2府14県より239人(うち京都111人)。夜は花見小路の祇園館で演説会を開く。 日出 11・26、12・10			
12・9 陸軍省、日清戦争戦利品(エンピール銃・三角剣など)で府へ分与の分につき伝達、陳列場・諸学校・神社仏閣等へ分与。 府庁文書 明29-13			
12・26 府、日清戦争役の町村長功労者を内申。 ⁽⁴⁾ 府庁文書 明28-42			
この年 ▷ 政談集会の開催27回(うち解散を命ぜられたもの5)。 内務省統計報告 ▷ 府下における日清戦争従軍者4,380人戦死者229人(うち戦病死219)。 府誌			

京	都	府
1・6 綴喜郡奨武義会など、同郡出身軍人歓迎会を草内河原で行う。来会者2,000余人。1・7 北桑田郡平屋村でも同村出身兵士除隊につき、慰労会を小学校で開く。来会者1,000余人。 日出 1・11	3・中 宇治郡でも、久世郡のように水害の多い郡と合併するのは不利益だとして反対運動のため委員が東上。 日出 3・19	
1・8 府、第7旅団台湾出征につき、府内帰休中の兵卒に対し、24時間以内に集合地に到達するよう命令(召集者市内32人、郡部37人)。 日出 1・9	3・19 衆議院の「京都府下郡廃置法律案」特別委員会(委員長石原半右衛門)、全会一致で同法律案を否決。3・21本会議でも否決。 ⁽³⁾ 大日本帝国議会議誌	
1・10 加佐郡倉梯村で同村出身兵士帰郷し祝賀会を開く。来会者500余人。船井郡東本梅村(1・15)、同郡高原村(1・18)でも出身兵士帰郷祝賀会を開く。 日出 1・12、1・19	3・21 臨時府会を京都市議事堂で開く(～27)。開会4日間。3・24議長に中村栄助3選。 府会議録事	
1・17 内務・陸軍両省告示により、憲兵管区表を定め府は第4憲兵隊京都憲兵管区となる。 官報3763号	4・1 上・下京両収税署開署を告示(上京は府庁内、下京は寺町綾小路下ル中ノ町)。 告示3号	
1・22 紀伊郡全町村の有志者、宇治川水力電気事業計画に対し、下流において治水上問題ありと同郡公会堂に集會し、久世・綴喜・乙訓各郡へも働きかける(予定)。 日出 1・22	4・1 府処務細則改正施行(訓示・公示を廃して告示を設ける)。官報3831号、布令達要約	
1・26 京都倶楽部発会式を挙行。来会者200余人。田中源太郎(創立委員)ら評議員30人選出。 日出 1・28	4・1 西裏辻憲兵屯所開所。官報3831号	
1・30 洛北白川村将軍地蔵山にて日清戦役戦病死者追悼大法会を行う。参拝者1万余人。 日出 2・2	4・9 伏見・木津両区裁判所管内公証人役場を木津町で開設。 告示9号	
2・4 久美浜警察署、久美浜町字土居に新築移転。 公示33号	4・10 竹野郡長に対し、網野村の町制施行に関して、村会と郡長との意見を出すよう訓令。 府庁文書 明29-11	
2・17 南桑田郡篠村では、共有山林の良材保護のため下草伐採を禁じたため、村民130余人が役場におしかける。警官の説諭でまもなく解散。 日出 2・19	4・15 府、京都市常設委員条例廃止。 公文類聚20編	
2・18 府会議員半数改選。 ⁽¹⁾ 府会志、日出 2・20	4・16 相楽郡西和東村大字白栖小字腰越谷および綴喜郡井手村大字田村新田の山林・原野・用水溜池等につき、所属を変更。 告示16号	
2・25 憲兵京都分隊首部・堂ノ前町屯所・亀屋町屯所・伏見町屯所開所。 官報3813号	4・21 楨村正直没、60歳。 日出 4・24	
2・28 憂国居士作『国民の目ざまし』1枚(下京区新京極三条下ル桜之町毛利三郎発行)、安寧秩序妨害のかどで内務省より発売頒布を禁止される。 内務告示27号	4・一 京都市、区役所規程を改正。 日出 4・9	
3・2 監獄署各署非常報告改定。訓令28号	5・10 自由党政談演説会を花見小路の祇園會館で開く。聴衆約3,000人。11日も開会。 日出 5・12	
3・10 舞鶴町役場、北田辺小学校より宮本六番戸に新築移転。 府庁文書 明29-15	5・一 進歩党京都支部の機関誌『進歩』、発売禁止となる。 日出 5・24	
3・14 陸軍管区表改正により、府下は第4師・第10師管内となる。 ⁽²⁾ 官報3811号	6・25 脇田嘉一外5人に対する予戒命令解除(明28・5・6参照)。 告示93号	
3・16 熊野郡民、中・竹野・熊野3郡を統合して中野郡とする案が帝国議院に提出されたのに対し、反対運動のため代表2人を東上させる。 日出 3・18	7・1 臨時府会(～7)4日間。 府会決議類集	
	7・20 紀伊郡深草村会、兵營設置調査委員(村議5、公民10、地主10)を選定し協議の結果、進んで兵營設置を請願する必要なしと評決。 日出 7・22、7・23	
	7・25 京都憲兵警察区各屯所巡察区を告示。 告示113号	
	8・21 紀伊郡長、深草村に兵營設置決定につき、各町村長を郡役所に召集し、献金を勧誘。 日出 8・23	
	8・30～31 暴風雨により、丹波地方を中心に大被害。9・19天皇・皇后より救恤金4,000円下賜。 日出 9・5、府庁文書 明29-31	

参	考	日	本
(1) 市部は六盛会3、北西会3、茶話会10、鴨友会5、遊廓派2、郡部は、自由党10、非自由党12、中立派1となっており、乙訓・紀伊・宇治・久世・綴喜・相楽・北桑田・何鹿各郡の議員が自由党所属であった。 日出 2・20		1・6 混成第7旅団、台湾討伐に出発。	
(2) 第4師団には、上京区・下京区・山城8郡、第10師団には、丹波・丹後両国10郡がその管轄に入る。6個師団を12個師団に増師したことによる。		1・9 政府、戦後経営にもとづく第1年度予算案。増税諸法案を衆議院に提出。	
(3) 21日の本会議で、石原半右衛門は特別委員会においてこれを否決した理由を説明、府下では郡区制を施行した時から1郡に1郡役所をおいてきたが、これまで全く不都合を生じたことなく、各郡内は共同一致してごく円滑になってきている、だから今さら事情の異なる郡を合併することはかえって無理を伴うと述べ、政府案の否決を要望した。これに対し、政府委員の内務次官木内重四郎(のち京都府知事)は、「独り此京都府に限って諸君が反対すると云ふは如何なる訳であるか」と述べ、もしこれを否決すれば京都府は郡制府県制を施行できないから起債能力ももてず、したがって淀川改修などもできないだろうと発言している。		2・3 内相野村靖、自由党との提携について他の閣僚と意見合わず辞任。	
なお、前後3回にわたって議院に提出された郡分合法案は、以後提出されなかった。		2・11 韓国で親露派クーデター、親日派政権打倒。	
		2・12 法制局、岐阜県会が県会議員任期の件で知事と法律の見解を異にしたのに対し、知事の見解を支持する裁定を下す。 法令全書	
		2・15 衆議院、朝鮮問題に関する内閣弾劾決議案を上程、10日間の停会を命ぜられる。	
		3・1 立憲改進黨・立憲革新党・中国進歩党など合同し、進歩党を結成(所属99議員)。	
		3・7 沖縄県の郡区編成および沖縄県区制を公布。	
		3・16 陸軍管区表改正公布。	
		3・28 登録税法・酒造税法・自家用酒税法・混成酒税法・営業税法・葉煙草専売法各公布(日清戦後の第1次増税)。	
		3・30 官吏恩給法及官吏遺族扶助法補則公布。	
		3・31 台湾に施行すべき法令に関する法律公布。台湾総督府条例公布(軍政を民政に移す)。	
		3・31 徴兵事務条例全文改正。	
		3・31 拓殖務省官制公布(台湾および内務省所管の北海道に関する政務を管理)。	
		4・14 自由党総理板垣退助、内相に就任。	
		6・9 山県特派大使、露外相ロバノフと、朝鮮に関する議定書に調印(山県・ロバノフ協定)。	
		7・21 日清通商航海条約調印。	
		7・28 地方官官制改正(収税属の定員を大幅に増員)。	
		8・6 台湾総督府、憲兵隊・警察官による戸籍編成を告示。	
		8・16 台湾総督府、台湾地租規則を制定。	
		8・16 首相伊藤博文、内閣強化のため松方正義・大隈重信の入閣につき閣僚らと協議。板垣内相、大隈入閣に反対し、以後の説得に成せず。松方は単独入閣を拒否。	
		8・28 伊藤首相閣内不統一により辞表提出。	
		9・18 松方正義を首相兼蔵相に任命(第2次松方内閣成立、9・22大隈重信を外相に任命、松方内閣と通称)。	
		10・21 税務管理局官制公布(管下に各地税務署を設ける。地方官官制中、収税に関する条項は廃止)。11・1収税署を税務署と改称。	
		11・1 進歩党大会、松方内閣との提携を決議。	
		12・22 第10通常議会議召集(12・25開会、明30・3・24閉会)。	

京 都 府
<p>9・16 雑誌『活眼』第1号(乙訓郡向日町で発行)、風俗壊乱とみなされ発行停止となる。 日出 9・17</p> <p>11・1 木津収税署を木津税務署と改称(10・20地方官官制改正により、税務関係を独立させたことによる。他も名称を変更)。 相楽郡誌、府県制度資料</p> <p>11・14 市会、特別市制廃止の建議を内相に提出することを決議(府知事の更迭が頻繁に行われ、市の実情に通じないため、市政の発展を期し難いことを強調)。議長雨森菊太郎ら、東上。 京都市会史、日出 11・17</p> <p>11・20 通常府会を京都市議事堂で開会(～12・26)開会15日間。 府会決議類集</p> <p>11・24 堀川警察署、堀川松原南入柿本町に新築移転。 告示226号</p> <p>12・1 中郡長岡本偉左男を非職とし後任に萩原良二(伏見警察署長)任命。中郡誌、日出 12・24</p> <p>12・9 市参事会、特別市制問題で陳情のため東上していた古川参事会員の報告をうけ、大阪市参事会とも協議し委員の東上を促すことに決す。 日出 12・10</p> <p>12・17 府会郡部会、備荒儲蓄金施行規則の改正案を下付されたい旨、知事に建議。府会決議録</p> <p>12・26 内務省、加佐郡余内村字長浜海軍省所轄地先海面3万坪埋立を府へ訓令。 府庁文書 明29-1</p> <p>この年 ▷ 政談集会18回(うち臨監度数14回)。 内務省統計報告</p>

参 考 日 本

京 都 府	参 考
<p>1・6 与謝郡岩滝村男山部落総代、村政改革建議案⁽¹⁾を村会議長に提出(分村運動のきっかけ)。 市町村合併史</p> <p>1・10 伏見区裁判所長池出張所開所式。 日出 1・12</p> <p>1・18 京都市会、市制特例撤廃運動推進を決議。 市会史</p> <p>1・22 愛宕郡長有吉三七就任。 郡治一斑</p> <p>1・31 英照皇太后大喪につき、府に12,300円下賜(京都市15,000円)。 日出 2・2</p> <p>1・一 天田郡福知山町役場、町会との対立で町長以下全員辞職して13日以来出勤せず。19日知事、天田郡書記瀬川鋭見に助役事務管掌を命ず。 日出 1・23</p> <p>2・3 内務大臣、改正条約実施を控え、警察官の人民処遇方を知事に訓令。⁽²⁾ 府庁文書 明30-2</p> <p>2・8 英照皇太后、月輪東北陵に奉葬。 政経年表</p> <p>2・23 臨時府会ひらく。開会2日(～28)。 府会志</p> <p>3・15 天田郡長山県凱之助就任。 郡治一斑</p> <p>3・18 京都市会議員東枝吉兵衛ら、行政組合規約標準發布を建議、自治末端組織の統一を提唱。⁽³⁾(4・6市会、市参事会に建議)。 公同沿革史 下、日出 3・18</p> <p>3・30 紀伊郡長瀬高竜人就任。 郡治一斑</p> <p>4・1 七条停車場前塩小路巡査派出所を五条警察署塩小路分署に改称(七条警察署前身)。 日出 4・3</p> <p>4・10 雑誌『活眼』、『大活眼』と改題し、乙訓郡向日町で発行。 日出 3・30</p> <p>4・19 天皇・皇后、月輪陵参拜のため行幸啓(5・4還幸の予定が、洪水による東海道不通、東京におけるマシンの流行のため8・22まで滞在)。 日出 8・23</p> <p>4・26 下京区府会議員補選、有権者731人中投票数35票。 日出 4・27</p> <p>4・一 天田郡福知山町、吉田駿二町長就任2カ月も経ず辞任、後任選考難航、むしろ月俸30円位の有給町長を他より移入する外なしと有志種々協議中。 日出 4・15</p> <p>4・一 京都府土木協会、昨年のも水害による地方税特免を府に出願。 日出 4・22</p> <p>5・5 自由党近畿会、円山平之家で開催。 日出 5・5</p> <p>5・24 南桑田郡亀岡町住民7～80人、営業税法の賃貸価格調査を不当とし税務署におしかける。巡査出張説諭するも治らず(その後郡長、町長、税務署と交渉落着をみる)。 日出 5・26、6・1</p>	<p>5・一 綴喜郡都々城村、山村松之助村長、就任以来、村会議員と折合悪く、村会開会不能になる。 日出 5・22</p> <p>6・9 京都市市制特例廃止に備えて準備委員13名(後2名増)を設置、市長人選、職制などの準備にのりだす。 市会史</p> <p>6・10 貴族院議員多額納税者選挙、田中源太郎当選(選挙者15人)。 日出 6・11</p> <p>6・12 愛宕郡長、森田幹就任。 郡治一斑</p> <p>6・19 工兵10大隊、伏見の屯営から天田郡曾我井村に移動(大14、岡山に移るまで28年間)。 何鹿郡誌</p> <p>7・7 舞鶴軍港境域の件裁可公布(勅令234号)。 日出 7・9</p> <p>7・29 歩兵38聯隊、紀伊郡深草村に兵営造営、大津より移動、附近で将校居住の家屋払底、借家賃、昨年に比し5倍以上に騰貴。 府庁文書 明27-60、日出 5・20</p> <p>7・一 北桑田郡周山警察署、庁舎新築落成。 日出 7・22</p> <p>8・2 上京区府会議員補欠選挙、有権者263人中投票64票。 日出 8・4</p> <p>8・2 相楽郡長、田辺信成就任。 郡誌</p> <p>9・20 京都市参事会、公同組合(建議では行政組合になっていた)設置標準を立案、市会に諮問(9・29市会、調査委員会を設置して審議、10・2一部修正可決)。 市会史、公同沿革史 上</p> <p>10・11 京都市参事会公同組合設置に関し論達を公布。 市達45号</p> <p>10・20 下京区府会議員補欠選挙、有権者703人中投票14票。 日出 10・21</p> <p>10・22 進歩党懇話会、河原町霽懐館で開催、工藤行幹、大津淳一郎、沼田宇源太、松島廉作遊説。 日出 10・24</p> <p>10・22 時代祭の先頭に山国隊ならぶ(従前列外)。 風雪京都史 251</p> <p>10・29 京都市上、下京区長、公同組合設置を各町に示達、周知をはかる(年内におおむね成立をみたが、区内全町の成立は翌31・3)。 公同沿革史 上</p> <p>11・1 府の「上京東三本木花街再興許可(府令169号)」をめぐって非難の声高く、当時、市内閑居中の北垣国道の批判談話がその輪を上げ、府は許可延期を指令(無期延期)。 府令186号、風雪史 252</p> <p>11・7 府会志発刊。 府会志</p> <p>11・9 進歩党員有志者大会をひらき、本部の現内閣提携拒絶支持を表明。 日出 11・11</p>
	<p>1) 1. 村会議員ノ任務ヲ尽ス事 2. 常設委員ヲ廃シ臨時委員ヲ置ク事 3. 役場吏員解職ノ事 4. 戸数等差改正ノ事 5. 法律勅令ヲ人民ニ周知スル事 6. 村民人民ニ対シ懇切ナルヲ要ス 7. 冗費ヲ省キ節儉ヲ為スコト 8. 学事発達ノ事</p> <p>(2) 改正条約実施は居留外国人の権利自由に関係するところが大きであるから、警察官は職務執行に当り寛厳よろしく、紀律・公正・丁寧を旨とし、内外人の信頼をうるよう。</p> <p>(3) 明22京都市に市制特例が実施されたとき、従来の自治機能であった町組の事務が市に移管された。この自治機能喪失は、市と市民間の意志の疎通を妨げる結果となり、その後復活を要望する声次第に昂まり、明30公同組合が設置されるに至った。建議では行政組合となっていたが、諮問において公同組合と改められた。大体1町1組合を組織、平均戸数60戸であった。その扱う事務は官公署との連絡、軍人援護、社会事業、氏神祭の催、自警番等々広範囲に及んでいた。</p> <p>11・13 山田信道知事、農商務大臣に就任、大阪府知事、内海忠勝、第8代京都府知事に就任。 11・15 通常府会ひらく、開会25日(～12・21)。 府会志</p> <p>11・26 府会、連帯地方税支弁の望火楼経費を市経済に移すことを確定。 会議録</p> <p>11・28 自由党支部総会、河原町霽懐館でひらき、非立憲的内閣打倒を決議。 日出 11・30</p> <p>11・一 進歩党府支部結成。 日出 31・1・25</p> <p>12・5 舞鶴要塞砲兵大隊設置。 府庁文書 明27-60</p> <p>12・15 府会市部会、家屋税創設案審議、採決の結果23:16で否決(29年来、営業税法施行のため、地方税唯一の税源を失い、新税源として提案したもの)。 会議録</p> <p>この年 ▷ 紀伊郡伏見町有志、市制施行促進同盟会を結成(伏見市制実施への動きのはじめ、昭4・5・1伏見市制実現)。 伏見市誌</p>
	<p>1・5 革新党代議士、白鳥慶一、関戸覚蔵ら、革新倶楽部を組織。 2・28 代議士松林寛正、田村順之助、中村克易、重野謙次郎ら、新自由党結成。 3・6 衆議院、水害地方地租特別処分法案可決。 3・11 貴族院、谷干城議員提出の軍備に関する上奏案を否決(軍事費偏重を批判)。 5・13 10・1より金貨本位制実施の勅令公布。 6・22 市町村徴収国税を所得税・営業税・家用酒税・売業営業税となす件公布(7・1施行)。 8・7 沖縄・小笠原諸島に徴兵令施行の件公布(明31・1・1施行)。 9・16 板垣退助、伊藤博文に書簡を送り、松方内閣の失政を攻撃、伊藤に政弊改革に乗り出すよう求める。 10・5 新自由党・中立倶楽部・国民倶楽部三派合同して公同会結成。 12・21 第11通常議会召集(12・24開会～12・25解散)。 12・25 衆議院、内閣不信任案を上程、解散を命ぜられる。 12・25 松方首相、海相西郷従道と共に辞任(12・27総辞職)。 12・29 伊藤博文に組閣命令。</p>

京 都 府	参 考
1・15 府会議員田中祐四郎ら紀伊郡有志、瀬高郡長と郡民と対立絶えないとして、更迭を、知事に請願。 日出 1・16	(1) 府会議員、会派別分野 京都市内 同志会17、鴨友会16、茶話会10、無所属3 郡 部 自由党21、准自由党2、進歩党7、土木協会13、無所属3 日出 2・17
2・8 府、教員の総選挙関与取締を訓令(2・9 神官にも)。 訓令26、28号	(2) 当選者 第1区 雨 森 菊太郎(山下ク) 第2区 竹 村 藤兵衛(〃) 第3区 江 崎 権兵衛(自由党) 第4区 奥 繁三郎(〃) 第5区 石原半右衛門(進歩党) 山口 俊一(〃) 第6区 神 鞭 知 常(無所属)
2・15 府会議員半数改選。 ⁽¹⁾ 告示7号	(3) 「北垣国道、三井八郎次郎はじめ内貴甚三郎、辻信次郎、竹村藤兵衛らの呼び声高く特に北垣は京都府に知事たること十二年、よく市の事務にくわしいのみならず各種の事業において京都市が忘れ能わざる歴史を有するにより、また三井は京都の長者として三尺の児童もその名を知らざるなく、かつ市公共事業に対する功績も少なからざれば有力なり。然れども北垣は函館鉄道に関係しあり、同事業をみすててまで市長となるは同氏の意にあらざるべく結局三井氏を起すのほかなかるべし。」
2・21 内海知事、郡長・警察署長を招集、総選挙取締について訓示。 日出 7・22	(4) 当選者 第1区 雨 森 菊太郎(日吉ク) 第2区 中 村 栄 助(〃) 第3区 小 松 喜平治(憲本系) 第4区 喜多川 孝 経(〃) 第5区 石原半右衛門(憲本系) 野 尻 岩次郎(憲政) 第6区 神 鞭 知 常(憲本系)
2・28 宇治郡長荒川真造就任。 郡誌	(5) 内海知事更迭説 憲政党中央信三郎ら、内海知事を罷めて、憲政党人を知事にせんと希望、総務委員会に説くところあり、板垣内相らとに内海知事の人となりを知悉せるをもって総務委員会の内談に接するや、目下これを更迭するの要なしと一言のもとに勿ねつけ、中安氏らの運動徒勞に帰す。 日出 9・20
2・28 紀伊郡長森田幹就任。 郡治一斑	(6) 京都市特別市制廃止 京都市においては、普通市制施行の上は、当分市役所吏員を26名とし、多数は府属の中から採用する筈、旧官吏等の志願者続々あり、願書80余通に及びたる由。 日出 9・6
3・12 愛宕郡長山田親良就任。 同上	(7) 2月の府議会改選の時、選挙日間に下京区清水候補(当選)が壮士を使ったという風評で五条警察署に拘留された。このことを上京区山岡議員がとりあげ、選挙権蹂躪として警察を迫及した。警部長はむしろ選挙権を保護したもので職務上当然なすべきものと答え、問題化した。結局篤と調査するというで収拾された。
3・15 衆議院議員選挙執行。 ⁽²⁾ 政治史必携	
3・15 出火場警備規程を定める。 訓令50号	
3・19 臨時府会ひらく、開会3日(～25)。 会議録	
3・26 府公報発行順序を定める。 庁達9号	
4・1 京都府公報第1号発行。 公報	
4・28 伏見町会、市制施行を可決、進達したが訟議に至らず。 伏見市誌	
4・29 天田郡福知山町瀬川町長・村岡助役改革派町会議員の攻撃で辞任。 日出 5・1	
5・4 紀伊郡各町村代表、伏見町の市制実施を知事に陳情。 日出 5・5	
5・7 京都商業会議所、不況救済策答申として、鉄道の国営を建議。 資料明治100年	
5・16 宇治郡警察署(山科警察署)、山科村から醍醐村へ移転。 郡誌	
5・24 北桑田郡長山本長敬就任。 郡誌	
5・24 何鹿郡長三宅武彦就任。 同上	
6・13 竹村藤兵衛代議士(第2区選出)、内貴甚三郎に書面をおくり、増税案に対し、「老眼誤って青票を投じたるも、真意は絶対賛成なり」と弁解。 日出 6・14	
6・14 京都市、市制準備委員会設置。市長候補に北垣国道男爵を推せん、固辞され、内貴甚三郎、三井八郎次郎の推せんを決める。 ⁽³⁾ 東京 明6・18	
6・14 内務省、10・1より京都府に郡制施行する旨訓令(その後延期32・7・1施行)。 府庁文書 明31-7 府令52号	
6・20 自由党京都支部、進歩党との合同に反対、非政社クラブになることを確認(7・6 京都同志会結成を確認)。 日出 6・21	
6・21 府立図書館開館。 告示213号	
6・24 府、郡制施行順序制定。 訓令150号	
6・一 『日出新聞』社説「増税案と軽薄なる政界」「増税案」などを掲載し。地租増徴賛成の論陣を張る。(12月にも同趣旨の社説を掲載)。 日出6・3、6・6、12・12-13	
7・12 愛宕・乙訓・紀伊3郡の旧自由党员、憲政党加入を決める。 日出 7・13	7・12 愛宕・乙訓・紀伊3郡の旧自由党员、憲政党加入を決める。 日出 7・13
7・19 第4区(山城)旧自由党员、憲政党加入に傾く(自由、進歩合同反対派軟化)。 日出 7・21	7・19 第4区(山城)旧自由党员、憲政党加入に傾く(自由、進歩合同反対派軟化)。 日出 7・21
7・20 旧自由党京都支部、憲政党加入について協議、28日手続することを決める。 日出 7・23	7・20 旧自由党京都支部、憲政党加入について協議、28日手続することを決める。 日出 7・23
7・22 府、基本財産積立に関する内務大臣訓令(630号)を各郡長に訓令。 訓令170号	7・22 府、基本財産積立に関する内務大臣訓令(630号)を各郡長に訓令。 訓令170号
7・28 内海知事、内務大臣訓令(652号)をうけて京都市参事会に対し、市制特例廃止について訓令。 訓令177号	7・28 内海知事、内務大臣訓令(652号)をうけて京都市参事会に対し、市制特例廃止について訓令。 訓令177号
7・一 京都市会鴨友会脱退議員、公同会結成。 日出 7・13	7・一 京都市会鴨友会脱退議員、公同会結成。 日出 7・13
8・7 天田郡福知山町、内部紛争で町長辞任後、郡役所管理中のところ、この程着落、軌道にのる。 日出 8・9	8・7 天田郡福知山町、内部紛争で町長辞任後、郡役所管理中のところ、この程着落、軌道にのる。 日出 8・9
8・7 衆議院議員選挙の能川登・中村栄助候補(2区)同運動員、緊急勅令違反で拘引(能川登31・9・21 地裁有罪判決32・3・13 大阪高裁無罪判決)。 同上	8・7 衆議院議員選挙の能川登・中村栄助候補(2区)同運動員、緊急勅令違反で拘引(能川登31・9・21 地裁有罪判決32・3・13 大阪高裁無罪判決)。 同上
8・10 衆議院議員選挙執行。 ⁽⁴⁾ 政治史必携	8・10 衆議院議員選挙執行。 ⁽⁴⁾ 政治史必携
8・17 内務省、京都府の郡制府県制施行を明32・4・1まで延期するよう内訓(9・8府、管下に達す)。 府庁文書 明31-7	8・17 内務省、京都府の郡制府県制施行を明32・4・1まで延期するよう内訓(9・8府、管下に達す)。 府庁文書 明31-7
8・17～ 衆議院議員喜多川孝経(4区)当選をめぐって憲政党内紛、公告合戦展開(分裂のきざし見える)。 日出 8・17、20、25	8・17～ 衆議院議員喜多川孝経(4区)当選をめぐって憲政党内紛、公告合戦展開(分裂のきざし見える)。 日出 8・17、20、25
8・28 京都市参事会、緊急勅令違反容疑の石角市会議員の公民権停止を市会議長に通知。参事会内に、公民権停止は刑確定後処分すべしの異論おこり、29日通知撤回。 日出 8・30	8・28 京都市参事会、緊急勅令違反容疑の石角市会議員の公民権停止を市会議長に通知。参事会内に、公民権停止は刑確定後処分すべしの異論おこり、29日通知撤回。 日出 8・30
8・30 天田郡曾我井村に、歩兵第20聯隊、移駐(9・2歩兵第20旅団司令部到着)。 府庁文書 明27-60	8・30 天田郡曾我井村に、歩兵第20聯隊、移駐(9・2歩兵第20旅団司令部到着)。 府庁文書 明27-60
9・5 伏見町、市制期成同盟結成。 日出 9・6	9・5 伏見町、市制期成同盟結成。 日出 9・6
9・17 内貴甚三郎、京都市制準備特別委員と会見、若干の条件をつけて市長就任を内諾。 日出 9・18	9・17 内貴甚三郎、京都市制準備特別委員と会見、若干の条件をつけて市長就任を内諾。 日出 9・18
9・一 竹野郡民、郡役所の位置をめぐって、東西対立。 日出 9・25	9・一 竹野郡民、郡役所の位置をめぐって、東西対立。 日出 9・25
9・一 内海知事更迭運動おこる。 ⁽⁵⁾ 日出 9・20	9・一 内海知事更迭運動おこる。 ⁽⁵⁾ 日出 9・20
10・1 京都市市制特例廃止。 ⁽⁶⁾ 市会史	10・1 京都市市制特例廃止。 ⁽⁶⁾ 市会史
10・3 京都市、選挙市会ひらく。内貴甚三郎、辻信次郎、竹村藤兵衛を市長候補として上申、助役蔵内維新、収入役住友速蔵の推せん決定・10・12 内貴市長裁可)。 市会史、日出 10・4	10・3 京都市、選挙市会ひらく。内貴甚三郎、辻信次郎、竹村藤兵衛を市長候補として上申、助役蔵内維新、収入役住友速蔵の推せん決定・10・12 内貴市長裁可)。 市会史、日出 10・4
	日 本
	1・12 第3次伊藤博文内閣成立。
	2・9 議員選挙運動に刀剣、銃砲、仕込杖等携帯禁止ノ件公布(7・19廃止)。
	3・15 第5回衆議院議員選挙(臨時)(自由98、進歩91、国民協会26)。
	4・8 内務省、東洋問題に関する反政府運動者監視について府県に内訓。
	4・25 米西戦争おこる。
	5・14 第12回特別帝国議会召集(5・19開会6・10解散)。
	5・一 衆議院実業派議員片岡直温ら山下倶楽部結成。
	6・7 衆議院、地租増徴案審議中3日間の停会命令(10日解散)。
	6・10 自由・進歩両党提携して地租増徴案を否決、衆議院、解散を命ぜられる。
	6・22 憲政党結成(自由党、進歩党合同)。
	6・25 保安条例廃止の件公布。
	6・28 東京、京都、大阪3市の特例廃止の件公布(10・1施行)。
	6・30 第1次大隈内閣成立<隈板内閣>(初の政党内閣)(10・29崩壊)。
	7・16 民法全編施行。
	7・19 衆議院議員選挙取締に関する緊急勅令公布施行[明32・2・22失効]
	8・10 第6回衆議院議員選挙(憲政党260国民協会20)。
	10・18 憲政党中央派議員、中正倶楽部結成。
	10・19 憲政倶楽部結成。
	10・24 尾崎文相<共和演説事件>に関し辞表提出。
	10・29 憲政党旧自由党派協議会を大会に切かえ憲政党解散と新憲政党結成を議決届出。
	10・31 第1次大隈内閣総辞職。
	11・2 板垣内相、旧進歩派の憲政党を集会および政社法違反として禁止。
	11・3 憲政本党結成(旧進歩党派)。
	11・7 第13回帝国議会召集(12・3開会、明32・3・9閉会)。
	11・8 第2次山県有朋内閣成立。
	11・30 憲兵条例公布(勅令337号)。
	12・30 地租条例改正(田畑地租を地価の2.5%から3.3%に増加)。

京 都 府
<p>10・15 京都市役所を、上京区寺町御池上ル京都市議事堂内に定めて開庁。 市会史</p> <p>10・20 一般市制施行後第1回市会にひらく。 日出 10・20</p> <p>10・25 京都市会、市街地宅地租の非増徴意見書を総理・内務・大蔵3大臣に提出。 日出 10・26</p> <p>10・一 中郡周^{すま}枳村(現大宮町)で村長・村会対立、郡役所の調停不調、村長辞任。12・21 調停成り。留任となる。 日出 10・25、12・27</p> <p>11・3 憲政党京都支部結成。 日出 11・5</p> <p>11・15 通常府会ひらく。開会25日(～12・21)。 会議録</p> <p>11・16 第7代府会議長上野弥一郎、(加佐郡)副議長古川吉兵衛就任(従来多年にわたり市部が議長を独占していた)。 府会志</p> <p>11・20 憲政本党京都支部結成。 日出 11・19</p> <p>11・21 山城8郡選出府會議員、政府の地租増徴案提出の動きに反対を決議。 日出 11・23</p> <p>11・21 府川上警部長、五条警察署に選挙妨害の事実ありとして府会の詰問をうける。⁽⁷⁾ 日出 11・22</p> <p>11・22 京都市一般市制施行により、道路橋梁護岸工事費用京都市負担の件、府会市部会で可決。 日出 11・23</p> <p>12・8 中郡長、岡本偉佐男就任。 郡誌</p> <p>12・1 府会、七条停車場(京都駅)陸橋架設建議案をめぐる市部・郡部議員対立、市部議員一斉退場、流会になる(12・10決議)。 日出 12・2、会議録</p> <p>12・2 府会、第三尋常中学校新設位置を福知山にする建議をめぐる宮津・舞鶴派と論争(12・5調査委員付託、12・17市部議員の提案で、知事に一任の上申書決議)。 会議録</p> <p>12・8 京都商業会議所、地租増徴促進の意見書を貴衆両院に提出。 日出 12・10</p> <p>12・14 京都実業協会、会員総会の決議として、地租増徴に関する請願書(古川吉兵衛ら273名連署)を貴衆両院へ提出。 日出 12・7</p> <p>12・15 京都工業会社の同盟会、京都実業協会に対し、地租増徴に反対するものは、今後すべての公職に選挙しないよう要請することを決める。 日出 12・17</p> <p>12・30 与謝郡岩滝村、男山部落住民、村からの分離独立を村長に願出。 市町村合併史</p> <p>12・一 福知山憲兵屯所を憲兵分隊と改称。 陸軍省令第16号</p> <p>12・一 憲政本党京都支部の発起で非地租増徴同盟会組織。 日出 12・2</p> <p>12・一 中郡新山村字新町の人民、村費の等級が不当であるとして本年分の村費を不納。 日出 12・7</p>

参 考 日 本

京 都 府	
1・3 竹野郡網野警察署庁舎落成。 日出 1・5	7・21 府、郡長委任条件を定める。府令73号
1・14 伏見商業会議所、衆議院議員選挙法改正意見書を、総理内務両大臣に提出。日出 1・17	7・28 与謝郡野間村大石地区竹野郡八木村へ編入(郡境変更)。告示249号
1・17 府警部長、条約改正(7・17実施)によって外人が内地雑居する場合の心得について訓示。 日出 2・19	7・6 各郡会議員定数きまる。 ⁽²⁾ 日出 7・13、14、20、21
1・24 西川吉兵衛ら実業家、京市倶楽部結成。 日出 1・26	7・一 内海知事、議員等公務者が徒らに上京陳情するのを戒める。 日出 7・29
1・28 紀伊郡伏見町、家屋税条例公布。 太政類聚	8・4 条約改正祝賀会、平安神宮前桜馬場で挙行。 日出 8・4
1・31 非政談演説会等の料金徴収廃止。 府令12号	8・11 京都市会鴨友会村長次郎、京市倶楽部三宅庄兵衛ら公友会結成。 日出 8・12
1・一 京都市会、行幸道路として烏丸通拡張を建議(3月、市会に提案されたが時期尚早、財界不況等の理由により否決)。 市政史	8・29 府、吏員設置給与規程制定。府会87号
2・25 与謝郡岩滝村岩滝部落、分離独立願出(3・7郡長の説諭により取下げ)。 市町村合併史	9・1 府、罹災救助基金法施行規則公布(17日知事専決、29内務大臣認可)。 府令84号
4・1 内海知事、軍隊入営帰郷送迎の華美を戒める。 府告諭1号	9・14 綴喜郡長荒川真造就任。 郡誌、日出 9・15
4・18 京都府知事交際手当年額1,000円支給。 公文類聚	9・14 宇治郡長北本雄就任。 同上
4・21 紀伊郡長田辺信成就任。相楽郡長後藤善二就任。 郡治一斑	9・25 府会議員選挙(府県制施行後初)。 ⁽³⁾ 告示285号
4・30 熊野郡長藤正路就任。 府誌	9・25 船井郡上和知村で府会議員選挙と郡会議員選挙の投票用紙を取違える。 日出 9・28
5・4 府県制を7・1から施行する旨通達(4・29内務省訓令)。 告示147号	9・27 下京区府会議員選挙の失態、京都市会で追及される。 ⁽⁴⁾ 日出 9・28
5・27 西日本府県聯合の非増税演説会。京都市で開催。 政経大年表	9・30 郡会議員一斉選挙。 宇治郡誌
5・28 憲政本党、非増税演説会を祇園館で開催。 日出 5・29	9・30 葛野郡桂村の郡会議員選挙、村長助役立合に出席せず中止。(10・15再選挙)。 日出 10・1
6・19 府機構改正、各課の記録を知事官房で統一、第六課(社寺管掌)を第一課(庶務)に統合。 府達29号	10・5 紀伊郡長山田親良就任。 郡治一斑
6・23~29 臨時府会、郡部会ひらく。開会2日。 会議録	10・5 相楽郡木津町木村嘉三郎、郡会議員当選承諾書の提出を忘れ、当選無効[再選後当選](綴喜郡青谷村大西常右衛門も。再選後落選)。 日出 10・6
6・23 府、郡制施行順序を定める。 訓令134号	10・12 愛宕郡長、田辺信成就任。 郡治一斑
7・1 京都府、府県制・郡制施行。府会志	10・20 臨時府会市部会郡部会ひらく。役員選出、新議会の諸規定を制定、開会4日(～26)。 府会志
7・4 府、市町村の基本財産蓄積を奨励。 訓令146号	10・20 第8代府会議長大沢善助就任。同上
7・15 府会議員定数改正、35人。 ⁽¹⁾ 告示241号	10・25 府会会議規則議決(11・25内務大臣認可)。
7・18 違警罪目(明14・12府令249号)の「外国人を止宿せしめたる者」削除(改正条約実施による)。 府令72号	10・25 各郡会初召集(郡自治機関発足) 日出 10・6
7・18 紀伊郡田中祐四郎ら、紀伊郡田辺郡長の転任を強硬に主張。 日出 7・19	10・27 府、現役海軍下士卒の免役出願の増加取締を達す。 訓令185号
7・21 府第二課(土木管掌)に司計掛をおき、土木費事務を扱う。 府達293号	10・31 郡参事会の権限に属する事項が数郡に涉るときは知事に具状して管理すべき郡参事会の指定をうけるよう訓令。 訓令186号

京 都 府	日 本
11・27 通常府会ひらく、開会17日(～12・26)。 府会志	1・4 内務大臣、増税による人心動揺の取締を府県知事に内訓。
11・28 府会、高等師範学校京都誘致の議決、知事に建議書提出。 日出 11・29	2・8 政府、衆議院議員選挙法改正案を議院に提出(市を独立選挙区とし納税資格引下無記名投票など)貴衆両院修正案対立して不成立。
12・4 府会、郡部中学校建設問題で紛糾。 ⁽⁵⁾ 日出 12・6	3・9 新商法公布(6・16施行)。
12・8 府庁舎新築案、府会で否決。 ⁽⁶⁾ 会議録	3・16 改正府県制、改正郡制公布(内務大臣府県知事の権限強化、複選制、大地主郡会議員を廃止して直接選挙制採用など)。
12・22 府会の権限に属する項目中「5,000円未満の歳入歳出予算追加の事」外、14項目を府参事会に委任。 決議録	6・14 地方官官制改正(府県内務部5課制、視学設置)。
この年 ▷ 京都帝大比企忠教授の京都市地質調査まとまる(上下水道施設のため京都市が依頼)。 風雪京都史 264 ▷ 道路拡張と上下水道施設着手の優先をめぐる(烏丸通、御池通)、京都市内外で論議さかん。 風雪京都史 265	6・17 府県に家屋税賦課を認める。 6・19 直接税の種類明示国税一地主・所得税・営業税、府県税一地主制・戸数割・家屋税・営業税・雑種税・営業税附加税 6・21 府県会を3部制にする府県指定(東京府、京都府、大阪府、神奈川県、兵庫県、愛知県、広島県)。 6・30 府県其の市町村分賦限度を予算の1/10に定む。 7・4 国民協解散、7・5 帝国党結成(官僚政党)現内閣支持。 7・15 軍機保護法公布。 7・17 条約改正実施(外人の内地雑居許可)。 8・17 府県会議員・郡会議員選挙の取締緊急勅令公布(勅令377号)[明33・3・7失効]。 10・2 幸徳秋水ら東京に普通選挙期成同盟結成。 11・22 第14帝国議会召集(11・22開会、～明33・2・23)。
参 考	
(1) 府会議員の定数 京都市上京区5、下京区7、紀伊、船井、天田、加佐、与謝各郡2、愛宕、乙訓、宇治、綴喜、久世、相楽、南桑田、北桑田、何鹿、中、竹野、熊野各郡1計35人	
(2) 郡会議員定数 紀伊27、愛宕23、葛野20、宇治15、綴喜15、久世15、相楽20、南桑田22、北桑田16、船井29、天田26、何鹿22、加佐28、与謝29、中15、竹野17、熊野15、府下計372人。	
(3) 府会議員会派別分野 京都市内一憲政党1、憲政本党2、中立9。郡部一憲政党13、憲政本党5、中立5。	
(4) 府会議員選挙の際、下京区の選挙場が狭く、閉函時午後2時に、休憩所の柵外に1,000余人が残ったので急拋柵が上げられ、午後6時まで投票させた。このことが問題になり、区長の責任が追及された。府にも異議申立をなされたが、閉函は選挙場の閉鎖を意味し、違法にあらずと却下された。 告示20号	
(5) 郡部中学校 知事は第3中学校を福知山附近、第4中学校を宮津附近に設置しようとしたが、府参事会が2校増設を民力にたえずと難色を示し、第4中学校設置案を否決した。丹後地方出身議員は、これを承服せず、12・4・5両日の本会議は流会になり、7日になって再開されたが参事会決定とおり否決された。 日出 12・6、8	▷(6) 府庁舎新築予算府会で否決 井上参事会員府庁舎の改築は其必要を認むると雖も郡部には舞鶴新市街の為40万余万円の大負担を蒙る今日尚進んで府庁舎の改築の行はんは到底民力の堪ふる所にあらず、と叫んで、廢案説を演述、山口議員は既に本年の郡部水害土木費は30万余万円ありその他大事業ありて起債せんとする窮極の郡部経済なるが上に米作は平年より七分の収穫にすぎず、然るに40万円に近き府庁舎の負担に民力の堪ふるところにあらずとて廢案法に賛成、原案維持賛成説と論議。採決の結果大多数をもって廢案に決し散会したり。 日出 12・9

京	都	府
1・6 京都市学務委員、小学校費の戸数割負担反対の意見書を市長に提出。 ⁽¹⁾ 日出 1・7		6・26 京都市会、烏丸通拡張・下水道改良、二大工事審議、傍聴人多数つめかけ、警察出動(7・16下水道改良案のみ修正可決、その後財政上行詰り執行不能になる)。日出 6・27、市政史
2・9 府有名無害の区会条例は廃止手続をとるよう郡役所に訓令。訓令12号		7・6 清国事件に関し外国からの軍夫求人に応じないよう内訓。庁文書 明34-5
2・10 府、郡の寄附金、補助金支出は、郡長の職権でおこない議会の議決不要と通牒。公報 2・13		7・18 臨時府会ひらく、開会3日(～21)。
2・20 船井郡園部警察署改築移転。日出 2・11		7・18 与謝郡岩滝村男山部落住民、府参事会に分村を陳情。市町村合併史
2・27 請願巡査配置規則公布。 ⁽²⁾ (4・1施行)。府令15号		8・一 監獄署の司法省直轄にともない、感化に関する事務を府内務部第一課に移管。
3・11 7代府知事山田信道没68歳。人名辞典		9・4 府、菊御紋章使用取締告諭訓令。告諭5号
3・19 宮城県知事高崎親章、第9代京都府知事就任(内海忠勝知事、会計検査院長就任)。府誌上		9・8 憲政党京都府支部、政友会との合同を決める。日出 9・9
3・20 京都市参事会、市周辺町村の合併交渉委員設置。日出 3・21		9・13 浜岡京都府商業会議所会頭、大阪府・兵庫県商業会議所を訪れ、政友会と気脈通じるが入会せず、別働隊として行動することを申し合わす。日出 9・14
3・30 地租の1/2以下の市町村税附加税の許可権、知事に委任される。勅令123号		9・19 丹後舞鶴町で余内村榎木峠以南8部落を同町に合併せんと希望、町長、府庁へ出願。 ⁽³⁾ 日出 9・20
3・一 府に通訳をおく。府県制度資料		9・28 府、巡査外国語練習規程を定め、市部警察署勤務の巡査20人に外国語を修得させる。日出 9・29
4・1 警察雇を警察書記と改称。訓令47号		9・一 葛野郡内人口移動にともない、郡警察署を桂村から嵯峨村に移動することを検討。日出 9・7
4・1 府費分賦制施行(府費を市郡部に分賦、直接賦税廃止)。府県制度資料、市政史下		10・5 府立第四中学校の敷地決定について、与謝郡宮津町周辺10村有志、選定に公平を欠くとして再検討を陳情。日出 10・7
4・5 府、中郡郡長に対し、周枳村(現大宮町)紛擾に独断で村長事務管理者を定めたことを戒める(町村制以来南北に分れ反目、北部派の小幡卯兵衛村長辞職)。日出 4・6		10・9 政府、舞鶴軍港への鉄道の官設化を決める。風雪史 287
4・26 天皇入洛請願について、高崎知事内貴京都市長会談(西海大演習より還幸の途次京都に御立寄を乞う)。日出 4・28		10・16 宇治町外久世郡内町村長、郡役所の位置を淀町から、郡の中心部大久保に移転することを陳情(明35・1宇治町へ移転)。日出 10・17
4・一 府、市郡連帯経済を府経済と改称。府会志		10・23 府、陸軍幼年学校志願者督励を訓令。訓令116号
5・1 竹野郡網野村、町制施行。告示125号		10・23 船井郡須知村村会、警察分署の誘致を可決、耕地寄附の条件をつけて府に陳情。日出 10・24
5・10 皇太子御成婚、市内奉祝に沸く。日出 5・11		10・27 内貴京都市長、下水道改良費の国庫補助について、高崎知事の協力要請。日出 10・28
5・一 上長者町、五条、松原、中立売、舞鶴各警察署に警視をおく。内務省告示48号		10・一 府、郡治刷新の方針をたて、実態調査実施。日出 6・24
6・6 府警部長、府下警察の行政刷新を訓令。日出 6・7		11・18 立憲政友会京都支部結成。日出 11・18
6・7～ 内貴京都市長、道路、下水問題で、市会各派別に懇談。日出 6・8		11・21 洛南各郡と下京区の有志、府の南部発展を期し、府庁舎の位置を京都駅南側に移すことを建議。 ⁽⁴⁾ 日出 11・22
6・8 府、郡長に対し町村吏員給料表を示し、吏員待遇改善を指示。訓令70号		
6・12 府参事会、常置土木委員設置意見書を知事に提出。日出 6・14		
6・7 府内務部長、市町村附加税賦課取扱について、郡長あて通牒。公報 6・8		
6・22 京都市会、京都舞鶴間鉄道速成の建議可決、内務大臣等に提出。日出 6・23		

京	都	府	日	本
11・22 通常府会ひらく。開会19日(～12・21)。府会志			1・13 長野県、普通選挙同盟会、1,000人の署名で普選実施を衆議院に請願。	
12・8 久世郡有志、郡役所移転改築を、府会郡部会に建議。日出 12・9			1・16 府県監獄費、監獄建築修繕費に関する法律公布(監獄費は国庫支弁とする)(10・1施行)。	
12・10 府会、府庁舎建築費予算可決。会議録			3・10 治安警察法公布(政治結社・集会・示威運動規制、労働・農民運動取締)集会政社法は廃止。	
12・12 天田郡有志、郡役所改築を、府会郡部会に建議。日出 12・13			3・13 府県制郡制ニヨル費目流用並財務ニ関スル件公布(府県財政を經常費臨時費に分け特別会計制定、予算費目様式制定)。	
12・15 高崎知事、府会の要請により臨場、園部、綾部間鉄道促成の尽力を約す。日出 12・16			3・29 衆議院議員選挙法改正公布(府県1選挙区人口3万以上の市は独立選挙区、被選挙権の納税・住居制限撤廃。選挙権の納税要件、直接国税10円以上の男子、議員定数369人等)。	
12・15 府会、園部綾部間鉄道速成意見書を内務大臣に提出。同上			3・30 府県税徴収ニ関スル件公布。	
12・20 府会、京都市内に生糸検査所設置を内務大臣に建議。日出 12・21			3・30 地方官官制改正(府県に通訳配置)。	
12・一 与謝郡岩滝村男山全部落、分村を主張して村税滞納し、滞納処分をうける。市町村合併史			4・27 地方官官制改正公布(盛獄事務、司法大臣の直轄になる)7・1施行。	
12・一 工兵第10大隊、天田郡曾我井村に移動(明29・12工兵第4大隊内に編成)。府写真帳			5・19 陸軍省、海軍省官制改正(軍部大臣現役武官制確立)。	
参 考			6・2 行政執行法公布(行政官庁に緊急時の検束物件仮留置土地物件の使用処分権限を支える)。	
(1) 京都市小学校費戸数割負担案反対意見 従来市内各学区小学校の経費は直接国税にも附加せしが、市の新事業は年々増加し、直接国税に附加すべき市税も年々増加するにより内貴市長は33年度以降の小学校経費は直接国税に附加せず、戸数割のみに賦課せんことを各学区学務委員に注意したれば(中略)其経費を悉皆戸数割と為すは区民の負担に堪えざるところにして、矢張り従来例に依りたき旨昨日市長に書面を差出したるが参事会に於ても右附加額の過重に渉らざる限りは各学区の自由に任かさん意向なりと云う。日出 1・7			6・15 臨時閣議、清国の義和団鎮圧のため、出兵を決定(常備艦隊・広島5師団・松山11師団出動)。	
(2) 請願巡査 銀行又ハ諸会社又ハ町村協議シテ或ハ個人デソノ費用ヲ納メ巡査ノ配置ヲ請願スル者ハ自今聞届ケ請願ノ場へ配置苦シカラズ候条云云。明14・4・18、内務省達第22号			6・21 清国、北京出兵の各国に宣戦布告。	
(3) さきに町村編制当時、舞鶴町と余内村との境界は専ら封建の遺制により旧舞鶴城下を舞鶴町に編入し、その他の農家を余内村と定めたので、その境界不自然で犬牙錯雑し不都合少なからず境界を画一に改正せんことをその筋に申請。			9・13 憲政党臨時大会、政友会に参加のため解党を宣言。	
(4) 府庁舎移転について陳情 府庁舎改築の議あるを機とし庁舎を市の東南端に移さんことを下京区及紀伊、乙訓、宇治、久世、綴喜、相楽、葛野7郡の有志より府知事に建議せ			9・15 立憲政友会結成(総裁伊藤博文)。	
			9・26 山県首相、外交の任に堪えずと辞職。	
			10・6 清国皇帝、天皇に親書をおくり、事変講和締結斡旋の勞を請う。	
			10・19 第4次伊藤内閣成立。	
			12・18 憲政本党大会、党則改正し、あらたに総理をおき大隈重信を推す。	
			12・19 帝国党大会、伊藤内閣反対を決議。	
			12・22 第15通常議会議召集(12・25～明34・3・24)。	
			ノしが右につき府の某高等官は語って曰く建議の趣旨は京都の地勢上漸次東南に向って市街を膨脹するの傾きあり府庁を七条停車場踏切以南に移すべしというにあり。日出 11・22	

京	都	府
1・17 内務省、府県の上京陳情頻ぱんをいましめ、なるべく書面によるよう通達。 府庁文書 明34-4		5・8 立憲政友会京都支部、尾崎行雄を迎え、總會をひらき、行財政整理刷新決議。 日出 5・9
2・20 憲政本党京都支部、本部の増税案をめぐる分裂さわぎの失態に意見書提出。日出 2・22		5・10 府、4・28執行の与謝郡山田村村会議員選挙、代人投票、公告不備の理由で取消、再選を命ずる。 日出 5・17
2・26 町村役場文書保存規程準則公布(明14・6 郡区町村記録保存心得廃止)。 訓令6号		5・10 高崎知事、内貴京都市長、公団組合幹事、学務委員を招集、経済界の動揺鎮定について訓示(5・21各郡長に内訓)。 日出 5・11、府庁文書 明34-5
2・25 紀伊郡長柿沼鉦太郎就任。 郡誌		5・11 日出新聞、社会民主党の結党宣言を掲載して発売禁止処分をうける(労働世界、萬朝報、毎日新聞、報知新聞とともに)。 物語日本の労働運動史(昭45・4・5アカハタ日曜版)
2・25 船井郡長山田親良就任。 同上		6・2 旧自由黨員20余人平民主義をかかげて社交クラブ結成。 日出 6・4
3・1 郡部府賦課規則公布。 府令13号		6・18 監獄署に教務所設置、在監人の教悔教育をおこなう。 府庁文書 明34-6
3・6 府会計規則全面改正公布。 府令15号		6・25 郡役所等の職印、方6寸(曲尺)に一定、首長の姓名を彫刻しないよう訓令。 訓令50 日出 6・26
3・7 下京区公同組合、下水工事賛成者を市会議員選挙に投票しないよう各組に伝達。 ⁽¹⁾ 日出 3・9		6・11 与謝郡岩滝村男山部落住民、分村を主張して、村長宅を包囲、養老警察分署警官3名出動、解散させる「男山分村事件として明30~36深刻な分村運動となった」。 日出 6・18、市町村合併史
3・8 大蔵省・内務省、郡・市町村の予算追加変更の事例が多いのをいましめる。 府庁文書 明34-2		7・16 府庁舎建築委員、兵庫県庁視察。 日出 7・17
3・11 高崎知事、就任1年後、沈黙をやぶり郡長会議で所信表明、積極姿勢を示す(人員整理、事務刷新、農事開発、農家副業奨励、貯蓄奨励等)。 日出 3・21、22、23、24		7・19 船井郡須知村、町制施行。告示315号
3・11 天田郡曾我井村、兵營設置により人口急増、村会議員の増員を内務大臣に稟請。 日出 3・23		7・24 桂川、加茂川、宇治川改修同盟会、府に洪水対策を請願。 日出 7・25
3・15 府有財産管理規則府会で議決。 告示125号		8・13 臨時府会ひらく。開会2日(〜8・16)。 府会志
3・18 臨時府会ひらく、開会3日(〜3・20)。 府会志		8・23 違警罪目(明14・12社会甲249号)に「大堰川筋及其沿岸デ裸体ヲ曝シタル者」追加。 府令71号
3・25 町村会計規則公布(明26・3 町村出納諸帳簿様式并出納事務取扱順序を改正)。 府令15号		8・31 大蔵省、銀行設立認可抑制について、府県に訓令。 府庁文書 明34-4
3・11 府警察部に中央探偵部設置、重大犯罪を担当。 日出 3・12		9・25 府参事会府庁舎式場建物等、日赤京都支部に特売を可決。 日出 9・26
4・1 監獄事務の判任官定員、28人を18人に減員。 府庁文書 明34-4		9・27 府、密造酒取締について、紀伊郡長、伏見署長に内訓。 府庁文書 明34-5
4・1 府内務部第2課に建築掛設置、府庁舎建築事務担当。 府庁文書 明35-4		10・1 舞鶴海軍鎮守府開庁(初代長官東郷平八郎)。 海軍省告示14号
4・5 府警察部、来京者増加のため、案内人取締規則公布(警察の検印をうけ、有料で名所旧蹟を案内)。 ⁽²⁾ 府令36号		10・23 府参事会で、堤弥兵衛議員、京都の資本で京都を繁栄させるため、経済救済会組織を提唱。 日出 10・27
4・13 高崎知事、文部省の教育方針を批判。 ⁽³⁾ 日出 4・14		10・11 各郡長、職員俸給旅費増額を府に要求。 日出 10・2
4・21 相楽郡長、郡内銀行取付による臨時休業に対処し、流言浮説に惑わぬよう、郡民に告諭。 日出 4・25		10・11 府視学官の監督機関、文部省から内務省にかわる。 日出 10・20
4・11 久世郡役所の位置をめぐる宇治町と大久保町、誘致をきそう。 日出 4・3		
5・1 竹野郡網野町会議員補選(2級)、有権者165人中投票者24人棄権率85%になる。 日出 5・8		

京	都	府	日	本
11・12 府、市町村基本財産蓄積条例基準をしめし、財政確立を訓令。 訓令62号			1・26	政府、酒・砂糖税、関税等増税案を議院に提出。
11・15 衆議院議員補選執行(第4区、山城地区)奥繁三郎(政友会)当選。 日出 11・18			2・4	憲政本党、政府増税案に同調(2・15党内増税反対派議員16人脱党、つづいて18人)。
11・20 通常府会ひらく、開会13日(〜12・19)。 府会志			2・19	衆議院増税案修正可決。
12・18 文部省、視学官、府立学校教員を他府県に渉り会合させるときは、文部大臣に伺い、取り計らうよう通達。 府庁文書 明34-5			2・27	貴族院官僚系6派、増税案反対決議、政府、議院に10日間の停止命令(3・9・13日まで再停会命令)。
12・18 府会、「府金庫ニ関スル意見書」を知事に提出。 ⁽³⁾ 決議録			3・12	天皇、議会に対し、増税案を成立させるよう詔勅をだす。
12・27 京都府国界並郡界変更法律案(与謝郡雲原村を天田郡に編入)、衆議院に提出(明35・2・2成立)。 市町村合併史			3・30	増税諸法律公布(10・1施行)。
12・11 葛野郡長、大内村塩小路、西九条の京都市編入請願書進達を拒否。 日出 12・26、市町村合併史			5・18	幸徳秋水、片山潛、安倍磯雄、木下尚江ら日本社会民主党結成(最初の社会主義政党)
			5・20	政府、治安警察法を発動して解散命令(6・3社会平民党と改称改組して届け出たが即日結社禁止)。
			6・2	第1次桂太郎内閣成立。
			6・16	孫文、日本に亡命。
			6・21	星亨、東京市役所で暗殺される。52歳。
			9・7	北清事変講和議定書、北京で調印。
			12・2	訪露中の伊藤博文、ロシア外相と日露協定交渉開始(12・23交渉打切)。
			12・7	第16議会招集(12・10~明35・3・10)。
			12・10	田中正造、足尾銅山鉦毒事件で天皇に直訴。
参 考				
(1) 京都市道路拡築、下水道工事執行不能 京都市は、明治34年度から48年度に至る15ヶ年継続土木事業として、道路拡築と下水改良を併行実施する計画をたてた(総工費540万4,606円)、市議会ではこの大計画のうち、下水改良費のみを認めて修正可決したが、町の公団組合は、上、下京意見を異にし、尚早論・速成論に分れて陳情した。しかし、この計画も偶々清国に起った義和団事件出兵等のため国庫補助を得ることができず執行不能になった。 市政史下				
(2) 高崎知事、文部省を批判「文部省当局は、中学校令だの小学校令だの様々な条例をつくり、画一化しようとしているが、地方の状況は決して一様ではない、第一民度異り富の程度が異なる。全国一様に校舎の設備をかくすべしと色々面倒なことを云ってくる、地方の状況を知らずにそんなことをさせようとしても無理だ云云」。 日出 4・14				
(3) 府金庫ニ関スル意見書 現今府金庫ハ株式会社京都府農工銀行、京都商工銀行、四十九銀行、京都商農銀行、起業銀行、五銀行ニ命令セラル、(中略)抑モ今春以来経済				ノ界ノ恐慌ニ伴ヒ、一般銀行ノ信用ハ稍々低落シタルノ觀アリ、然ルニ京都府農工銀行ハ特別法規ノ下ニ存シ(中略)一朝経済界ノ恐慌生ルモ内部ノ破綻ヲ末萌ニ防ギ(中略)府金庫ハ宜ク京都府農工銀行ニ専属セシメラレ度云云。 決議録

京	都	府
1・5 久世郡役所、淀町から宇治町へ移転。 告示1号		5・中 府、山城各郡長に対し、町村長の他郡にわたる会合禁止を訓令（府、山城地区の租税増徴反対等国政、府政に批判的動きを察知会合を禁止。11・8 伏見商業会議所で強行、警察郡役所情状を内偵。11・15再度訓令。12・6 河原町共楽館で会合、足なみそろわず。) ⁽²⁾ 府庁文書 明32-11
1・10 府、皇室に関する文字使用禁止を告諭。 ⁽¹⁾ 告諭1号		6・1 加佐郡余部町設置（余内村、余部上、余部下、和田長浜4部落を分割）。 告示175号
1・一 京都市民有志、家屋税新設反対運動にのりだす。 地方労働運動史		7・25 府新庁舎地鎮祭執行、東南隅礎石に銀板を埋める。 ⁽³⁾ 日出 7・26
2・1 葛野郡大内村塩小路、西九条の両地区、京都市に編入（この地区に国鉄京都駅あり、郡長、両地区の離郡をしぶり、請願書の進達を拒否していた）。 告示39号		7・27 政友会京都支部、並川栄慶の除名決定。 ⁽⁴⁾ 日出 7・29
2・3 紀伊郡柳原町、京都市へ編入を請願（郡長、必要を認めずと慰留。その後明42に再燃、大7・4編入実現）。 日出 2・4		7・一 天田郡金山村、天座地区を分離、同郡雲原村に編入を、府に陳情。 日出 7・8
2・6 北桑田郡長庄田豊久就任。 郡誌		8・10 衆議院議員選挙執行。 ⁽⁵⁾ 政治史必携
2・8 高崎知事、大阪府知事に転出、内務省総務長官、大森鍾一、第10代京都府知事に就任。 伝記		9・26 内務省、府県税戸数割及営業税賦課標準を市町村に指示するよう、府に訓令。 府庁文書 明35-1
2・25 日英同盟祝賀会平安神安前桜馬場で開催。参会5,000人。 日出 2・26		10・4 京都市特別税家屋税新設案、市会上程（可否論争はげしく明36・1・16 否決、大6・12・22 修正可決）。 市会史
3・11 京都市会、家屋税新設の建議採択。 ⁽²⁾ 日出 3・12		10・13 京都市会、西洞院川暗渠化の件可決（暗渠上に軌道移設、会社側負担9万円）。同上
3・13 京都市内8遊廓芸妓代表、芸妓税増徴（年額96円）に反対、市会に陳情。 日出 3・14		11・5 京都税務監督局設置（京都府、滋賀県管轄）。 11・1、勅令第241号
3・18 府会計規則改正公布、解を明示。 府令13号		11・9 元京都府知事、北垣国道顕彰碑、疏水夷川畔に建立除幕式。 日出 11・10
3・19 酒造税法反対闘争制圧について、内務省、府県知事に指示。 府庁文書 明32-11		11・15 南桑田郡禪田野村、吉川村と合併を希望、府に請願（明36・10却下、再請願）。 日出 明36・10・27
4・1 知事、収税官職務執行妨害の援助について警察署長に内訓（職務執行に抵抗し、危害を加えるものすくなくならず）。 府庁文書 明35-5		11・25 通常府会ひらく。開会18日（～12・24）。 府会志
4・1 与謝郡雲原村、天田郡に編入（郡界変更）（与謝郡役所、郡内町村会の反対強く、郡書記が反対陳情のため、休暇をとって上京した）。 日出 3・11、法律第14号		11・27 京都市公民会結成（市内東南地方有志による団体、選挙母体になる）。 日出 11・29
4・8 大森知事、疏水運河視察、第二疏水の計画案を聴取。 日出 4・10		11・一 京都市特別税家屋税反対演説会、下京区有隣小学校その他で開催。 日出 11・28
4・15 府、官国幣社宮司の政治論議を禁止。 府庁文書 明35-4		12・1 密造酒運搬取締のため、伏見監視所設置。 日出 12・2
4・29 府内務部に第六課設置、兵事、社寺事務を扱う。 府庁文書 明35-4		12・17 京都市民有志、明治座に集り、家屋税反対集会開催。 日出 12・20
4・一 北桑田郡知井村村会、郡長訓令を無視して郡費負担費予算否決、郡長これを不法として強制追加命令。 日出 4・29		12・24 府会郡部会、知事に対し京都市の第2疏水計画について下流淀川流域の利害調査を建議。 会議録
5・1 久世郡長田辺信成就任。 日出 4・30		12・26 下京区13組、冗費節減のため、公同組合廃止、町惣代制復活を決議（下京区長ら慰留、明36・2 廃止）。 日出 明36・2・19
5・1 府庁職員、京都市内鴨川以東、五条以南出張者、内国旅費25銭支給。 府庁文書 明35-4		12・26 初代京都府知事長谷信篤没。85歳。 人名辞典
5・1 愛宕郡長兼田義路就任。 郡治一斑		12・一 京都市会京市倶楽部改組、自成会結成。 日出 12・17
5・16 府、郡視学、書記の他郡にわたる会合は許可をとるよう通達。 府庁文書 明35-4		

参	考	日	本
(1) 府告諭第1号	近來、各種ノ商品封皮引札広告看板等ノ物件ニ帝室御用其ノ他皇室ニ関スル文字ヲ濫用スル者少ナカラス。右ハ番ニ違令タルノミナラス。敬ヲ皇室ニ失フ儀ニ付、現ニ使用スルモノハ速カニ之ヲ取除キ、尚将来ニ於テモ禁制ノ趣旨ニ違ハサル様深ク注意スベシ。	1・30 日英同盟協約、ロンドンで調印、2・12 公示。	2・12 河野広中ら、はじめて普通選挙法案を国会に提出（2・25否決）。
(2) 大森知事、町村長会合を禁止	凡ソ、町村長タル者、町村制ノ規定スル所ニ従ヒ、監督官庁ノ指示ニ依テ行動スルノ外、妄ニ他町村長ト会合スヘキモノニアラス、假令偶、協議ヲ要スル事柄アリトスルモ、監督官庁ノ指示ヲ受クルニアラサレバ、擅ニ会合ヲ催スヘキニ非ス之ヲ要スルニ町村長聯合会合スルカ如キハ其名儀ノ如何ニ拘ラス、不都合ニ候条右辺ノ趣旨云云。 明治文書 明35-1	2・14 府県郡吏員服務規律制定。	2・14 府県郡吏員服務規律制定。
(3) 銀板の一文	前府知事高崎親章我が京都府庁舎を皇居の西なるこの地に築かむと往にし明治33年の12月に府会に議りて同34年に事始めて37年に事終えうべく定めき、是を以て司人平人等夜昼となく勤務めて齊鋤を取持ちて石切平均地曳平均して比叡山と共に動事無く鴨川と共に絶る事无き基礎を定めつつ故今日の生日の足日に地鎮祭執行ふるな母。 風雪京都史 295	4・5 衆議院議員選挙法別表改正公布（横浜市など市部選出議員数増加）。	4・5 衆議院議員選挙法別表改正公布（横浜市など市部選出議員数増加）。
(4) 政友会丹波会は、総選挙に、羽室嘉左衛門、山口俊一の公認を決定していたが、天田郡の井上釘之助が、並川栄慶を参謀にして立候補を声明した。政友会では並川の動きを、党規を乱すものとして除名、一方井上に対しては立候補断念を説得しつつけたが不調に終わった。ところが井上は選挙違反で検挙され、政友会を脱会して選挙に除んだが落選した。		8・10 第7回衆議院議員選挙（任期満了による初の総選挙、政友190、憲政本党95、帝国党17）この選挙で初めて北海道区部に選挙法施行。	8・10 第7回衆議院議員選挙（任期満了による初の総選挙、政友190、憲政本党95、帝国党17）この選挙で初めて北海道区部に選挙法施行。
(5) 当選者	市部 片山 正中（壬寅） 奥野 市次郎（政友） 丹羽 圭介（壬寅） 郡部 奥 繁三郎（政友）綴喜郡 羽室嘉右衛門（〃）何鹿郡 田中 祐四郎（〃）紀伊郡 上野 弥一郎（〃）加佐郡 山口 俊一（〃）天田郡	9・12 憲政本党、増税反対激文を全国支部に頒布。	9・12 憲政本党、増税反対激文を全国支部に頒布。
		10・28 閣議、地租増徴継続、海軍兵力拡張を決定。	10・28 閣議、地租増徴継続、海軍兵力拡張を決定。
		11・1 税務署官制税務監督局官制公布（税務管理局官制廃止）専売局官制公布。	11・1 税務署官制税務監督局官制公布（税務管理局官制廃止）専売局官制公布。
		12・1 国勢調査10ヶ年毎1回帝国版図内に施行の件公布（第1回実施大9）。	12・1 国勢調査10ヶ年毎1回帝国版図内に施行の件公布（第1回実施大9）。
		12・4 憲政本党、政友会、地租増徴継続案反対を決議。	12・4 憲政本党、政友会、地租増徴継続案反対を決議。
		12・6 第17回通常議会議招集（12・9 開会12・28 解散）。	12・6 第17回通常議会議招集（12・9 開会12・28 解散）。
		12・16 衆議院、地租増徴継続案を委員会で否決、本会議に上程、5日間停会命令、12・20 さらに7日間停会。	12・16 衆議院、地租増徴継続案を委員会で否決、本会議に上程、5日間停会命令、12・20 さらに7日間停会。
		12・28 衆議院、地租増徴継続案採決前に解散。	12・28 衆議院、地租増徴継続案採決前に解散。

京	都	府
1・3 何鹿郡口上林村戸簿役場焼失。 日出 2・15		11・21 竹野郡長、丸野新八郎就任。 同上
1・9 家屋税反対演説会における市会議員中村常次郎の発言、市会侮辱として問題化、市会調査委員会設置。 日出 1・10		10・21 綴喜郡長、高木謙二郎就任。 同上
1・12 京都市戸別税廃止家屋税設置案、市会で否決。 日出 1・13		10・23 府参事会、竹野郡の府会議員選挙異議申立却下(投票立会人の管理が誤っているとして異議申立)。 告示488号
2・1 与謝郡会議事堂落成。 日出 2・5		10・24 臨時府会ひらく、開会4日(～10・30)。 会議録
2・18 下京区元13組24町中18町の公同組合、組合の廃止届を区長に提出。 ⁽¹⁾ 日出 2・19		10・24 第9代府会議長野尻次郎、副議長富田半兵衛就任。
3・1 衆議院議員選挙執行。 ⁽²⁾		10・27 土木費支弁方法廃止、土木費支弁規則制定を府会に諮問(審議未了)(土木費の府費の1/3を占める現状を是正するため、府の負担は国府道のみとし、他はすべて町村負担とする)。 同上
4・1 府の監獄事務、司法省に移管。職制中典獄、監獄書記、看守長廃止。 勅令34号		10・一 府県廃合説で。 ⁽⁵⁾ 日出 10・2
4・1 京都監獄署を京都監獄に、宮津支署を宮津分監と改称。 日出 4・2		11・7 臨時府会ひらく、(土木費支弁規則再審議可決)。開会2日(～11・13)。 府会志
4・1 京都市記念動物園開園。 府令達全書		11・26 通常府会ひらく。開会15日(～12・25)。 同上
4・6 府内務部、天皇皇后行幸啓について、学校生徒最敬礼法を通達。 日出 4・7		11・30 竹野郡深田村で国税府税徴収金241円47銭盗難(納付義務免除願提出、管理不十分により府、大蔵省不許可処分)。 府庁文書 明37-18
4・7 大森知事、徴兵忌避・失踪者取扱を定め、探查を督励。 ⁽³⁾ 訓令10号		11・一 舞鶴海軍工廠設置(造船廠合一)。 加佐郡誌
4・13 天皇皇后入洛。 日出 4・7		11・一 愛宕郡田中村、京都市編入しきりに協議。 ⁽⁶⁾ 日出 11・19
4・21 伊藤博文、山県有朋、桂太郎、小村寿太郎、京都市内無隣庵で対ロシア策協議。 この100年		12・1 葛野郡嵯峨村、下嵯峨村を合併。 告示546号
6・5 府、統計事務手続を制定、内務部第一課に統計係を設置。 府庁文書 明35-7		12・9 与謝郡岩滝村、男山分村事件解決。 市町村合併史
6・一 尿尿汲取権をめぐり、京都市参事会市会議員収賄事件おこる。 日出 6・6		12・15 国定教科書に関する府令公布(明37・4・1施行)。 府令52号
6・一 愛宕郡松ヶ崎村、下鴨村など8カ村、組合立伝染病院認可を府に申請。 日出 6・13		12・23 大森知事、府会に第2高女建設案(12・5廃案)第5中建設案(12・23廃案)再議を命令、翌日原案可決。第5中学建設は日露戦争勃発により延期。戦後38年通常府会に再提出したが廃案になった。 府達263・264号
7・27 神鞭知常、憲政本党脱会。 東京朝日 7・28		12・24 府会郡部会、京都市の第二疏水敷設請願(明35・4)について下流淀川流域水害予防措置を講じるよう内務大臣に意見書提出を可決。 会議録
8・一 葛野郡衣笠村で、京都市営火葬場設置案に反対運動おこり、金閣寺住職ら附近の住民提案要求。 日出 9・1		12・一 久世郡淀町、士族町民の対立はげしく町長助役辞職後郡役所管理中のところ、郡長の調停により和解の兆みえる。 日出 12・19
9・1 綴喜郡各町村長ら有志、奥繁三郎を中心一致会結成。 日出 9・3		この年 ▽ 政党弊害論(シーマン著、千賀鶴太郎訳)京都で再版。 明治文化全集
9・15 大森知事、入宮帰郷歓迎の華美を戒める。 訓令35号		
9・25 府会議員選挙執行。 ⁽⁴⁾ 告示407号		
9・30 各郡会議員選挙執行。 何鹿郡誌		
9・一 船井公同会結成。 府誌下		
10・19 立憲政友会京都支部、府費節減方法調査委員会設置、土木費分取の弊是正を協議。 日出 10・19		
10・21 乙訓郡長、梅垣幸之就任。 郡勢一斑		
10・21 天田郡長、荒川真造就任。 同上		
10・21 加佐郡長山県鉄之助就任。 同上		
10・21 紀伊郡長、河本正路就任。 郡誌		

参	考	日	本
(1) 公同組合全廃届	近來事業膨脹の結果として区民の負担重く、今にして善良の処置をするは無用の事にあらず、彼の公同組合の如きは表面機関として必要なるが如きも又裏面においては之に伴う弊害多く、格別の利益なくして経費を増加ならしむること少なからず、同組合の如きは組内の申合上より成りたるものにて法令の許に設置すべきものにあらず、現に之を設けざるもの十数組あり。云云 日出 9・27	1・31 5海軍区を4海軍区に改正。	
(2) 当選者	市部 能川 登(中正) 雨森菊太郎(〃) 奥野市次郎(政友) 郡部 神鞭 知常(憲本)与謝郡 奥 繁三郎(政友)綴喜郡 田中数之助(〃)南桑田郡 田中祐四郎(〃)紀伊郡 上野弥一郎(〃)加佐郡	2・27 警視庁、新聞号外濫発取締規則公布。 3・1 第8回衆議院議員選挙執行(政友175、憲政本党85、中正俱31、帝国17、政友俱13)。 3・19 地方官官制改正公布(監獄事務、司法省直轄)。 3・20 監獄官官制公布(4・1施行)。 4・13 国定教科書令公布(明37・4・1施行)。 5・8 第18回特別議会議召集(5・12～6・4)。 6・19 政府、地租増徴案再提案、議否決(6・213日間停会命令、6・24政府、政友会妥協、尾崎行雄ら反対して脱会、6・25政府、撤回)。 6・24 東京帝大7博士、「東京朝日」に對露強硬論発表。 6・30 内村鑑三「万朝報」に反戦論発表。 7・26 近衛篤磨、神鞭知常、頭山滿ら對外硬同志会結成(8・9對露同志会と改称)ロシアの滿州撤兵要求を決議。 10・6 小村、ローゼン、日露交渉開始。 12・3 政友会、憲政本党提携声明。 12・5 第19回通常議会議召集(12・10～衆議院議長河野広中、勅語奉答文で政府弾劾、12・11衆議院抜打解散)。 12・21 林有造ら自由党結成。 12・28 戦時大本營条例改正、軍事参議院条例京釜鉄道速成に関する緊急勅令公布。	
(3) 徴兵忌避失踪者探索訓令	徴兵適令の壮丁にして所在不明のため未だ徴兵上の処分を受けざるもの此年累加し道府県を通じて其数約7万に達せり。我府下の如きも29年以前の失踪者は758人中僅か22人を発見せしに過ぎず、而して之に30年以後同34年中の所在不明426人を加へ、発見者22人を除くときは總計1,262人の多きに達するに至れり(中略)既往の不成績に鑑み宜しく相互協同して厳密の探索を遂げ十分の成績を挙げんことを努むべし。		
(4) 府会議員、党政派別当選者数	市部 政友会2、茶話会3、同志会1、鴨友会1、公友会1、自成一、無所属2 郡部 政友会21、憲政本党1、無所属2		
(5) 府県廃合説	日出 9・7 廃合せらるべき府県は都合18ヶ所にして、埼玉県を廃して東京都に合併茨城県を千葉県に、山形県を秋田県に、滋賀県を京都府に、奈良県を大阪府に、香川県を愛媛県に、山口県を広島県に、佐賀県を長崎県に、宮崎県を鹿児島県に合併することは略確実なるが如し。 日出 10・2		
(6) 愛宕郡田中村京都市編入をしきりに協議	愛宕郡田中村は上京区に近接し、加茂川出町橋東詰は旧田中村地域なるに同村をすぎて東浄土寺町はさきに市部に編入せられし、かえて同町より市に近接する田中村が市に編入なきは不便のみならず、近來同村村費増加し、編入町よりも出費かさむ有様。 日出 11・19		

京	都	府
<p>1・26 府、学生徴兵忌避について、公立学校長あて訓令(1・9文部省訓令)。 訓令2号</p> <p>2・1 3府、神奈川、兵庫、愛知各県知事、総理大臣官邸に会し曾弥大蔵大臣臨席、公債募集の件内訓。 日露戦争時局記事</p> <p>2・5 第4師団(京都市、山城地方管轄)第5動員令くだる。爾來動員令通知頻繁、明38・7・27までに116回。 府誌下</p> <p>2・5 舞鶴鎮守府司令長官、海軍予備役下士卒充員召集を命ずる。 同上</p> <p>2・14 熊野郡長、湊村沖合ニ戦艦見ユと知事に通報。 府庁文書 明37-36</p> <p>2・15 知事、郡市長を府庁に召集、軍費募集、地方経済緊縮について内訓(2・18事業制限標準を通牒)。 日露戦争時局記事</p> <p>2・16 大森知事、戦時心得告諭。 告諭1号</p> <p>3・1 衆議院議員選挙執行。⁽¹⁾</p> <p>3・4 大森知事、開戦について、神官を諭す。 府達2号</p> <p>3・14 西陣織物業組合、絹布消費税新設反対を、府・市に嘆願。 日出 3・16</p> <p>3・16 宇治郡北本郡長、臨時郡会の戦時による予算更正議決を理事者案以外の箇所修正したものととして取消命令。3・30松井郡会議長、府参事会へ訴願。4・13府参事会、郡会の議決をえていないとして却下。 府庁文書 明37-19、日出 4・14</p> <p>3・17 臨時府会ひらく。開会2日(〜3・19)(戦時予算節減審議既決142万円で18万7,000円余削減)。⁽²⁾ 会議録</p> <p>3・25 京都市会議員半数改選(〜3・28)。</p> <p>3・28 府会計規則改正公布、手続簡略化。 府令9号</p> <p>3・29 紀伊郡高橋五左衛門、天田郡何鹿郡の衆議院議員選挙投票用紙に「被選挙人」を「被選人」と印刷あるを発見、選挙無効を提訴(5・2大阪高裁棄却)。 府庁文書 明37-19</p> <p>3・30 下京区武田定次ら、市会議員3級選挙で同姓同名の候補者ある場合は住所を肩書する定めであり、「肩書のない投票」を無効として、市参事会に訴願、市会申立支持。4・14林長次郎らの当選無効裁決。林長次郎ら府参事会に提訴。4・23府参事会、市会が裁決をするのは不当と、手続不備を理由に却下。 日出 4・24</p> <p>4・1 竹野郡網野町設置(網野町、浅茂川村合併)。 告示122号</p> <p>4・1 郡部警察医廃止。 訓令29号</p> <p>4・12 五条警察署を、下京区仏光寺柳馬場に移転。 告示170号</p>	<p>4・14 京都市長ら6大市長、来日外人減少を日露戦争曲解によるものとして、枢要国に打電(国内秩序平常とかわらず遊覧など何等差支へなし)。 日出 4・16</p> <p>5・1 葛野郡、桂警察署廃止、花園警察署設置。 告示197号</p> <p>5・1 郡部各警察署の分署廃止、管轄区域改正。 告示195号</p> <p>5・24 大森知事、煙草専売法施行について告諭。 告諭5号</p> <p>6・一 竹野郡経ヶ岬にロシア艦出沒の風評とび村民恐怖。⁽³⁾ 日出 6・24</p> <p>6・一 紀伊郡横大路村、数年来の村内対立表面化、村税不納おこり、村長辞職、郡長管理。 日出 6・30</p> <p>7・一 山城治水会、戦時による淀川改修工事中止に反対、大阪土木監督署に陳情。日出 7・16</p> <p>7・一 淀川沿岸町村長、連署して淀川改修工事継続を内務大臣に請願。 日出 7・25</p> <p>8・12 京都市参事会、軍人遺家族・貧困家庭の戸別税免除を決議。</p> <p>9・3 京都市会同志会、茶話会、西郷菊次郎を市長第1候補に推す(政友会難色示す)。 日出 9・5</p> <p>9・17 山城丹波風水害に府罹災救助基金支出。 日出 9・20</p> <p>9・19 知事、郡市長を府庁に召集、国債募集について協力指示。 日露戦争時局記事</p> <p>9・一 京都市営火葬場、葛野郡衣笠村で管理運営する旨契約成立。 日出 9・30</p> <p>10・1 大森知事、軍人遺族に対し、扶助料賜金の乱費を戒める。 告諭7号</p> <p>10・3 京都市長候補選挙(第1候補に西郷菊次郎当選)。 日出 10・4</p> <p>10・5 各府県知事、総理官邸に会し、内国債券処理について演説をうける。日露戦争時局記事</p> <p>10・19 京都市聯合学務委員会、市内学区経済統一について協議、不調。 日出 10・20</p> <p>11・10 紀伊郡町村長会、川本郡長と感情的に対立、府に更迭稟議を決める。 日出 11・14</p> <p>12・20 府、軍機保持、士気喪失防止のため戦場への年賀郵便自粛を要望。 告示522号</p> <p>12・25 通常府会ひらく。開会9日(〜12・15)戦時のため、閉会を9日間繰上。 日露戦争時局記事</p> <p>12・25 府庁新庁舎完成。 日出 38・1・9</p> <p>この年 ▷ この年から翌年にかけて町村の戦時記念造林事業相つぐ、55カ村1,000町歩(愛宕郡、北桑田郡は郡経営)。 府概要</p>	

京	都	府	日	本																																																				
<p>▷ 山城各郡区壮丁は主として第4師団(大阪)に属し第2軍に編入、丹波・丹後各郡壮丁は第10師団(姫路)に属し第4軍に編入戦争参加。⁽⁴⁾ 府誌下</p> <p>▷ 非常特別税法の施行により地方費緊縮。⁽⁵⁾</p> <p>▷ 時局に際し、部落有財産の町村統一を勧奨。</p>			<p>1・5 陸海軍両大臣、当分の間、軍機に関する記事の新聞掲載禁止を指令。</p> <p>2・10 日露開戦。</p> <p>2・23 日韓議定書調印。</p> <p>3・1 第9回衆議院議員選挙執行(憲政本党90政友会133帝国党19甲辰俱39無名俱25)。</p> <p>3・1 第1回国債1億円発行。</p> <p>3・7 平民新聞「あゝ増税」記事告発。</p> <p>3・16 各政党、戦争協力を決定。</p> <p>3・18 第20回臨時議会召集(3・20〜3・30)。</p> <p>3・30 臨時事件費支弁に関する法律(2億8,000万円以内の借入、国庫債権発行、公債募集)、陸海軍に属する臨時事件費特別会計法(戦争終結までを一会計年度とする。明40・3・31終結)各公布。</p> <p>4・1 非常特別税法公布施行(織物消費税、石油消費税新設をはじめ、平和回復の翌年までの間、地租など11科目の税率増加、地方税制限強化)。</p> <p>5・7 外債1,000ポンド米・英で半額引受契約成立。</p> <p>7・1 煙草専売法施行。</p> <p>8・22 第1次日韓新協約調印(財政外交顧問をおき、実権を日本が掌握)。</p> <p>9・9 屯田兵条例廃止。</p> <p>9・28 徴兵令改正、後備兵役を10年に延長。</p> <p>11・13 平民新聞、共産党宣言を訳載、発禁。</p> <p>11・28 第21回通常議会召集(11・30〜明38・2・28)。</p> <p>12・27 郡制廃止法案、衆議院で審議未了。</p>																																																					
参 考																																																								
<p>(1) 当選者 市部 内貴甚三郎(甲辰) 奥野市次郎(政友) 左山 正市(甲辰) 郡部 井上与一郎(甲辰) 葛野郡 神鞭 知常(憲本) 綴喜郡 奥 繁三郎(政友) 綴喜郡 河原林義雄(政友) 北桑田郡 芦田鹿之助(甲辰) 天田郡</p> <p>(2) 日露開戦により一般経費切りつめのため37年度既決予算を異例の削減18万6,900円 ・府経済 9万円 淀川改良工事中止、府庁舎建設継続費繰り延べなど ・郡部経済 9万6,900円 道路橋梁堤防修繕見合せ、各種補助金削減 ・市部経済 削減余地なし。</p> <p>(3) 露船、日本海沿岸接近の風評 竹野郡沿海町村にては其筋より警戒もあり、各地よりの来電に種々の風説喧伝し露船経ヶ岬の沖に出せんとかにて往来船は勿論、漁業船まで出船を見合せ老幼婦女子の如きは恐怖心を懐き居る由。 日出 6・24</p> <p>(4) 山城各郡区の壮丁は主として第4師団(大阪)に属して第2軍に編入せられ、塩大澳に上陸金州・南山の戦をはじめ得利寺の戦に参加、海城蓋平鞍山砦等の戦を経て遼陽以北の戦に参加、奉天会戦には小貴興堡附近の激戦に参加。 丹波・丹後各郡の壮丁は第10師団(姫路)に属し独立師団として岫巖、分水嶺を経て析木城を陥れ、後第4軍に編入遼陽城の戦、沙河奉天の戦に参加。 此の戦争で府下を通じ応召した者約2万3,000人、従軍した者約2万5,000人戦没者1,814人。 府誌 上下</p>																																																								
<p>(5) 地方費緊縮状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>36年度</th> <th>37年度</th> <th>38年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>府 費</td> <td>1,517,771</td> <td>1,233,303</td> <td>1,159,060</td> </tr> <tr> <td>郡 費</td> <td>222,256</td> <td>74,705</td> <td>80,596</td> </tr> <tr> <td>市町村費</td> <td>3,640,450</td> <td>2,491,912</td> <td>2,446,009</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,380,477</td> <td>3,799,920</td> <td>3,685,665</td> </tr> <tr> <td>平均1戸当</td> <td>26,878</td> <td>19,410</td> <td>18,794</td> </tr> <tr> <td>平均1人当</td> <td>5,137</td> <td>3,627</td> <td>3,487</td> </tr> </tbody> </table>				36年度	37年度	38年度	府 費	1,517,771	1,233,303	1,159,060	郡 費	222,256	74,705	80,596	市町村費	3,640,450	2,491,912	2,446,009	計	5,380,477	3,799,920	3,685,665	平均1戸当	26,878	19,410	18,794	平均1人当	5,137	3,627	3,487	<p>租税負担状況(京都、郡部計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 次</th> <th>直接国税</th> <th>府 税</th> <th>市町村税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36 年 度</td> <td>1,345,063</td> <td>1,146,083</td> <td>2,066,213</td> </tr> <tr> <td>37 年 度</td> <td>1,935,603</td> <td>960,593</td> <td>1,551,949</td> </tr> <tr> <td>38 年 度</td> <td>2,623,650</td> <td>873,944</td> <td>1,528,644</td> </tr> <tr> <td>37年度ヲ36年度ニ比シ</td> <td>590,540</td> <td>△185,490</td> <td>△514,364</td> </tr> <tr> <td>38年度ヲ36年度ニ比シ</td> <td>1,278,567</td> <td>△273,139</td> <td>△537,670</td> </tr> </tbody> </table>		年 次	直接国税	府 税	市町村税	36 年 度	1,345,063	1,146,083	2,066,213	37 年 度	1,935,603	960,593	1,551,949	38 年 度	2,623,650	873,944	1,528,644	37年度ヲ36年度ニ比シ	590,540	△185,490	△514,364	38年度ヲ36年度ニ比シ	1,278,567	△273,139	△537,670
	36年度	37年度	38年度																																																					
府 費	1,517,771	1,233,303	1,159,060																																																					
郡 費	222,256	74,705	80,596																																																					
市町村費	3,640,450	2,491,912	2,446,009																																																					
計	5,380,477	3,799,920	3,685,665																																																					
平均1戸当	26,878	19,410	18,794																																																					
平均1人当	5,137	3,627	3,487																																																					
年 次	直接国税	府 税	市町村税																																																					
36 年 度	1,345,063	1,146,083	2,066,213																																																					
37 年 度	1,935,603	960,593	1,551,949																																																					
38 年 度	2,623,650	873,944	1,528,644																																																					
37年度ヲ36年度ニ比シ	590,540	△185,490	△514,364																																																					
38年度ヲ36年度ニ比シ	1,278,567	△273,139	△537,670																																																					

京	都	府
1・1 戦勝官民祝賀大会、京都市議事堂で開催。 日出 1・3		6・21 神鞭知常没。58歳。 政経年表
1・9 府、新庁舎移転式。 ⁽¹⁾ 日出 1・9		7・4 下京区妙法院、智積院を俘虜収容所に使用。 日露戦争時局記事
1・10 府、新庁舎を府民に縦覧させる(2日間)。 ⁽²⁾ 日出 1・11		7・11 大森知事、妙法院に俘虜慰問。同上
1・20 第8代京都府知事内海忠勝没。63歳。 東京朝日 1・22		7・13 久世郡長、北本雄就任。 日出 7・13
1・一 府、門衛を廃して守衛とする。 日出 1・13		7・13 紀伊郡長、桜井丈太郎就任。 同上
1・一 下京区元7組、経費節減のため、公同組合廃止を決議、各町惣代に事務を委任。区役所不便を感じ交渉したが応ぜず。 日出 1・28		7・13 船井郡長、三宅武彦就任。 郡誌
2・17 京都市会、市内学区制度廃止を建議。 市会史		7・13 宇治郡長、丸野新八郎就任。 同上
2・28 府會議員定数1人増、上京区6人になる。 告示72号		7・13 何鹿郡長、竹澤徳蔵就任。 同上
2・一 俘虜収容所、下京区本圀寺に決定。 日出 2・25		7・13 与謝郡長、田辺信成就任。 同上
2・一 紀伊郡川本郡長町村長と対立、柿本元郡長、調停に乗り出す。 日出 2・24		7・13 竹野郡長、芦谷犬次郎就任。 同上
3・6 府、国債募集協力要請のため、郡市長呼集。 日出 3・7		9・6 柴田弥兵衛、井川出彦ら京都市会大成会派議員の発起で日露戦争講和反対市民大会、市内岡崎博覧会館で開催。警官370人出動、参会1万2,000人(この頃宮津(6日)、園部(7日)、福知山(8日)、伏見(9日)、等数ヶ所で開催)。 風雪史(311)、地方労働運動史
3・15 京都市教育会、学区制度廃止反対を府市に建議。 日出 3・16		9・6 京都市内有志、南座で非講和大演説会ひらく。警官出動、四条通円山公園騒然。 日出 9・7、8
3・20 府會議員選挙(上京区増員のため)。 日出 3・21		9・7 政友会京都支部、臨時幹部会で講和賛成、破棄に意見対立、政府に紛擾謝罪要求の決議をする(船井郡政友会員、これを軟弱決議として抗議集会)。 日出 9・9、10
3・22 ロシア軍ソログープ少将らを下京区本圀寺に収容。 日露戦争時局記事		9・13 バルチック艦隊司令長官にロジエストウエンスキー中将、妙法院に収容。 日露戦争時局記事
3・24 下京区東福寺を俘虜収容所に使用。 同上		11・15 通常府会、新庁舎議事堂で開会。開会11日。(～12・14) 府会志
4・1 京都市学務課を設置、小学校事務を区から移管。 市会史		11・25 市内各地で戦勝祝賀会開催、東郷大将上村中将ら入浴。 日出 11・26
4・1 伏見区裁判所の民刑事事務、京都区裁判所に移管(戸籍事務残る)。 日出 4・11		11・29 西郷京都市長、琵琶湖疏水運河減水のため苦慮、内務大臣あら水位保持の措置を請願。 日出 11・30
4・3 京都市内38学区の代表、学区制廃止反対を主張して上京区柳池校で集会。 日出 4・4		12・11 府会市部会、京都市内道路制度確立を大森知事に要望。 日出 12・12
4・4 天田郡役所焼失。 府統計書(大7)		12・21 京都市臨時参事会、学区制廃止を否決、区費の区々に涉らないよう教務の統一をはかることをきめる。 日出 12・22
4・8 京都地方裁判所、はじめて刑執行猶予制度適用。 日出 4・9		12・27 歩兵第38聯隊凱旋、5日間市内各所に分宿。 日露戦争時局記事
4・20 府、機構改正。知事官房、一～四部になる。 訓令24号		12・一 天田郡福知山地方有志、第20旅団の拡張、師団設置を請願。 日出 12・9
5・上 大森知事、京都市内学区に起債能力なしと通牒、議論さかん。 ⁽³⁾ 日出 5・5		12・一 高木文平ら、短距離交通税撤廃を主張市街電車交通税反対運動をおこす。 日出 12・23
5・15 芳川内相、京都市内巡視。市長、郡長ら実情を具申。 日出 5・16		
5・19 山城治水会、入浴中の芳川内相に面接、宇治川電気事業、疏水拡張工事による淀川下流沿岸の被害を説明、善処方陳情。 日出 5・20		
5・25 京都市内43学区学務委員、学区統一反対意見書発表。 日出 5・26		

参	考	日	本
(1) 府庁舎新築	府庁舎の建物は旧中学校の建物を改増築して使用し、講堂を正庁に又四方に散在している数棟の建物を各課の事務室に充てていた。明27第6代渡辺千秋知事の頃庁舎新築すべく兵庫県その他の府県庁舎を調査したことがあったが、その後、明32になって第8代内海忠勝知事の時きようやく議案として提出された。ところが同年は府下風水害に見舞われ、復旧工事に要する経費莫大のため、否決されてしまった。翌明治33年、恰も監獄費か国庫支弁にうつり、又災害等もなかった事情も手伝って、前回より約5万円減の予算案が議会で再提出され論議の末可決された。工事は明34・11から起工され3年あまりの年月をかけ明37・12竣工したものである。 日出 1・1	1・1 第2次非常特別税法公布施行(地租などの諸税増徴、相続税新設)。 2・24 芳川内相、郡制反対を表明。 2・27 国債1億円募集(第4回)。 4・1 刑執行猶予に関する法律公布。 4・19 地方官官制改正公布(書記官、参事官、視学官の名称を廃止、事務官に統一)。 4・20 国債1億円募集(第5回)。 7・30 樺太に軍政施行。 9・5 日露講和条約議定書調印(ポーツマス条約)10・16公布、11・25批准書交換。 9・5 日比谷で講和反対国民大会開催、政府系新聞、交番など焼打(9・7神戸、9・12横浜でも)。 9・6 東京市および東京府下5郡に戒厳令適用の旨公布施行、11・29廃止。新聞雑誌取締に関する緊急勅令公布施行、11・29廃止。 11・17 第2次日韓協約調印(日本、韓国の外交権を掌握、京城に統監府設置)、各地に反日暴動おこる。 12・1 安倍磯雄ら普通選挙連合会結成。 12・21 第1次桂内閣総辞職。 12・23 帝国党、甲辰倶楽部、合同して大同倶楽部結成(御用政党)。 12・25 第22通常議会召集(12・28～明39・3・27)。	
(2) 京都市会学区統一論議	2・16の京都市会において学区統一に関する建議案が審議され、「明治維新に、行政事務機関として、小学校単位に学区制度が設置されたが、その後、警察、戸長役場は統合されたにもかかわらず、学区のみそのまま踏襲され、教育費負担の不均衡甚だしき等々」と幾多の資料をあげて現行学区制度の廃止が主張された。議場は時期尚早論も展開され沸とうしたが結局可決された。 市会史		
(3) 京都市学区の起債認めず	従来京都市内各学区は区債を発行して学校設備費等を捻出していたが、学区には起債能力なく従来の起債については更めて京都市会の決議に附して整理すべしという知事通牒が出され、学説も分れた。 日出 5・5		

京	都	府
1・1 歩兵38聯隊凱旋歓迎会、御所で開催。 日露戦争時局記事		11・16 府会議長野尻岩次郎辞任、再任される。 告示406号
1・11 府、公有林野整理規程公布（部落有林 統一）。 府訓令1号	11・19 府会、中学校費歳入について、市郡折 半、人口割、論争。 ⁽³⁾ 会議録	
1・一 西陣など全国機業地の織物業者、織物 消費税の悪い結果を指摘、貴衆両院に善処方陳情。 日出 2・14	11・29 京都電気鉄道(株)紀伊郡東九条村の営 業税附加税追徴を違法として郡長に訴願(明40・2 却下)。 府庁文書 明42-17	
1・23 乙訓郡長森本和三郎就任。 郡勢一斑	12・7 府代議士会、舞鶴開港、園部福知山鉄 道速成について協議、大森知事の姿勢を非難。 ⁽⁴⁾ 日出 12・9	
3・1 天田郡役所、福知山常照寺に移転(昨 年4・4火災のため郡立女子手芸学校で執務中)。 日出 2・21	12・10 葛野郡長渡部忠寿就任。 郡勢一斑	
3・20 淀川沿岸31町村代表、山城治水会、知 事官邸を訪い、第二疏水工事反対陳情。 日出 3・23	12・27 大森知事、戦後奢侈を戒める。 日出 12・29	
3・26 京都府、滋賀県、第二疏水問題で協議 折合いつかず。 日出 3・28	12・一 紀伊郡横大路村、役場派と改革派の反 目激し(村内資産家村税不納、商家不売等おこり 郡長の説得効なし)。 日出 12・19	
4・1 伏見区裁判所廃止、京都市裁判所に統 合。 日出 8・19	12・一 愛宕郡各村長、府が兼田郡長留任運動 を取りあげないのを憤慨、府依頼の赤十字事務な ど一切ポイコット。 日出 12・8	
4・7 郷土部隊凱旋祝賀会、平安神宮で開催。 風雪史 312	この年 工兵4大隊、伏見から大阪高槻に移動、工兵16 大隊設置。 伏見桃山文化史	
5・31 府、郡長在職中の功勞に対し、郡費に よる金品授与禁止。 府庁文書 明39-1	この年ごろ 府中郡の5ヶ村(現峰山町)と契約して鱒留の 府有林11町歩に模範造林をおこなう。 京都 昭32・3・28	
5・一 帝国軍人後援会京都支会、府庁内に設 置。 府誌 下		
6・2 私立学校取締について、知事に警察権 付与。 勅令131号		
6・5 郡市町村及公共組合出納検閲規程公布。 訓令29号		
6・22 舞鶴区裁判所志楽出張所を新舞鶴出張 所と改称。 司法省令15号		
6・22~ 知事、丹後各郡を巡視、町村長を召集。 戦争地方事務について演説。 日露戦争時局記事		
7・1 加佐郡新舞鶴町設置(倉梯村、志楽村 の各一部分離)。 ⁽¹⁾ 告示194号		
8・17 紀伊郡各町村、伏見区裁判所の廃止の 不便を訴え、存続を請願。 日出 8・19		
8・27 京都郵便局、全国一等局中、はじめて 女子判任官採用。 日出 8・28		
8・28 上下京同組合聯合会、地価修正の陳 情書を市参事会・市長に提出。 日出 9・28		
9・25 京都市会藤原清兵衛・小嶋嘉一郎議員 ら、京都監獄移転請願建議書を京都市会に提出。 ⁽²⁾ 日出 9・26		
9・25 加佐郡新舞鶴町第1回町議会で、町長 選任、土着派、新入派に分れてまとまらず。 同上		
9・28 府違警罪目に「ゆすりたかり」の取締 条項追加。 府令24号		
10・12 綴喜郡田辺村、町制施行。 告示362号		
11・15 通常府会ひらく。開会10日(～12・14)。		

参	考	日	本
(1) 新舞鶴町議選紛糾 9月5・6両日新舞鶴町会議員選挙執行された が、旧住派、新住派、官舎派に分かれて紛糾、結 局各派に割り当てて選挙したが、当選者決定後、 配当人員についてまた紛擾、山県郡長調停にのり だす。 日出 9・14		1・7 第1次西園寺公望内閣成立。	
		1・14 西川光次郎ら日本平民党結成。	
		1・18 政友会、政府に対し、戦後行財政の整 理を要求。	
		1・28 堺利彦ら日本社会党結成。	
(2) 監獄移転の理由 ① 現在監獄は二条離宮に最も近接し、往々不 敬に渉る虞あり。 ② 現在監獄は昔時大内裏の遺跡なれば、歴史 上不浄地となしおくに忍びず。 ③ 現在の監獄は京都鉄道二条駅附近にして目 下全通近きにあり、市の繁栄上最も必要な場 所なり。		2・1 韓国統監府開庁式。	
		2・24 日本社会党・日本平民党合同、日本社 会党結成(明40・2解散命令)。	
		3・2 非常特別税法改正公布(期限廃止)。	
		3・3 政府、郡制廃止案を衆議院に提出(3・ 17衆議院可決、貴族院審議未了)。	
		3・31 鉄道国有法公布。	
		4・6 廃兵院法公布。	
		6・28 幸徳秋水、神田錦輝館の日本社会党演 説会で議会主義が直接行動かの問題提示。	
(3) 府会、教育費市郡部負担割で紛糾 土木費教育費の郡部、市部負担割については、 毎年問題になり、市部は郡部議員の有勢によって 負担過重をかこってきた、今年度も27日市部から 中学校費市郡部折半とあるのを人口割(3.6: 6.4)に、土木費市郡折半となるのを4:6に 等の案が示されたが郡部は容易に応せず睨み合い がつづいた。その後郡部側が天橋公園補助金1,500 円を全額郡部で負担する案を示し原案に妥協して 落着。 日出 11・28		9・9 小林樟雄ら労働党結成。	
		9・25 旅順鎮守府条例公布。	
		12・25 第23回通常議会召集(12・28～明40・3・ 28)。	
(4) 府代議士会、知事を非難 府選出代議士会、木屋町に集合、舞鶴開港・園 部福知山間鉄道速成等について協議。大森知事の これらのことについて、政府に何ら交渉しない冷 淡さ、その他の懸案についても対岸の火災視する は余りに不親切、これを攻撃、改めざれば、中央 政府に後任を求むべしとす。 日出 12・9			

京	都	府
1・1 天田郡曾我井村字天田に巡査派出所設置。告示460号		8・31～9・1 16師団設置協力費支出反対派の京都市会議長堀田康人、西村彦右衛門、並川榮慶、相つき暴漢に襲われる。風雪京都史 315
2・12 府参事会、京都電気鉄道(株)訴願の紀伊郡東九条村営業税附加税賦課不当問題却下。日出 2・13		9・6 天田郡役所、一時、福知山町中部高等小学校に移転。告示351号
3・15 府、代書人規則公布。府令13号		9・17 陸軍管区表改正により16師団の設置決定。軍令3号、官報9・18
3・16 内貴甚三郎、江原素六ら、女子高師の京都誘致を衆議院に建議。日出 3・17		9・25 府会議員選挙。 ⁽³⁾ 告示288号
3・一 舞鶴工廠の労働者、新舞鶴町町税を過重として町役場と交渉。日出 3・19		9・30 郡会議員一斉選挙。日出 10・2
3・一 至誠会(京都市会政派)結成。府誌 下		10・15 宇治郡会議員選挙で区長の当選を無効とする旨、郡会で決定、山科村中川偵造、郡会決定を不服として訴願(11・19)(府も郡の決定を支持したが明41・1・8行政裁判所、これをくつがえず)。府庁文書 明40-15
4・1 新舞鶴警察分署設置。日出 3・12、府告示98号		10・21 臨時府会ひらく、開会3日(～10・27)。府会志
4・9 16師団の京都設置内定。東京日日 4・9		10・22 府会副議長選出をめぐり、政友会と至誠会(市部)対立、府会流血。日出 10・23
4・10 紀伊郡深草村の小作人60余人、16師団設置土地買収による生業資金について、郡役所に押しかける。 ⁽¹⁾ 日出 4・12		10・23 第10代府会議長に山口俊一就任(両丹派、山城派対立)。
4・15 京都市会議員半数選挙(～17日、18日)(42・7・12一部取消処分再選挙)。市会史		10・24 大森知事、府会郡部会役員選挙を、府県制第55条違反として取消命令。 ⁽⁴⁾ (10・27決定)。日出 10・25
4・20 臨時府会(市部会)ひらく。開会2日(～4・22)。府会志		11・18 通常府会ひらく。開会9日(～12・17)。府会志
4・22 上京区菅善三郎ら、市会議員選挙の封緘のない投票紙の受理を不法として訴願(41・6・2市会却下、42・2・15府参事会却下、42・7・8行政裁判所原告支持、8・10再選挙執行)。市会史		12・8 市会至誠会、大成会、合同会議をひらいて学区制問題協議。日出 12・9
4・23 京都市川村助役、市参事会で、16師団の位置は38聯隊附近を希望。上加茂方面説を容れずと言明。日出 4・24		12・16 衆議員議員補欠選挙、郡部1人(11・27告示500号)(愛宕郡西田作次郎当選)。告示543号
5・1 紀伊郡伏見、竹田、堀内3町村の議員半数選挙、手続不備で再選挙を命ぜられる。日出 5・3		12・21 柴田弥兵衛ら京都市議9人、新聞記者府議によびかけて同友会結成。日出 12・23
5・5 16師団設置位置測量開始。日出 5・7		12・27 羅災救助資金補助規程公布。府令70号
5・18 京都市会議員選挙訴願続出のため、市会調査委員会設置。市会史		
5・20 相楽郡高山村藪内某ら、村会議員選挙級別錯誤を理由に無効訴願(再選挙)。府庁文書 明40-15		
6・17 知事、郡市長および警察署長を召集、戦後行政事務を訓示。日露戦争時局記事		
7・13 府機構改正、第一～四部廃止、内務部、警察部復活。府誌 上		
7・19 京都市会、16師団設置協力公債発行をめぐり紛糾(9・2修正可決)[15万円事件] ⁽²⁾ 市会史		
8・16 府、事務改善のため、郡市長委任条件改正。府令43号		

参	考	日	本
(1) 16師団建設用地買収補償陳情	新師団設置のため小作地を取り上げられる小作人は地主から一坪につき20銭の支給をうけるよう交渉してきたが、地主は政府に交渉すべしと取り合わず止むなく郡役所に陳情したが、地主、小作人間のことは役所で取り扱いたきこと新師団の位置に未だ確定したわけではないと懇諭し、散会せしめたり。日出 4・12	1・20 憲政本党組織改革、大隈重信総理辞退。	
(2) 京都市会では16師団設置に伴い「本市北部ニ設ケラルルニオイテハ25万円、ソノ他ノ近接地ヲ選定サレタルトキハ15万円」、を献納することを申し合せ処置を市長一任とした。ところが深草村に決まり15万円の支出を諮ったところ、代償のない市費支出は不当と反対の声おこり、9・2の市会では大論戦の末15万円支出を可決された。風雪史 315		2・1 公式令公布(公文式廃止)(法律命令の施行日を公布後20日と定める。昭22・5・3廃止)。	
(3) 府会議員新分野	京都市内 政友会 3 郡部 政友会 18 憲政党 1 憲政党 3 茶話会 1 中立 1 至誠会 2 無所属 1 中立 3 無所属 3	2・16 日本社会党大会、幸徳秋水らの直接行動変革論をめぐる激論、22日結社禁止される。	
(4) 府県制第55条第2項により指名推選を為す場合に於ては議長又は議員において指名したる被選挙人を会議に諮り過半数を得たる者を当選者とすべきものなるに、本件選挙人は単に議長において指名したるに止まり、其指名せられたる被選挙人を会議に諮らず従って過半数の同意を得たるものにあらざるに、其指名者をもって直に当選者と決定したるは府県制第55条の規定は違反せるものと認め。取消命令書中、記の全文		2・28 憲政本党大同倶楽部提携。	
		3・2 衆議院、郡制廃止法案可決。	
		3・15 樺太庁官制公布(4・1軍政廃止)。	
		3・16 衆議院、治安警察法法案(婦人の政談演説会参加解禁)、可決(3・27貴族院否決)。	
		3・16 沖縄に町村制適用の件公布(明41・4・1適用)。	
		7・13 地方官官制改正公布(府県職制に内務、警察2部制採用)。	
		7・19 韓国皇帝譲位、京城に暴動おこる。	
		7・24 第3次日韓協約調印(韓国内政に日本官僚機構確立)。	
		7・25 25師団、韓国出兵。	
		8・1 京城で韓国軍隊解散式(一部軍隊反抗日本軍と交戦、以後翌年にかけて反日暴動拡大)。	
		9・17 陸軍管轄区域改正(6師団増設)13師団(越後高田)14師団(宇都宮)15師団(豊橋)16師団(京都)17師団(岡山)18師団(久留米)。	
		12・25 第24回通常議会召集(12・28～明41・3・17)。	

京	都	府
1・24 府、勅令216号により市に準ずべき町村を指定(伏見町、福知山町、舞鶴町、新舞鶴町、余部町、宮津町)。府令2号	8・28 京都市会、財政難のため第二疏水工事計画設計変更。経費3万円減額可決。日出 8・29	8・1 紀伊郡深草村で、村民、石田村長に対し職務怠慢と辞職要求、村長辞任もせず、出庁もせず、郡長もてあます。日出 8・17
2・1 巡査派出所を交番と改称。政経大年表	8・1 紀伊郡横大路村で、村民、資産家辻本助役の税金滞納を口実に、滞納者続出。郡、村長処置に窮す。日出 8・28	9・9 京都チリメン組合ら、上・下京税務署の査定をアンバランスとして両署合併を建議。日出 9・10
2・29 臨時府会ひらく。開会3日(～3・5)。府会志	9・30 府、警察犯処罰令公布(違警罪目廃止)。府令65、67号	11・1 第16師団司令部事務開始。大阪仮駐屯の兵力移動完了。 ⁽³⁾ (原部隊、大阪府泉北郡高石村天王寺、天下茶屋に仮駐屯)。府庁文書 明41-1、伏見桃山文化史
2・29 京都市会、多数派大成会、脱会者多数、動揺。日出 3・2	11・16 通常府会ひらく。開会11日(～12・15)。	12・2 京都市参事会、屠畜市営を可決(京都屠畜会社(株)明42・6・30消滅)。日出 12・4
3・6 府、前年度水害復旧のため内務省に起債許可稟請(3・31許可)。府庁文書 大2(府会決議)	12・21 京都市会同友会、大成会脱退組によって発会。日出 12・23	12・29 加佐郡新舞鶴町会、町長に福井県藤田藤平を選出(翌年1月府認可、町会議員失格問題おこり2・17再選挙、藤田孫平再当選、3・2府認可。日出 42・1・8
3・8 園部村会で紛糾の水害復旧工事費問題、府の急施工事施行決定により落着、辞表提出中の山下町長、村会議員ら復職。日出 3・8	この年 ▷ 竹野郡間人村で財政乱脈、村長、議員総辞職自治機関麻痺。日出 明42・1・8	
3・27 舞鶴区裁判所、庁舎新築落成。舞鶴史話		
3・27 京都市高瀬川沿岸住民、川埋立、市電敷設を陳情。日出 3・28		
3・31 京都市道路拡築工事、資金借入不能のため一時中止。市の道路拡築部廃止。日出 3・25		
3・一 天田郡雀部村、下豊富村の境界争いおこり、府、実地調査。日出 3・19		
4・4 府、町村の勸業・土木・衛生業務中、重要な事項については、町村長が助役に分掌させること適当ならずと通達。府庁文書 明41-1		
4・6 京都市会、市税賦課徴収条例可決(従前は規定なく慣行による)。日出 4・17		
4・23 4代府知事千田貞曉没。73歳。人名辞典		
5・4 葛野郡長遠藤邦三就任。郡勢一斑		
5・15 衆議院議員選挙執行。 ⁽¹⁾		
5・27 天田郡役所新築移転。告示258号		
6・2 昨年4月執行の京都市会議員選挙の取消訴願に対し、市会、「訴願人ノ請求相立タズ」と裁決(明42・7・8行政裁判所、市会の裁決をくつがえし議員13人失格)。市会史		
8・1 織物新課税、西陣のリボン、鉢巻、鼻緒等の裂地に課税。日出 8・2		
8・4 京都市会、三大事業費300万円三井銀行借款契約可決。日出 8・4		
8・4 京都市の三井銀行借款締結反対市民大会、河原町共楽館で開催(8・6同趣旨演説会、西陣でも)。 ⁽²⁾ 地方労働運動史		
8・8 下京区第7学区有済校下で、昨年度学区決算報告をめぐり、学務委員の専横追求され紛糾。日出 8・10		
8・15 新舞鶴町職員、長谷川町長の独善を怒って同盟欠勤。地方労働運動史		

参	考	日	本
(1) 当選者 市部 西村治兵衛(無) 木村 省吾(〃) 中安信三郎(〃) 郡部 木村 良(無) 岡田 泰蔵(政友) 奥 繁三郎(政友) 岩田 信(政友) 川崎安之助(政友)		1・23 憲政本党、衆議院に内閣不信任案提出(否決)。	
(2) 京都市が三大事業の資金を三井銀行から借り入れることになったが、その条件を市会に付議しなかった。至誠会、中正会は理事者不信認を決議し、市民の世論を喚起した。この借入はその後外債の見通しがつき、実施に至らず消滅した。市政史上		3・16 増税法公布(酒、砂糖、石油など増税)。	
(3) 京都に16師団 日露戦に混成師団として大阪にあった第16師団を、京におくことになったのは明40・3・19日の陸軍管区改正によったもので他に13師(越後高田)14師(宇都宮)15師(豊橋)17師(岡山)18師(久留米)が増設された。16師管の旅団は伏見・敦賀に、連隊は伏見・大津・敦賀のほか奈良に新設。師団司令部は深草小学校東方3万2千坪、練兵場は竹田・深草両村の14万坪と定められ、これを中心に騎兵隊、砲兵隊、軽重隊、憲兵屯所、兵器廠、病院、監獄が併設され歩兵38連隊はそのまま残り工兵隊は伏見14大隊を紀州に移した跡へおかれた。風雪史 314		3・28 監獄法公布。	
(4) 地方税制限緩和 戦時税に対して、地方団体の附加税を賦課することを許さなかったが、戦後において、非常時特別税法が永久化したため、この厳重な制限が地方団体の事業執行上は勿論、天災事変等止むをえない場合に、処理上極めて困難なので本法を制定してこれを緩和しようという主旨で立法された。その後一部改正されたが、昭15・3地方税法公布に伴い廃止された。府県制度資料		3・31 地方税制限ニ関スル件公布。 ⁽⁴⁾	
		5・15 第10回衆院選挙(政友193、憲政本党65、大同倶楽部29)。	
		7・4 西園寺内閣総辞職。	
		7・14 第2次桂内閣成立。	
		7・25 戸水寛人ら、戊申倶楽部結成。	
		8・29 政府、財政緊縮計画発表。	
		9・29 警察犯等処罰令公布(東京・地方の違式註違条例を統合した旧刑法違警罪の規定を刑法改正に伴い独立したもの。労働争議弾圧にも利用)。	
		10・13 戊申詔書発布。	
		12・21 河野広中ら、又新会結成、官僚政治打破宣言。	
		12・22 第25回通常議会召集(12・25～明43・3・25)。	

京	都	府
1・15 墓地埋葬規則改正、私人の設置を禁止。 府令7号		7・一 四条通宮本町外、南側4町住民、四条通の拡築を両側平等にと市長に陳情。日出 8・1
1・26 下京区33学区住民、市営屠場の地元設置に反対、市参事会に陳情(市は西ノ京の私営屠場転用を内定していたが、府は設置基準不備、師団供給上不便で難色を示す)。日出 1・13、1・27		8・21 上京区井上治三郎、下京区市会議員再選挙の名簿不正を理由に無効訴願(明44・7、府参事会で却下)。日出 8・22
1・一 竹野郡間人村、財政乱脈、村長・村議総辞職し自治機関麻痺。日出 1・5		9・3 日英博覧会出品補助審議のため臨時府会(市部)ひらく。開会1日。府会志
2・20 民家使用中の伏見区裁判所流出張所、新築落成。日出 2・22		9・16 京都市勸業委員会、市域拡張調査結果をまとめ、市参事会、市長に建議。日出 9・17
2・20 京都聯隊区司令部、紀伊郡深草村に決定。日出 2・21		10・4 紀伊郡会、町派、村派の対立により、議長、副議長、参事会員総辞職。日出 10・5
2・27 京都市会、京都監獄移転建議書、明37について再度可決(府会、12・7可決、登極令発布され移転の必要つよまる)。日出 2・28、12・8		10・30 府人口1,143,964人と内閣統計局発表。府会志
2・一 織物消費税全廃運動さかん。関西の業者相呼応して東上。日出 2・9		11・上 師団街道(京伏街道)開さく計画路線をめぐって、府理事者と府参事会意見対立(12・1府会修正意見を付して知事に答申、12・14、原案可決、同時に理事者弾がいの内容意見書可決、内務大臣に提出)。(1) 府会志、日出 11・14
2・一 天田郡福知山町と曾我井村、屠場設置をめぐり対立(2・22福知山町認可、その後も対立たえず)。日出 2・2、17、3・23		11・一 京都税務監督局の管轄に福井、石川、富山の3県入り、1府4県になる。日出 1・18
2・一 内務省警保局長、巡査派出所弊害取締について府県に通牒。日出 2・9		12・7 大森知事、舞鶴港の外国貿易港としての将来について、府会で言明。(2) 日出 12・9
3・4 船井郡西本梅村、小学校位置をめぐり紛糾。村長以下吏員、村議辞職、村政麻痺。日出 3・6		12・14 府会議員定数改正、上京1、下京1増33人になる。告示72号
3・17 岩田信外7名提出の舞鶴開港建議案、衆議院委員会で協議、陸海軍の反対で散会(3・19可決)。日出 3・19、21		12・23 京都市会議員定数改正、48人。市会史
3・30 京都市会、家屋税創設・戸別税廃止を市長に建議。市会史		12・25 木津裁判所、新庁舎移転。相楽郡誌
4・13 伏見警察署巡査部長派出所、紀伊郡深草村直達橋に設置。告示194号		12・25 京都市会、鴨塘線市電敷設予算可決。(3) 市会史
4・18 元京都府知事、楨村正直記念碑、市内黒谷に建設、除幕式。日出 4・19		12・一 与謝郡朝妻村漁民、府の伊根村漁区免許認可に反対、行政裁判所に提訴。日出 12・22
4・23 ペスト流行対策審議のため、臨時市会ひらく。日出 4・24		
5・27 下京区6学区公同組合、家屋税創設反対を市長に建議。日出 5・28		
5・一 紀伊郡吉祥院村で、桂川改修堤防工事請負欠損生じ紛擾(明43・1・31、理事者総退陣)。日出 8・15、明43・2・4		
6・1 南桑田郡稗田野村と吉川村、村名を佐伯村として合併することを府に申請。日出 6・7		
6・28 京都市3大事業(第2疏水、道路拡築、市電敷設)フランス外債4,500フラン契約成立。市会史		
7・8 明40・4の京都市会議員選挙、行政裁判所の取消命令(一部)をうけ、13人失格(8・10、12、13再選挙)。同上		

参	考	日	本
(1) 師団道路敷設	理事者側は陸軍省の意向もあり軍隊本位の路線を主張したが、参事会員側は必ずしも軍事本位を要せず、師団設置に伴い頻繁になる京伏間の交通に供へんとするもので延てその沿道の人民に対して恩恵を受けしむるのが目的である。軍事専用の道路ならば、師団で勝手に設置するがよし、府が巨額の府費を投ずる要なしと主張、互に譲らず、加えて市郡負担率折半の原案も紛糾の種になり、市部は2分5厘の負担を主張して譲らなかった。日出 11・14	2・11 摂政令、皇室登極令公布(天皇即位大礼は京都でおこなう等規定)。	
(2) 大森知事舞鶴開港の所見開陳	政府においても浦塩に対する貿易港として適当の港湾を得んことを詮議しつつある際なれば舞鶴港の将来につきては強ち悲観すべきものに非ざるべし。舞鶴港開港は我京都府のために非ず。将又丹後や舞鶴に関する一地方の問題にも非ず。国家の利益を増進せんがためには斯る天与の良港をムザムザ放棄しおくべきに非ず。余はこれが開港に対しては余が有らん限りの力を致すは国家に対して幾分の恩義を尽すの途なりと確信せり、然りといえども、後年に至り、万一この希望を貫徹し能わざることあるも、何とも致し方なし。日出 12・9	2・24 憲政本党、反政友会各派と大合同決議(院内総理犬養毅これに反対して除名され10・13妥協成立、除名撤回)。	
(3) 京都市鴨東線問題	上京区丸太町十番地先から疏水路の西岸に沿い下京区宮川筋八丁目483番地先に至る新設築堤に電鉄軌道敷設の原案。府は風致保存上反対意見をとり。明44・6修正意見(五条、三条間)を附して副申した。市側は結局府の意見を尊重し、同年12月市会で、計画修正の上再申請大2・5・29特許をえた。その後大4・2・6京阪電気鉄道(株)に営業権を譲渡。市政史、市営電気事業沿革誌	3・3 全国織物業者、織物消費税全廃大会ひらく。	
		3・9 野党3派の3税(塩、織物、通行)撤廃案、衆議院で否決。	
		4・13 貴族院令改正公布(男爵定員増加)。	
		5・6 新聞紙法公布(内務省に発売禁止権を与える、昭20まで存続。新聞紙条例廃止)。	
		7・6 閣議、韓国併合の方針決定。	
		10・26 枢密院議長伊藤博文、ハルビン駅で暗殺される。	
		12・22 第26回通常議会召集(12・25~昭43・3・23)。	

京	都	府
1・20 府会議員増員選挙、上京1人、下京1人。 告示555号		7・一 北桑田郡知井村で、村税拒否事件おこる。(2) 日出 7・22
1・23 天田郡で各実業組合長辞職さわぎおこる(郡費年々増加、各町村長、経費節減のため各実業組合補助金全廃、組合合同を郡長にせまる)。 日出 1・27		8・16 南桑田郡樫田村各部落代表、部落有財産統一意見まとまる。 府庁文書 明43-15
1・25 政友会京都支部、府下142カ町村の地租軽減請願署名をまとめ、貴衆両院に提出。 日出 1・28		8・24 南桑田郡東別院村会、部落有財産統一決議。 同上
1・28 葛野郡長桜井丈太郎就任。 郡勢一斑		8・29 京都市会各派委員会、烏丸線東本願寺前拡築問題協議、寺側の意向受諾決定。 日出 8・30
1・28 北桑田郡長篠田末五郎就任。 郡誌		8・一 府警察部長、韓国合併祝賀会に名を借り煽動的行動禁止を訓令。 日出 8・31
2・3 京都市会、市議員級別配当数改正案可決(3・29内務省認可)。 市会史		9・9 宇治警察署、久世郡宇治町大字宇治郷16番地の1に移転。 告示454号
2・3 京都市内実業家、営業税改悪反対請願運動をおこすことを決議。 日出 2・4		9・28 衆議院議員郡部補選(船井郡木戸豊吉当選)。 告示452号、告示495号
2・21 船井郡長後藤善二就任。 郡誌		10・5 加佐郡四所村会、部落有財産統一決議。 府庁文書 明43-15
2・21 相楽郡長根本吉太郎就任。 日出 2・22		10・5 与謝郡宮津町会、部落有財産統一決議。 同上
2・26 四条通沿道住民、道路拡張反対期成同盟結成。 日出 2・28		10・13 京都市長に西郷菊次郎再選。 市会史
3・7 京都市内料飲業者、仲居税撤廃運動展開。 日出 3・8		10・18 堀田京都市会議長、市長増俸議決を不満として辞職。 日出 10・19
3・22 相楽郡長、根本吉太郎就任。 郡誌		10・23 竹野郡徳光村会、部落有財産統一決議。 府庁文書 明43-15
3・一 愛宕郡田中村、役場新築敷地問題、村税軽減買収問題等おこり、村民非難たかまる。 日出 4・5		10・一 天田郡上夜久野村で部落有林統一。 市町村合併史
3・一 紀伊郡伏見町の工兵4大隊、大阪府高槻に移動、工兵16大隊、これにかわる。 伏見桃山文化史		11・5 紀伊郡横大路村で桂川改修立退問題で対立、村民、郡役所に押しかける。 日出 11・6
4・1 塩小路警察分署を七条警察署に、新舞鶴警察分署を警察署に昇格。 告示187号		11・8 京都市議上田万治郎ら、烏丸線東本願寺前拡築問題で市長と会談。 日出 11・9
4・1 上京区役所新庁舎開庁。 日出 4・2		11・13 在郷軍人会京都支部結成、市町村(京都市は学区毎)に分会を設置。 府誌 上
4・1 伏見警察署深草巡査部長派出所など4派出所廃止、臨時警察出張所設置。 告示185号		11・15 府、文部大臣からの訓令にもとづき、小学校教員の思想行動、中学校生徒の読書傾向、演説会場出入禁止等について、郡市長宛内訓(7号)。 府庁文書 明43-1
4・9 府、入営時の軍服類似服装取締について郡区长宛通牒。 府庁文書 明43-1		11・17 通常府会ひらく。開会12日(～12・16)。
5・10 大久保警察署を久世郡宇治町に移転、宇治警察署と改称。 日出 5・6、告示265号		12・13 船井郡松山村会部落財産統一決議。 公報 昭9・2・16
5・20 加佐郡余部町、舞鶴町、新舞鶴町三町屠畜組合、屠畜検査手数料の徴収(4・22付告示237号)は、知事の畜産奨励方針に反すると廃止を陳情(翌年2月再度)。 府庁文書 明45-2		12・16 府会郡部会、由良川等4河川治水について内務大臣に意見書提出。 府会志
6・8 大森知事、郡市長会議で、部落有林統一促進を訓示。 日出 6・9		12・29 加佐郡由良村会、部落有財産統一決議。 府庁文書 明43-15
6・20 明石博高没。72歳。 伝記		12・一 南桑田郡長、大森吉五郎就任。 郡勢一斑
6・22 宇治郡山科村、村長伊東泰若暗殺される(村会議員15人引責辞職) ⁽¹⁾ 日出 6・23、7・15		
7・16 天田郡21カ村、宅地価格調査委員選挙で福知山町と対立。 日出 7・20		
		この年 ▷ 南桑田郡樫田村(現在大阪府高槻市)、部落有財産統一完了。 府庁文書 明43-15

参	考	日	本
(1) 宇治郡山科村長暗殺		2・18	又新会の一部、無名会結成。
宇治郡山科村で去る4月はじめ川田地区墓地設置するについて、府あて申請書に差別用語の記載ありと住民300名役場におしかけ糾弾、5月初旬村長辞職、同月下旬後任村長の選挙を執行したるに、伊東氏再任されたり。 日出 6・23		3・1	大同俱樂部、成申俱樂部など合同、中央俱樂部結成。
(2) 北桑田郡知井村村政案乱		3・7	地方官官制改正公布(府県に警部補をおく)。
北桑田郡知井村は明39・5村内共有林一部売却、9,000円の収入を得て村会では一定の方法を決議し、成るべく公共事業のために支出し、個人貸付の場合は2名の保証人と時価倍額の不動産を担保に供することにしたが、時の村長が、約7,000円を規定を無視して自分他18名に貸付けたことが発覚、村会で追及され辞職したが、返済問題は解決しなかった。村民は「村長さんが大金を借りて返さぬのなら我々も納税の義務をつくす要なし」と滞納、1万余円の村予算わづかに2,000円しか徴収できず村政益々紊乱を重ねた。 日出 7・22		3・13	憲政本党、又新会など合同、立憲国民党結成。
		3・25	織物消費税法、通行税法公布、地租条例改正。
		5・25	大逆事件検挙(6・1幸徳秋水逮捕)。
		6・24	韓国警察権の日本委託覚書調印。
		7・4	第2回日露協約調印(満州を両国特別利益地域に分割)。
		8・22	日韓併合条約調印(秘密裡)8・29日韓併合に関する宣言発表、韓国を朝鮮と改称。
		8・30	朝鮮總督府設置(10・1寺内統監を朝鮮總督に任命)。
		9・11	朝鮮の政治結社に解散命令。
		10・一	内務、農商務省、「公有林務整理開発1件」(部落有林統一)通牒。
		11・3	帝国在郷軍人会、九段偕行社で結成。
		12・20	第27回通常議会召集(12・23～明44・3・22)。
		12・24	皇室財産令公布。

京	都	府
1・10 立憲国民党京都支部発会式。 日出 1・11		9・30 各郡会議員選挙。
1・13 船井郡上和知村会部落有財産統一決議。 府庁文書 明43-15		9・一 中郡郡会議事堂竣工。 峰山郷土史 上
1・14 衆議院議員市部補選(上京区浜岡光哲 当選)。 告示18号、明43 告示627号		10・1 七条警察署を下京区下寺町五条下ルに 移転。 告示398号
2・4 府参事会員ら6人、師団街道開さく収 賄容疑で拘引(3・14予審で有罪決定)。 日出 2・5、3・14		10・1 町村制改正により、町村財産処分、郡 長の専決事項になる。 与謝郡誌
2・10 柴田京都市会議長、烏丸線本願寺前拓 築決定に関し、検事局の取調べうける。 日出 2・11		10・9 紀伊郡堀内村山本助次郎、郡府会議員 選挙に代人投票ありとして全部無効を主張、訴願。 日出 10・11
3・4 熊野郡長高辻勲就任。 郡勢一斑		10・11 熊野郡参事会、区長代理野田権蔵の郡 会議員当選を被選挙権なしとして無効決定(12・19 府取消裁決)。 告示548号
3・8 何鹿郡長藤正路就任。 郡誌		10・12 市制改正により京都市名誉参事会員6 人を10人に増加(参事会、諮問機関になる)。 市会史
3・8 天田郡長竹沢徳蔵就任。 郡勢一斑		10・16 日出新聞、13日間にわたり、京都市政 の怠慢を摘発。 日出 10・16
3・11 新舞鶴町民300余人、町制改革を主張、 町民大会で、町議辞職要求(その後町長を非難 6・16町長辞任)。 日出 3・16、3・22、6・20		10・20 政友会京都支部、府会役員選出をめぐ り、郡部山城派と丹波派对立深まる。日出 10・22
3・23 船井郡胡麻郷村会部落有財産統一決議。 府庁文書 明43-15		10・20 下京区寺町松原角に五条警察署寺町下 派出所設置。 告示453号
4・13 船井郡西本梅村会部落有財産統一決議。 同上		10・21 臨時府会ひらく。開会1日。 府会志
4・26 加佐郡長穴戸秀策就任。 郡誌		10・27 京都市会同友会分裂、翠倶楽部結成。 日出 10・29
4・一 紀伊郡深草村で、前村長石田吉左衛門 と現村長青山和造対立、村民両派に分れ、村治乱 れる。 日出 5・13		11・17 通常府会ひらく。開会12日(～12・16)。 府会志
5・4 葛野郡西院村、朱雀野村、梅津村、大 内村村長、京都市避病院建設反対を府に陳情。 日出 5・6		12・12 府会郡部会、木津川・由良川改修費予 算案、紛糾の末否決(12・14知事再議を命令、再 否決。12・21府、原案執行を申請認可。12・22郡会 議長ら内務省に陳情。 会議録
5・23 西郷京都市長、病気を理由に辞表提出。 日出 5・25		12・16 府会郡部会、丹後チリメン粗製製造防 止のため製品検査の実施意見書を知事に提出。 府庁文書 大2(府会決議)
5・一 府警察部、高等警察課内に危険思想取 締専門機関設置(内務省内訓)。 日出 5・13		12・25 京都市会、市長候補選挙執行(12・26 大森知事、第2候補の再選命令。市会、知事の越権 を非難し紛糾。12・27第2候補再選挙)。(4)市会史
6・1 府内務部に林務課設置。 日出 6・3		12・24 京都市会、三大事業追加外債500万フ ラン募集可決(12・30成立)。 同上
6・5 京都市会秘密会で、市長留任勧告委員 柴田弥兵衛、市長の真意は「府の干渉圧迫しては 今後何人が市長になるも頗る困難」と報告。 日出 6・6		
6・7～10 府と京都市対立問題について、市 内各地で演説会ひらかれる。(1) 日出 6・8		
6・10 貴族議員多額納税者選挙執行、有資格 者に農業者なくなり市部の商工業者の進出めだつ。 何鹿郡誌		
7・一 大森知事、文部省の思想統制訓令の移 牒を保留。(2) 日出 7・8		
9・22 市助役数、東京3人、京都・大阪2人。 維新後年表		
9・22 市町村財務規定、吏員服務規律制定公 布。 同上		
9・25 府会議員選挙執行。(3)(政友会28国民 党2中立8)。 日出 9・27、告示329号		

参	考	日	本																
(1) 鴨東線敷設問題等対立たえない府市行政の刷 新を標榜する一部市会議員・弁護士ら、時事問題 演説会を北野倶楽部で開催、聴衆2,000余人溢れ て場外の庭にも及ぶ。 河上肇、並川栄慶ら弁士交々に壇にのぼり、鴨 東線問題等について大森知事の措置を攻撃、反省 を求める決議をなす(8日松の家、9日青年会館 10日五条会館で開催)。 日出 6・7		1・18 大審院、大逆事件に判決(24人死刑 1・19無期12人有期2人に減刑)。																	
(2) 大森知事、文部省通達を留保 さきに京都法科大学岡村教授が岐阜で家族制度 に関する講演をして以来、文部省は、官公立学校 その他の団体に対し、大学教授を招聘し講演依頼 するときは、総長に申し入れ推せんのあるもので なければならぬ旨訓令したが、大森知事は物議 の生ずるのを考慮して移牒を見合わせた。 日出 7・8		1・26 桂・西園寺会談、政府と政友会提携成 立<情意投合>。																	
(3) 府会議員党政派別当選者数	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>政友</th> <th>国民</th> <th>中立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京 都</td> <td>9</td> <td>0</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>郡 部</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>28</td> <td>2</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> 日出 9・27、28		政友	国民	中立	京 都	9	0	7	郡 部	19	2	1	計	28	2	8	2・21 日米航海通商条約調印(7・17実施、 関税自主権回復、以後各国と同様の改正条約結ぶ)。	
	政友	国民	中立																
京 都	9	0	7																
郡 部	19	2	1																
計	28	2	8																
(4) 京都市長推せん選挙再選挙 京都市長候補推せん選挙において第1、第3候 補は決定したが第2候補は同点者2名となり、決 戦投票か年令順かで議論が沸き、結局年長者に決 定したが、大森知事は之を市制第55条に背くもの として不当として再選を命じた。市会においては 江羅議員の「若しその選挙が違法のものなれば監 督者たる知事は其進達を拒む事を得るも未だ議長 より進達の手続すらなさざるに知事より指揮して 再選挙を行はしむるの権能なし」と主張したのを はじめ、知事越権論が沸とうしたが、結局知事の 命令どおり再選挙の件が上程された。 日出 12・28、市会史		3・11 普通選挙法初めて衆議院通過(3・15 貴族院否決)。																	
		3・29 工場法公布(大5・9・1施行)。																	
		4・7 市制町村制全面改正公布(市町村議員 の全部改選、任期4年、単記制、市参事会の諮問 機関化など)10・1施行。																	
		5・29 普選同盟会、政府の圧迫で解散。																	
		8・21 警視庁、特別高等課を設置。																	
		8・25 桂内閣総辞職。																	
		8・30 第2次西園寺内閣成立(政友会内閣)。																	
		10・10 清国革命党擾乱<辛亥革命>。																	
		10・25 片山潜ら、社会党結成。																	
		11・17 閣議、辛亥革命に対し、清国援助の方 針決定(11・26声明)。																	
		12・23 第28回通常議会議召集(12・27～明45・3 ・26)。																	

京	都	府
1・6 京都市長に、元和歌山県知事、川上親晴就任。市会史		7・一 松原警察署、宮殿下馬車通行の場合の電鉄運転心得を通牒。日出 7・1
1・18 愛宕郡松ヶ崎村村会、決算報告をめぐる紛糾、村長以下総辞職。日出 1・24、25		8・6 明治天皇御陵、紀伊郡堀内村大字堀内字古城山に決定。維新後年表
2・16 葛野郡大内村で、京都市編入期成同盟組織、竹内村長に同意を迫る(大7・4編入)。日出 2・17		8・21 川上京都市長、廃廟後に甲旗掲揚する市民が稀であることを非難、市会で問題化。 ⁽⁴⁾ 日出 8・23
2・22 葛野郡大内村字八条と四塚の人民派、分村して京都市編入を府庁に請願。日出 2・24		8・一 愛宕郡八瀬村、大原村の大葬の輿丁奉仕内定、村民喜ぶ。日出 8・4
2・一 京都地裁宮津支部の舞鶴移転説あり、両町民利害反し対立(大8・6舞鶴支部設置、宮津支部、予審事務を残して存置)。与謝郡誌		9・14 明治天皇、桃山に埋葬。政経年表
3・1 丸太町線拡張用地買収をめぐる、川上京都市長と並川栄慶市議、市会で大論戦、市長の「市民の賊」発言問題化。 ⁽¹⁾ 日出 3・2		9・一 明治天皇大葬により16,800円を京都府に下賜、慈恵救済基金に編入。府会史(大正時代)
3・9 七条警察署落成。府庁文書 明45-16		10・23 川上市長、市電鴨塘線敷設申請の府副申遅延を非難、公文書で府を詰問。日出 10・24
3・25 北桑田郡長、芦谷犬次郎就任。郡誌		11・16 通常府会ひらく。開会10日(～12・14)。
3・25 竹野郡長、田中無事生就任。同上		11・20 京都市の家屋税新設案、市参事会で否決。日出 11・21
3・28 府内務部長、徴兵忌避取締を訓令。府庁文書 明45-1		11・27 府会議員定数に関する事など16項目知事の専決事項指定。勅令49号
4・一 京都市会、至誠会・大成会・翠クラブ提携、市会の大勢力になる。日出 4・20		12・10 政友会京都支部、五条倶楽部で総会をひらき憲政擁護、閩族打倒、官制改革を決議。日出 12・11
5・15 衆議院議員選挙執行。 ⁽²⁾ 政治史必携		12・20 川上京都市長辞任、警視總監に就任。市会史
6・4 原内相、京都市三大事業視察。府庁文書 明45-16		
6・8 府、地方改良講演会開催、天田郡上夜久野村など数村表彰。日出 6・9、府誌下		
6・15 京都市三大事業完成式、平安神宮で挙行。		
6・19 紀伊郡伏見町会、協和倶楽部解散、公民会大勢力になる。日出 6・21		
6・21 紀伊郡深草村有志、第2疏水開通による灌漑用水杜絶対処を陳情。日出 6・23		
6・一 大森知事、市電交通杜絶を理由に、祇園祭山鉾巡幸禁止を命令(6・20川上市長、浜岡商業会議所会頭、知事と会談、巡行の了解を得)。日出 6・10、6・25		
7・6 久世郡小倉村区会議員当選者、木下治兵衛、四郎右衛門兄弟、町村制第15条の適用で弟失格。7・12村長に異議申立、7・29却下。府庁文書 明43-17		
7・15 京都市参与条例可決(市の行政と事業分離、特別事業を参与に分掌)。市会史		
7・16 大森知事、府三部制経済存置を上申(7・9内務省、府県知事の意見聴取)。府庁文書 明45-2		
7・一 加佐郡小学校長会、穴戸郡長の横暴を抗議。 ⁽³⁾ 日出 7・25		

参	考	日	本
(1) 京都市会、道路拡築をめぐる紛糾	丸太町線拡築土地買収をめぐる黒い噂について追及した並川議員の質問に対し、川上市長がこれを否定し、むしろ市会議員の中には今回の土地収用審査について、地主のため、市を負かしてほしいと運動している者がある、故意に市の事業を妨害しようとする者は市民の賊であると発言議場甲論乙駁騒然となる。日出 3・2	1・1 清国、国号を中華民国と改称。	
(2) 当選者	市部 浜岡 光哲(無) 中安信三郎(中央) 平井熊三郎(〃) 郡部 奥 繁三郎(政友) 田中教之助(〃) 南桑田郡 木村 良(中央) 岡田 泰蔵(政友) 清水仁三郎(国民)	3・5 衆議院議員選挙法改正案(単記、小選挙区制)衆議院通過(3・23貴族院審議未了)。	
(3) 加佐郡長、校長会と対立	加佐郡内における教員連の穴戸郡長に対する非難攻撃今や其頂点に達し事態頗るおだやかならず、従来同郡各小学校長協議会なるものあり。年2、3回会合しおりたるに今回突如郡長より解散命令を發し、各校長その理由の明示を求むるに単に漫に任地を離るるを許さずと繰り返すのみにて要領を得ず、各校長は郡長のかかる乱暴な態度許しがたしと郡長の内命により教員研究会を一斉に解散、郡長に届け出たり。なお穴戸郡長、各町村長とも頗る円満を欠き、町村行政の上に悪影響を及ぼすこと甚大なり。日出 7・25	5・15 第11回衆院選挙執行(政友209、立憲国民95、中央倶楽部30、無所属47)この選挙で冲縄県に初めて選挙法施行。	
(4) 川上京都市長の甲旗掲揚についての発言問題化	元来甲旗の掲揚については内務大臣が廢廟後5日間御大葬儀3日間掲揚すべしと訓令し、京都市においても各公同組合長其他に対し同趣旨の諭告を發し居れり。されば一般市民にして廢廟後尚国旗を掲揚し居れる者あれば、各公同組長は市長の諭告もあれば、それに及ばずと各戸に注意し撤去せしめたり。然るに市長は大阪や神戸においては、今尚国旗を掲揚しおれりと今更の如く驚き、京都市民は口先で頻りに至誠の表現に努めるが口と心が違ふなど放言して憚らざるは市民を侮辱するも甚だしきものありとて、上・下京各公同組合長ら非常に激昂して2日来各理事に向って苦情を持ち込み、一の問題たるを免れざる可し。日出 8・23	7・30 明治天皇崩御。61歳。	
		8・3 休日に関する勅令公布。	
		8・21 第29回臨時議會召集(8・23～8・25)。	
		9・13 明治天皇大葬(東京青山)14、15桃山御陵埋葬。	
		9・26 恩赦、大赦令公布。	
		12・2 陸軍大臣上原勇作、師団増設案否決され辞職、後任者を推奏せず。	
		12・5 西園寺内閣総辞職<大正政変>。	
		12・13 東京のジャーナリストを中心に憲政作振会組織、軍備拡張に反対。	
		12・19 東京で憲政擁護会第1回大会開催、閩族政治反対、桂内閣成立紛争をさげふ。	
		12・21 第3次桂内閣成立。	
		12・24 第30通常議會召集(12・27～大2・3・27)。	
		12・一 各地で増師反対護憲大会開催。	
		この年	
		▷ 美濃部達吉、上杉慎吉の憲法論争。	